

カナダにおける 義務教育制度の概要

An Overview of Canada's Elementary
and Secondary Education Systems



財団法人 自治体国際化協会

カナダにおける義務教育制度の概要

An Overview of Canada's Elementary
and Secondary Education Systems

はじめに

本書は、カナダ都市研究所が2006年3月に作成したカナダにおける義務教育制度の概要に関する報告書を翻訳したものである。

この報告書は、当協会のニューヨーク事務所が調査項目を決め、カナダ都市研究所に依頼し、同教育研究部長のグレン・R・ミュラー氏の監修の下、同研究所教育研究部プロジェクトマネージャーのブレント・ギルモア氏、ライアーソン大学のボーダン・エゲー氏、トロント大学のマイク・クリスチャンセン氏、エリック・ゼーア氏、ヨーク大学のアリサ・バルトフスキー氏のご協力により作成されたものである。

この報告書は英語でまとめられたものであるが、カナダ国内の10州及び3つの準州をカバーしており、教育制度を研究する日本の地方自治関係者にとっても、貴重な情報源として利用いただけるものと考え、Japan Communications Inc.社にお願いし、翻訳を行って頂いた。

関係者各位にここで改めて厚く御礼を申し上げる次第である。

本書が皆様に広くご活用いただければ幸いである。

財団法人 自治体国際化協会
理事長 香山 充弘

1.	初等中等教育制度 — 豊かさへの旅立ち _____	- 1 -
2.	カナダにおける義務教育制度 — 先進工業国をリードする革新的教育 _____	- 2 -
2.1	将来の労働力育成に積極的に取り組む連邦政府 _____	- 2 -
2.2	カナダにおける教育の第一義的権限を握る州政府 _____	- 4 -
2.3	ダイナミックな学習環境の確保を目指し あらゆるレベルで実施される政府間の協力 _____	- 5 -
3.	地域社会が直接的な影響力をもち運営する子どもの教育 _____	- 7 -
3.1	子どもの就学と学校運営に対する保護者の積極的な参加 _____	- 8 -
4.	初等中等教育制度 — その傾向、構造、カリキュラム、目標 _____	- 11 -
4.1	全国的な就学率の上昇と出生率の低下 _____	- 11 -
4.1.1	卒業率の上昇と義務教育後の進学率の低迷 _____	- 14 -
4.2	カナダの K-12 制度 — 生涯学習への体系的な取り組み _____	- 16 -
4.2.1	初等中等教育における学年度 _____	- 17 -
4.2.2	幼稚園における就学前教育 _____	- 19 -
4.2.3	初等教育 — 思春期前の児童に向けた義務教育 _____	- 20 -
4.2.3.1	教育目標およびカリキュラムの構造 _____	- 20 -
4.2.3.2	教授法および評価法 _____	- 21 -
4.2.4	中等教育 — 思春期から就労準備まで _____	- 22 -
4.2.4.1	教育目標およびカリキュラムの構造 _____	- 22 -
4.2.4.2	教授法および評価法 _____	- 23 -
4.2.5	カナダ全土にわたる教育基準の統一とその重要性 _____	- 26 -
4.2.6	教育技能の向上を目的とした教師の評価と監督 _____	- 29 -
4.2.7	あらゆるレベルで児童の特殊なニーズに応える学校制度 _____	- 30 -
4.2.8	バイリンガル教育とホーム・スクーリング — カナダにおける教育の基礎概念 _____	- 30 -
5.	州・準州にとっての中心的な課題となりつつある教育予算の確保 _____	- 32 -
5.1	州政府からの交付金が最大の資金源になっているカナダの教育制度 _____	- 32 -
5.2	教育機会均等の重要な政策としての分配方式 _____	- 37 -
5.3	教育委員会の支出の大半を占める人件費 _____	- 38 -

6.	経済、社会、政治の実態を反映して常に進化し続ける教育	- 42 -
6.1	教育資源の新たな圧迫要因となっている人口構成の変化	- 42 -
6.2	教室内のテクノロジー — E-ラーニングによる革命	- 43 -
6.3	識字率は高水準を維持、多言語社会がもたらす影響	- 44 -
6.4	重視される教室内における教師の教育効果の向上	- 45 -
付録		- 47 -
付録 1:	オンタリオ州における初等中等教育の通知表	- 48 -
付録 2:	中等教育の卒業に必要な主要教科と単位数	- 53 -
付録 3:	学校の管理職、教員、生徒、保護者の 責任と義務に関する各州/準州の詳細	- 55 -
付録 4:	各州・準州における必須主要カリキュラム(幼稚園～12年生)	- 92 -
付録 5:	各州・準州の初等中等教育における 基本構造、教育目標、カリキュラム、評価法の概要	- 97 -
付録 6:	各州・準州の略号	- 129 -

TABLES

表 1:	カナダにおける学校レベルのガバナンスに対する保護者の関与	- 9 -
表 2:	カナダにおける初等中等教育機関数	- 11 -
表 3:	カナダの初等中等教育における年齢別就学率	- 12 -
表 4:	カナダの初等中等教育における学年別在籍生徒数	- 13 -
表 5:	カナダにおける初等中等教育学齢期人口の予測	- 14 -
表 6:	カナダにおける男女別中等教育卒業率	- 16 -
表 7:	カナダにおける中等教育中退率	- 16 -
表 8:	各州・準州における初等中等教育の生徒および教員別学校日数/時間数、学年度の構成	- 18 -
表 9:	カナダの初等中等教育における1学級あたりの生徒数(学年別)	- 19 -
表 10:	各州・準州における必修教科の時間配分(抜粋)	- 25 -
表 11:	各州・準州における共通テストおよび評価	- 28 -
表 12:	各州・準州の公立学校の資金調達・提供のメカニズム	- 33 -
表 13:	教育委員会の歳入および歳出	- 36 -
表 14:	各州・準州における教育部門・組織の改革	- 37 -
表 15:	初等中等教育学校制度の資本支出および経常支出(運営ならびに維持)	- 40 -
表 16:	初等中等教育機関の教員数	- 41 -

FIGURES

図 1:	オンタリオ州における教育省の組織図	- 4 -
図 2:	一般的な管理・組織構造	- 8 -
図 3:	カナダにおける学歴別失業率(全年齢層)(1991年～2003年)	- 15 -
図 4:	カナダ各地の初等中等教育学校制度	- 17 -
図 5:	教育委員会の歳入(州/準州別)	- 35 -
図 6:	初等中等教育学校制度の資本支出および経常支出(運営ならびに維持)が支出総額に占める割合	- 40 -

1. 初等中等教育制度 — 豊かさへの旅立ち

カナダ人にとって「学ぶ」というのは生涯をかけて行う活動である。カナダ人は公立の学校教育制度を通じ、非常に幼い頃からこの「学ぶ」という活動を開始する。進歩的で民主的な社会では、批判的に考え、自分で意思決定をする能力が高く評価される。カナダ社会の発展に積極的に参加し寄与することは憲法で認められた自由であり、またそれは部分的にはカナダにおける公立学校教育制度の構造と設計、運営の成果でもある。

世界第2の面積を有し人口密度が1平方キロメートルあたり平均3.3人を切るカナダでは、大都市圏の多様なニーズとともに地方の小さなコミュニティのニーズも満たし、しかも利用しやすく質の高い教育制度を運営することは、教育者にとっても意思決定者にとっても大きな課題となってきた。

カナダ社会の健全性や力強さ、多様性、繁栄が、若年層の教育の質に影響を与えていることは広く認識されている。また、絶えず変化し、ペースが速く、相互に関連し合う現代のグローバルな環境において競争力を保持するには、将来の最先端技術に対応していける労働力の育成が必要であるという点で一般的な合意が存在する。テクノロジーの発展がとどまることを知らないのと同様に、カナダの学校教育の発展にも限りがない。

日常生活における情報技術への依存度が高まるに従い、従来の教室は「スマート・クラス」へと進化しつつある。このスマート・クラスでは、教師と生徒が世界中の教師や生徒とリアルタイムでやりとりを行うことが可能である。他の先進工業国と同様、カナダのカリキュラムは複雑化しているが、これは、より年少の頃から高度な知的能力を開発することが重要視されているためである。また、カナダ社会の人口構成の変化につれ、教師や教材、その他のリソースに対する要求も変化している。カナダの初等中等教育は、このような要因とさまざまな教育イニシアティブにより再編成されつつある。

カナダでは、義務教育の提供は、10の州および3つの準州が直接的な責任を負っている。カナダ連邦政府も、州政府ほど直接的ではないが、教育に対し重要な支援を行っている。全体的な初等中等教育の構造は、カナダ全国を通じて共通点が多いものの、各州の教育制度は、カナダの地域社会を定義づける要因である独自の歴史的、地理的、伝承文化的な特徴を背景に発展してきた¹。カナダの教育制度は、総括的かつ多様で、誰にでも利用可能であり、カナダの文化には不可欠な要素である。

¹「初等教育」とは、一般に児童の発達期に行われる体系的教育の最初の数年を指す。カナダでは初等教育は義務教育の一環であるが、州によっては両親がホーム・スクーリングを選ぶこともできる。初等教育は、通常4歳から7歳の間に始められる。カナダでは、初等中等教育とはK-12(つまり幼稚園から12年生まで)を指す。「中等教育」(ほとんどの州ではハイスクール(高校)を指す)は、主にティーンエージャーの時期(14歳~18歳)に行われ、ミドルスクールまたはジュニア・ハイスクール(中学校)が中学校に相当する(11歳~14歳)。中等教育には、普通科、技術、職業、大学入学準備が含まれる。

2. カナダにおける義務教育制度 — 先進工業国をリードする革新的教育

カナダにおける教育制度は、カナダの特徴である広大な国土、文化の多様性など、カナダ国民が民主的で自由な社会を営む上で重要であると信じる特性を反映している。教育制度は、各州および準州が責任を担っている。各州・準州が初等中等教育の年齢要件を設定し、生涯教育や成人教育、特殊教育に対する資金を提供している。教育の組織、履行、評価に付随する、カリキュラム基準や卒業認定試験、教員資格、実習などに関する規制は、初等中等教育の実施を担当する 13 の省または局によって管理されている。

カナダにおける教育義務年齢は 6 歳から 16 歳(州によっては 18 歳)であるが、教育者と政策立案者の間では、カナダ国民が教育を受ける「権利」を有するかどうか、また個人の自己認識、つまりアイデンティティを育てることも各州の判断に委ねられるものかどうかについては現在も議論が続いている²。全国的に見ると、教育に関する法規は一貫したものではなく、法律のなかで明確に「権利」という言葉を用いている州もあれば、教育への「アクセス」の提供という曖昧な表現をしているだけの州もある。しかし、カナダの一般市民、教育者、立法者、教育擁護者の多くは、児童が公的学校教育にアクセスし、そこから利益を得ることは、カナダ人としての権利であると捉えている。

2.1 将来の労働力育成に積極的に取り組む連邦政府

カナダでは連邦政府に教育省は存在せず、全国的に統合された教育制度もない。カナダ憲法では、教育に関する法規の制定については各州が独占的な権利を有することが規定されている。連邦政府は、直接の管轄下にある地域においては担当省庁を通じて初等中等教育制度の規制および管理、実施を行う責任を担っている。連邦政府が責任を担う最も一般的な分野は、ファースト・ネーション(カナダ先住民族)が運営している学校あるいは保護地区の連邦政府運営の学校、保護地区周辺にある州立学校に登録している先住民の教育である³。

国防総省は海外に駐留する軍人の子弟に対し初等中等教育へのアクセスを提供している。また、カナダ矯正局は、受刑者が初等から中等教育以降の技能の習得、向上を希望した場合、(職業教育や特殊な識字教育コースなども含め)教育機会を提供している⁴。ユーコン準州やノースウェスト準州、ヌナブト準州では、連邦政府は特に技術的、職業的な支援面で子どもの教育に直接的な役割を果たしている。

連邦政府は、日常的な初等中等教育を提供する義務はないが、憲法のもとで宗教上および少数言語民族の権利を保護する責任を負っている。カナダ連邦(コンフェデレーション)の時代に、主要な宗教に対する既存の教育権を保護することが、新しい州の加入を承認する法令において保証された。その結果、非宗教の公立学校制度に加え、ケ

² Young Jon and Levin, Benjamin. (2003). *Understanding Canadian Schools: An Introduction to Education Administration*. 3rd Edition. Canada: Thomson, Nelson.ほとんどの州で義務教育は1年生からとされているのに対し、ノバスコシア州、ニューファンドランド・ラブラドル州、ニュー・ブランズウィック州では、幼稚園、つまり初等教育以前から義務教育が開始される。

³ education@canada: *International Gateway to Education in Canada*. (2006). <http://www.educationcanada.cmec.ca/EN/EdSys/over.php>

⁴ Dunning, Paula. (1997). *Education in Canada: An Overview*. Toronto: Canadian Education Association.

ベック州、オンタリオ州、アルバータ州、サスカチュワン州、ニューファンドランド州、ノースウェスト準州においては主としてプロテスタントやローマカトリック宗派からなる教育委員会が創設され、宗派別の初等中等教育制度が確立された⁵。これらの州あるいは準州の在住者は、その子弟を自分の宗派(ケベック州ではプロテスタント、その他の州ではカトリック)の公立学校に就学させることができる。

また、カナダ連邦政府の基本的役割には、少数民族の権利保護も含まれている。カナダ憲法では、宗派の学校の保護を唱えているが、同様の自由をカナダの公用語のいずれかあるいは両方で教育を行っている学校制度にも拡張した。1982年、カナダの新憲法の一部として、権利と自由の憲章(Canadian Charter of Rights and Freedoms)が導入された⁶。この憲章により、すべてのカナダ人が有する権利と自由の数々が揺るぎないものとなった。認められた権利のなかには、州民が各自選択した公用語(英語またはフランス語)で子弟に教育を受けさせる権利を州政府が保証しなければならないとの規定も含まれており、これは、コミュニティ内で、その言語を話す住民が少数派であっても保証されなければならない。たとえば、カナダ内の9つの州/準州では、英語を話す人がほとんどであるが、これらの州や準州においても、カナダ人は子弟にフランス語で教育を受けさせることができる。そのコミュニティ内で特定の言語が少数派であるかどうかにかかわらず、要請された言語で教育を実施するには、資格のある児童が必要数存在しなければならない⁷。この少数言語の権利に関しては、ヌナブト準州のカナダ先住民に対する例外が存在する。ヌナブト準州においては、英語とイヌクティット語もしくはイヌイナクトゥン語のバイリンガル教育が奨励されている⁸。

連邦政府はまた、カナダの地域社会を形成する文化の多様性を認め、それを享受し保護することに努めてきた。1988年には、連邦政府がカナダ多文化主義法(Canadian Multiculturalism Act)を施行し、カナダにおける文化の多様性が認められた。この法令は各州における教育に影響を与えることを目的としたものではなかったが、各州の教育関連の省庁にとって重要な分岐点となった。オンタリオ州やケベック州などでは、継承語教育プログラムが導入され、その他の州でも人権の尊重と異文化間理解を奨励する新政策や指導要領が導入された。

⁵ 本報告書においては、カナダ各地の州および準州において宗派別に運営されている公立学校機構については論じない。これらの宗教的公立学校制度についての詳細は、<http://www.ocsta.on.ca/>を参照されたい。

⁶ カナダの憲法および権利と自由の憲章に関する詳細は、http://www.pch.gc.ca/progs/pdp-hrp/index_e.cfmを参照されたい。カナダの権利と自由の憲章は、カナダ憲法の一部である。この憲章においては、自由で民主的な社会において市民生活を営みそれを享受するのに不可欠であるとの価値が認められる権利と自由が定められている。その中で、表現の自由、民主的権利、カナダ国内のどこでも働くことのできる権利、男女平等を含む平等の権利、カナダの多様文化の保護などの権利と自由が保証されている。憲章は、政府および政府機関のすべての活動に適用されるが、市民個人や法人はその条項を固守する必要はない。学校運営を含む政府プログラムは、憲章により唱えられている権利と自由を支持し順守する必要がある。

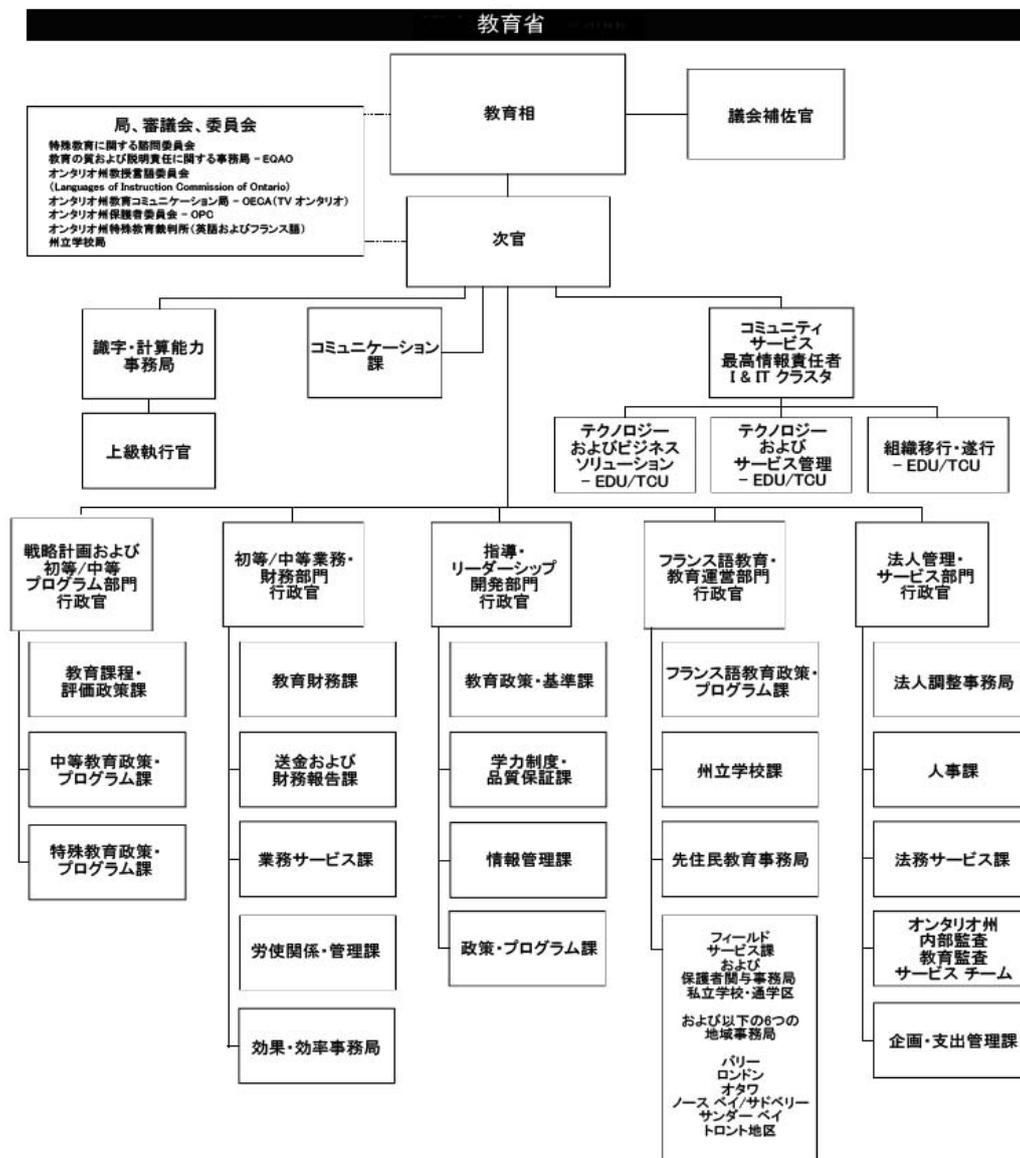
⁷ Canadian Heritage. Human Rights Program (2006). *Guide to the Canadian Charter of Rights and Freedoms*. www.pch.gc.ca/progs/pdp-hrp/canada/guide/minority_e.cfm。カナダ各地の法廷では、英語圏あるいはフランス語圏のコミュニティにおいて特定の言語の学校を開設する十分な根拠となる児童数について活発な討議が行われた。ノバスコシア州では、司法により最低50名の生徒が必要であるとの前例が示された。一方ケベック州では、非宗教の言語学校の場合、生徒1人で十分であるとされた。またアルバータ州では、188名の生徒による言語学校の申請が却下された。

⁸ イヌクティット語は、北極地方東部のイヌイット言語である。イヌイナクトゥン語もイヌイット語の1つで、イヌクティット語の方言であると考えられるが、ヌナブトでは公式に個別の言語として認められている。

2.2 カナダにおける教育の第一義的権限を握る州政府

カナダは、他の先進国と比べ、ユニークな方法で初等中等教育を実施している。カナダは、教育の資金、運営管理、組織、カリキュラム基準などを連邦政府以外の機関に完全に分散している数少ない国の1つである。ドイツなど、カナダよりも小さい連邦国家においてすら、連邦政府が教育に直接関与しているのが普通である⁹。カナダでは、初等中等教育が成功するには3つのレベルの政府がすべて関与する必要があるが、財政、法規、運営上の責任は各州および準州に委ねられている。

図 1: オンタリオ州における教育省の組織図



⁹ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

カナダ全土の州および準州において、公立学校による初等中等レベルの教育は、カナダ市民および永住者に対し無償で提供されている¹⁰。それぞれの州あるいは準州には、教育を担当する省庁が 1 つ以上存在し、各政府の首相に任命された大臣が最高責任者である。各教育省庁は、法律で規定された政策を遂行する責任を負う。学校教育制度の枠組を設定する法律は、各州および準州で学校法 (School Act) あるいは教育法 (Education Act) と呼ばれることが多い。このような学校法/教育法は、運営、資金、管理の枠組と学校制度の組織構造を規定するものである。

政府内の次官や上級公務員は、その州/準州における教育機関の日常的運営の責任を担っている。これらの省庁は管轄内の教育の政策、規制、立法的枠組を設定し、教育機関に対し管理および資金、学校支援サービスを提供しなければならない。教育省庁の責任は州/準州により異なるが、大きく分けて、カリキュラム基準の開発、生徒および教師の評価方法、教育基準、財政、技術援助の 5 つである。図 1 は、カナダにおける教育省庁の規模と複雑さを示している。教育省庁には、通常、情報技術からカリキュラム開発にいたるまで教育のさまざまな面に取り組む部署が複数存在する。

最近の州政府によるイニシアティブでは、教育制度に対するアクセス、質、効率の向上に焦点が当てられている。たとえば、オンタリオ州では、州が設定したカリキュラム基準を生徒がどの程度満たしているかを測る手段として、新しいテスト基準が導入された (詳しくは、4.2.4 節を参照されたい)。ブリティッシュ・コロンビア州においては、先住民コミュニティとの新たな合意のもとに、地域先住民の歴史や文化、言語に対する支援を強化させつつある。全国的にすべての州/準州が教育制度におけるカリキュラム、管理、資金の再評価や改正、改革を継続的に行っている。

2.3 ダイナミックな学習環境の確保を目指しあらゆるレベルで実施される政府間の協力

連邦政府は、直接に管轄している分野の他に、国家の利益となる重要な部分に目を向け、積極的な役割を果たしている。連邦政府にとって、ダイナミックで競争力のある労働力を維持することは非常に重要である。最近では、現在のグローバルな経済において競争力を保つには高度な技術面での知識技能をもった労働力が必要であるとの認識から、カナダにおける教育制度も教育資源に焦点を当てたものから知識集約型のものへと移行しつつある。近年の連邦政府と州・準州の協力体制も、カナダの初等中等教育機関における情報技術へのアクセス向上を通じて、このような変化に対応しようとする試みであった。

1996 年、連邦政府はカナダ全土にわたる「情報ハイウェイ」の構築に注力して国民が国内外の情報により簡単にアクセスできるようにすると同時に、生涯学習の奨励と、競争力があり情報技術に精通した労働力の開発に努めた。このイニシアティブをもとに数々の政府共同プログラムが誕生した。その 1 つがスクールネット (SchoolNet) である。スクールネットは、連邦政府と州・準州政府、教育コミュニティ、そして民間セクターのユニークなパートナーシップで、最先端の情報通信技術への新しいトレーニング・ツールとアクセスを提供するものである (www.schoolnet.ca)。このプログラムは、カナダ国内

¹⁰ 通常、このような教育の提供は、18 歳までに制限されているが、特筆すべき例外がいくつか存在する。ほとんどの州では、高校卒業資格を得ていない成人、あるいは第 2 言語としての英語 (ESL) などの特別な識字教育コースを必要とする成人などは、そのようなコースを無償で登録、受講することが許されている。

の学校にある 50 万台近くのコンピュータのウェブ接続に寄与したのみならず、世界 16 カ国で情報技術ネットワークの開発に使用されている¹¹。

カナダには初等中等教育の実施および調整に直接従事するさまざまな組織が存在する。なかでも州・準州の利益を代表する組織として、最も広く認識されているのが、CMEC (Council of Ministers of Education - カナダ教育閣僚協議会) である。CMEC は、各州の教育相が教育に関する懸案事項を討議する場を提供することを目的に、1967 年に設立された。カナダ国内における教育の声として認識され、国外ではカナダの利益を代表する機関である。CMEC により、各教育相が教育資金の調整(連邦政府からの予算配分)やその他の連邦政府のサービスなど、共通の利益に関わる問題を扱えるようになった。また、CMEC は SAIP (School Achievement Indicators Program - 学力指標プログラム) と呼ばれる全国規模の教育監視・評価プログラムの開発にも携わった。カナダ全国共通試験とプログラムを使用して、異なる教育カリキュラムの分野で生徒の学力を評価し、州同士で結果が比較できるようになった。また CMEC は、カナダ人の学力を諸外国と比較する基準の確立にも直接的に携わってきた。連邦政府および州政府が共通のニーズに対応し、相互利益をもたらすようなサービスを遂行するための協力体制のあり方を示すもので、全国プログラムである OLMP (Official Language Monitor Program - 公用語モニター・プログラム) がある。このプログラムは、カナダの初等中等教育における公用語教育の実施を援助するカナダ全土にわたる活動の一環として 1973 年に開始された¹²。カナダ民族遺産省 (Department of Canadian Heritage) から資金を受け、CMEC により運営されている。このプログラムは、目標言語の「実生活」における活用法のデモンストレーションを通じて第 2 言語の教師を補助する言語モニター・プログラムによって、カナダの 2 つの公用語を振興することを目的としている。

教育省庁と教育委員会との相互協力(3章で詳述)、さらにこれらの機関と他の教育に焦点を当てた組織間の協力もカナダ全国で強まりつつある。また、複数の教育委員会でスクールバスなどの運営を共同で行ったり、学用品、その他のサービスを一括購入するなど、積極的な経費分担を行っているところもある。教育目標の開発やカリキュラムの内容は各州や州内のコミュニティによって異なるが、地域基準の確立に向けた協力体制は強化されつつある。たとえば、カナダ西部の州(アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、マニトバ州、ノースウェスト準州、サスカチュワン州、ユーコン準州)は、カナダ北西部協定 (Western and Northern Canada Protocol) のもとに算数・数学および言語科目のカリキュラムを統合した¹³。

同時に、カナダ各地で新たな協力体制が絶えず誕生している。大西洋岸では、ニュー・ブランズウィック、ノバ・スコシア、プリンス・エドワード島、ニューファンドランドの各州の教育省が CAMET (Council of Atlantic Ministers of Education and Training

¹¹ KPMG Consulting. 2000. *Evaluation of the SchoolNet1 Initiative: Final Report*.

http://www.schoolnet.ca/home/e/documents/SN_evaluationE.pdf にてオンラインで入手可能。

¹² 英語では、カナダ研究に対する広範で包括的な取り組み方法に対し「Pan-Canada (汎カナダ)」という語が使用されている。ここではこれを「カナダ全国(共通)」あるいは「カナダ全土」と表現する。たとえば、カナダ全国共通の指標プログラムは、州・準州のレベルでカナダの教育制度の概要を描くことを目的とし関連情報を収集するようになっているが、それと同時に OECD の「Education at a Glance」などのプログラムを通して世界規模の比較を行う手段ともなる。つまり各国の教育の現状を測定する、比較可能な最新の指数群となっている。

¹³ カナダ北西部協定の詳細は、<http://www.wncp.ca/> を参照されたい。

—大西洋教育・訓練閣僚協議会)を結成した¹⁴。CAMET は、CMEC と同様に、各教育相が協力して大西洋岸の州の教育制度にとって重要な課題を討議し、各州民の教育的ニーズに対応するために団結して連邦政府との交渉を行うことを目的としている。また最近では、幼稚園から 12 年生を対象としたカナダ北西部協定の先住民言語・文化プログラムの枠組が導入され(ブリティッシュ・コロンビア、アルバータ、サスカチュワン、マニトバ、ノースウェスト、ユーコン、ヌナブトが対象)、教育委員会が先住民言語を扱ったカリキュラムや学習教材、ストラテジーなどを開発する際の指針となっている¹⁵。

3. 地域社会が直接的な影響力をもち運営する子どもの教育

各州・準州における教育活動は、それぞれの地域社会の教育委員会や学区、学校区域、学区教育審議会などに委ねられている。教育委員会は通常、定められた管轄内の教育活動やプログラムの実施に関する政策立案と機能決定の権限を州・準州から与えられる。このような権限には、教育委員会管轄内での学校運営と財政、カリキュラムの実施と監視、人事、生徒受け入れ、学校新設・増築費用およびその他支出に向けての資本計画の立案などが含まれる。

一部の州の教育委員会には、住宅地や商用地に対する固定資産税から収入を得、州教育省庁からの交付金を管理する権限がある。教育委員会は、従来、保育園や朝食プログラム、放課後の課外プログラム、成人教育といった、地域社会に対するサービスを立案・運営する機能を地元社会で果たしてきた。また、初等中等教育におけるカリキュラムや活動にその地域の優先事項を組み込む役割も担ってきた。

教育委員会の規模は、州により、また州内でも大きく異なる。大都市圏においては、教育委員会は 1 つの都市、または都市とその周辺地域、地域全体、あるいはこれらを組み合わせた地域を管轄している場合がある。教育委員会は通常 7 名から 15 名の理事(Trustee)からなるが、オンタリオ州やケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州などの教育委員会はこの数を上回る理事を擁する¹⁶。遠隔地のコミュニティにおいては、1 つの学校の運営のみに携わっている教育委員会もある。教育委員会は、各州・準州の法律によりその運営が制限され、教育省庁を通じ直接的に州・準州議会へ説明を行う責任がある。しかしまた、教育委員はそれぞれの地元から選出されるため、地域が持つ価値観に呼応しそれに対して取り組む必要性と、地域の学校制度運営に関して効率よく適切な意思決定を行う必要性とのバランスが図れる。

通常「Trustee」と呼ばれる教育委員会の理事は、地域住民の投票により選出される。各委員は教育委員会の運営範囲内にある特定地域社会の代表として選出され、学区全体の運営責任を担う。教育委員が地域社会と学校間の架け橋として役割を果たす一方、その他の上級管理者は学校の運営者として初等中等学校の日常的運営の責任を担う。ほとんどの州において、地域の教育委員会は最高執行官である教育長(Superintendent)の雇用を義務づけている。教育長は、教育委員会に対し直接的な説明責任を担い、特定学区の委員会により雇用された教員に対し指示を与える。各学校の日常的運営や機能、一定の生徒の集団を管理するために、校長、教頭、その他の

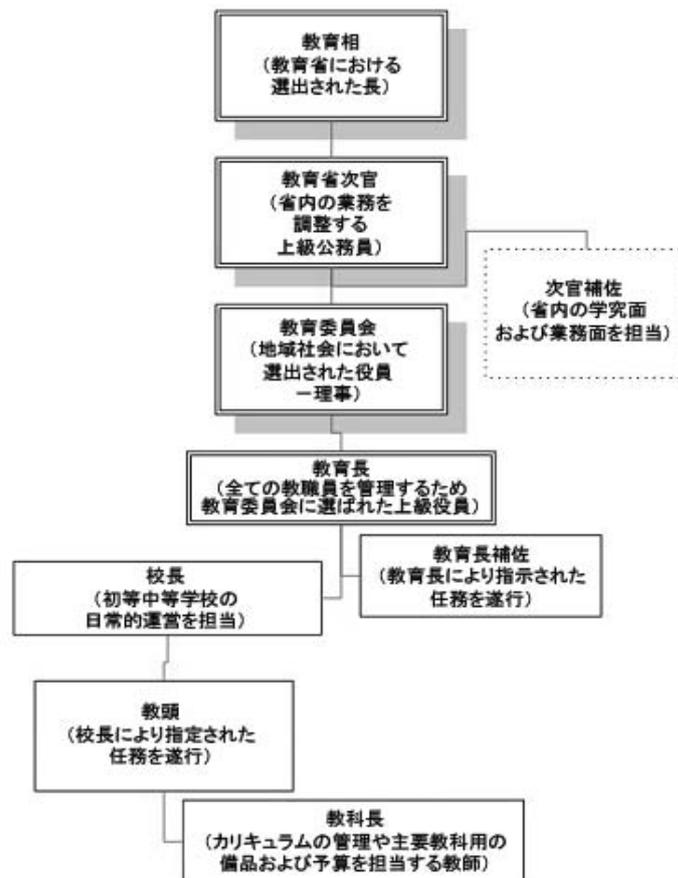
¹⁴ CAMET に関する詳細は、<http://camet-camef.ca/> を参照されたい。

¹⁵ カナダ北西部協定の先住民言語・文化プログラムに関する詳細は、http://www.edu.gov.mb.ca/ab_languages/ を参照されたい。

¹⁶ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

上級管理者が雇用され、学校ごとに人事や生徒、予算の管理問題に対処する¹⁷。図 2 は、初等中等教育の実施における一般的な管理・組織構造を示している。管理者および教員、生徒、保護者の委員会が担う責任や義務の概要は、付録 3: 学校の管理職、教員、生徒、保護者の責任と義務に関する各州/準州の詳細を参照されたい。

図 2: 一般的な管理・組織構造



3.1 子どもの就学と学校運営に対する保護者の積極的な参加

教育省庁は、カナダ各地で学区が拡大し自律性を高めるに従い、また地元の管理者の専門知識への依存度が高くなるに従い、地域社会に従事し寄与する機会が減少しているという事実を認識している。各州・準州は、教育に対する住民の活発な参加を再度確立するため、保護者諮問委員会を設立し、教育制度の討議に再び保護者を参加させるよう尽力してきた。これはカナダの教育制度において特に新しい概念ではない。保護者委員会は、20年以上にわたり存在してきた。しかし、数々の州で保護者の諮問・監督機能をさらに強化できるよう委員会の権限に改訂が行われた¹⁸。

¹⁷ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

¹⁸ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

なかには教育監視構造の完全な分散・民主化の道を選択した州と準州が 1 つずつある。ユーコン準州では、1990 年の教育法の通過にともない、従来助言の役割しか果たしていなかった保護者からなる学校委員会に対し、正式に学校審議会として学校を運営する権限を与えた。また、ニュー・ブランズウィック州では、1996 年を始めに州政府が教育委員会をすべて廃止し、それに代わって保護者からなる諮問委員会を設けた。

表 1: カナダにおける学校レベルのガバナンスに対する保護者の関与

州	法規	構造	説明	構成員
アルバータ州 ¹	学校法、2000 年 17 条	学校審議会(政策 1.8.3)	学校関連の事項に関し校長と討議し委員会に助言。	保護者、生徒、教師、学校コミュニティ
ブリティッシュ・コロンビア州 ²	学校法、1996 年	保護者諮問委員会	学校関連の事項に関し委員会、校長、学校教職員に助言。	生徒の保護者のみ
		学校計画委員会	教職員の配置およびリソース配布や委員会の説明責任に関する規約、学校内の教育サービス/プログラムについて教育委員会と討議。	保護者 3 名、校長、教師 1 名、生徒 1 名
		地区保護者諮問委員会	学区内の教育関連事項に関し教育委員会に助言。会合や業務執行を統括する規約の設定。	保護者諮問委員会より選出された代表
マニトバ州 ³	公立学校法、教育法	学校リーダーシップ法に基づく諮問審議会(マニトバ州法 54/96)	保護者や地域社会代表との意思疎通。活動および支出に責任を負う。立法的枠組内で機能。	保護者が 3 分の 2、地域社会代表が 3 分の 1
ニュー・ブランズウィック州 ⁴	教育法、1997 年 E-12 章	保護者学校支援委員会(2000 年、c.52、s.20)	学校向上計画の策定、実施、監視について校長に助言。学校校長または教頭の選出に関与。	大多数が保護者または保護者から任命された地域社会代表
ニューファンドランド州 ⁵	教育法、1996 年	学校審議会	学校の教育的利益を代表。保護者および地域社会の関与を含め、指導および学習の質に関し助言。学校および地域社会に関連する懸案事項に関し教育委員会に助言。	校長、教師、保護者、生徒、地域代表(校長以外はいずれも選出)
ノースウェスト準州 ⁶	教育法、1996 年	保護者諮問委員会		

州	法規	構造	説明	構成員
ノバ・スコシア州 ⁷	教育法、1996年	学校諮問審議会	学校教職員と討議し、学校向上計画を立案。年次報告書を作成。学校政策立案に関し助言。カリキュラム、資金繰り、保護者と学校間のコミュニケーションに関し、校長、教職員、委員会に助言。教育委員会の選挙委員会の代表を介し学校長選出に関与。	保護者、生徒、教職員、補助スタッフ、校長、地域社会代表
オンタリオ州 ⁸	教育法、1990年、オンタリオ州法612/00および298	学校審議会	生徒の到達度の向上。保護者に対する教育制度の説明責任の強化。学校校長および審議会の設立を行った教育委員会に対し提言。	保護者、教育委員会職員および理事、生徒代表、地域社会代表
プリンス・エドワード島州 ⁹	学校法	学校審議会	学校運営および管理に関する諸事項に関し学校校長に助言。学校と地域社会間のコミュニケーションの促進。学校向上計画の立案に関し助言。学校校長の選出に関し助言。	大多数は保護者
ケベック州 ¹⁰	教育法	学校運営委員会	教育委員会が運営委員会に提出する必要がある事項、学校運営の促進を図る可能性がある事項、教育委員会が提供するサービスの管理を向上させる可能性がある事項に関する助言。リソース収集と情報提供。年次報告書の作成。	保護者 4名、学校教職員 4名、生徒 2名、地域社会代表 2名
サスカチュワン州 ¹¹	教育法、E-0.2、1995年	地域学校諮問審議会(第135条、136)	教員との緊密な連絡の保持。学校の教育目標とプログラムに関する調査。学校と地域社会間、保護者と教師間コミュニケーションの促進。将来の教育サービス計画、開発に関する活動への教育委員会との共同参加。特別プロジェクトへの参加。実験的、革新的な教育の実施。教員の選択と配置に関する提言。	保護者、教師、生徒、校長、地域代表
ユーコン準州 ¹²	教育法、2002年	学校審議会	学校計画の審査と承認。学校校長の採用への関与。学校予算の支出方法に関する提言。地元創設コースの提案。学年歴の長さや教職員の必要性、学校改築、学校プログラム、生徒の通学手段に関する助言。	保護者または地域社会代表(学校教職員は不可)

出典:

1 アルバータ州政府 <http://www.education.gov.ab.ca/educationguide/pol-plan/polregs/183.asp>

2 ブリティッシュ・コロンビア州政府

<http://www.bced.gov.bc.ca/legislation/schoollaw/revisedstatutescontents.pdf>

- 3 マニトバ州政府 http://www.edu.gov.mb.ca/ks4/specedu/school_partnerships/pdf/Appendix_D.pdf>
- 4 ニュー・ブランズウィック州政府 <http://www.gnb.ca/acts/acts/e-01-12.htm>
- 5 ニューファンドランド州政府 <http://www.ed.gov.nl.ca/edu/facts.htm>
- 6 ノースウェスト準州政府 http://www.ece.gov.nt.ca/Divisions/Admin/Policy%20SWF/Education_Act.swf
- 7 ノバ・スコシア州政府 <http://www.gov.ns.ca/legislature/legc/statutes/eductn.htm>
- 8 オンタリオ州政府 http://www.e-laws.gov.on.ca/DBLaws/Regs/English/000612_e.htm
- 9 プリンス・エドワード島州政府 http://www.gov.pe.ca/law/statutes/pdf/s-02_1.pdf
- 10 ケベック州政府 http://www2.publicationsduquebec.gouv.qc.ca/dynamicSearch/telecharge.php?type=2&file=/I_1_3_3/I13_3_A.html
- 11 サスカチュワン州政府 <http://www.qp.gov.sk.ca/documents/English/Statutes/Statutes/E0-2.pdf>
- 12 ユーコン準州政府 <http://www.education.gov.yk.ca/ess/schoolcouncils.html>

4. 初等中等教育制度 — その傾向、構造、カリキュラム、目標

カナダの初等中等教育制度は、カナダを特徴づけているさまざまな地域社会同様、多様で独特な制度である。同時に、ヌナブトの遠隔地域の児童から人口密度の高い大都市圏の児童にいたるまで、さまざまな地域の児童が同等の基礎教育・職業訓練を受けることができる。地域社会を中心とした教育への取り組みのおかげで、地域の学校ではそれぞれの優先事項や人口構成の特徴が反映されている。同時に、児童をカナダの多様文化に触れさせ、それぞれの文化的・民族的背景を探求させる機会も提供している。

4.1 全国的な就学率の上昇と出生率の低下

地域社会の教育委員会がカナダ全国の1万6,024校を超える学校の運営を担っている(初等教育機関1万2,490校、中等教育機関3,534校)。1校の平均在籍生徒数は351名で(生徒数は州ごとあるいは地域社会内でも変動する)、初等中等教育を合わせた総生徒数は、490万人を超える。過去10年間に、カナダ全国の生徒数は7%以上増加した。地域別に見ると、ニューファンドランド・ラブラドル州で27%、ニュー・ブランズウィック州ではおよそ6%減少するなど、大西洋側の州で生徒数の激減が見られた。逆に西部の州や準州では、17%もの大幅な生徒数増加が見られた。これらの地域はカナダで人口増加率の最も高かった地域でもある¹⁹。

表 2: カナダにおける初等中等教育機関数

州・準州別の初等中等教育機関数(2003年)														
	全国	AB	BC	MB	NB	NL	NS	NT	NU	ON	PE	QC	SK	YT
初等教育	12,488	1,567	1,637	689	287	252	373	71	...	4,529	52	2,260	748	23
中等教育	3,534	468	487	160	93	99	139	18	...	948	18	958	142	4
合計	16,022	2,035	2,124	849	380	351	512	89	...	5,477	70	3,218	890	27

出典: Statistics Canada. Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program 2003. Chapter C, Table B4-1. <http://www.statcan.ca/english/freepub/81-582-XIE/2003001/figures.htm>

¹⁹ Council of Ministers of Education, Canada. 2003. Education Indicators in Canada: Report on the Pan-Canadian Education Indicators Program. Third Edition.

表 3: カナダの初等中等教育における年齢別就学率

	レベル/年齢ごとの州・準州別全日制学校就学率(1999年)											
	AB	BC	MB	NB	NF	NS	NT/NU	ON	PE	QC	SK	YT
6歳	99.8%	92.9%	96.9%	99.4%	99.7%	97.9%	...	99.8%	92.9%	98.1%	98.1%	...
7～14歳	99.9%	96.6%	97.7%	98.0%	97.6%	97.6%	...	99.9%	96.6%	98.4%	98.1%	...
15歳	99.9%	95.1%	97.7%	99.6%	99.4%	97.9%	...	99.9%	95.1%	95.6%	98.8%	...
16歳	95.9%	91.2%	93.4%	97.5%	97.7%	95.7%	...	95.9%	91.2%	87.5%	97.6%	...
17歳	73.4%	84.3%	77.5%	78.2%	93.5%	89.4%	...	73.4%	84.3%	27.2%	80.1%	...
18歳	23.4%	29.4%	28.0%	24.6%	21.7%	29.6%	...	23.4%	29.4%	8.7%	24.3%	...
19歳	7.7%	9.8%	13.6%	7.6%	5.9%	10.7%	...	7.7%	9.8%	2.1%	8.9%	...
20～24歳	2.2%	4.8%	8.4%	0.6%	0.4%	1.1%	...	2.2%	4.8%	0.2%	1.7%	...

出典: Education in Canada, 2000 Statistics Canada - Catalogue no. 81-229, pgs 108-109.

表 4: カナダの初等中等教育における学年別在籍生徒数

	レベル/年齢ごとの州・準州別全日制学校在籍生徒数(2000年)											
	AB	BC	MB	NB	NF	NS	NT/NU	ON	PE	QC	SK	YT
就学前	40,613	48,559	17,907	9,082	5,918	11,826	1,459	264,905	43	94,406	15,881	460
1年生	43,537	49,109	16,998	9,616	6,560	11,879	1,673	156,197	2,030	101,823	16,108	433
2年生	43,581	49,141	17,113	9,631	6,639	12,115	1,635	154,800	1,943	99,745	15,444	486
3年生	43,645	50,368	16,769	9,788	7,189	12,730	1,501	155,771	2,011	99,223	15,937	478
4年生	43,894	49,502	16,623	9,674	7,081	12,281	1,469	150,888	2,036	92,713	16,016	432
5年生	43,664	50,148	15,976	9,636	7,072	12,086	1,439	145,802	1,958	88,332	15,699	489
6年生	42,872	49,600	16,128	9,698	7,243	12,222	1,316	144,961	1,984	86,043	15,676	444
7年生	42,279	48,693	16,733	9,969	7,537	12,861	1,439	142,816	2,107	102,175	15,905	465
8年生	44,636	53,967	16,441	10,336	8,130	13,016	1,361	143,935	2,106	95,256	16,186	477
9年生	44,053	54,221	17,522	10,980	8,405	12,869	1,153	149,766	2,016	92,350	16,169	485
10年生	45,086	54,677	16,947	10,824	8,622	13,080	1,819	148,762	2,047	85,144	16,857	504
11年生	41,784	57,863	15,773	10,840	8,391	12,008	1,020	142,158	2,070	77,384	15,240	525
12年生	45,048	51,383	20,606	10,499	9,246	11,876	757	217,477*	2,090	-	15,964	432
初等教育 (単式)	-	1,106	573	72	-	231	-	3,616	-	-	684	58
中等教育 (単式)	1,586	7,537	749	156	-	2,042	-	6,152	-	9,911	2,002	31
合計	566,278	675,874	222,858	130,801	98,033	163,122	18,041	2,128,006	24,441	1,124,505	209,768	6,199

* OAC(オンタリオアカデミックコース)の在籍生徒を含む。13年生(OAC)は2003年に廃止された。

出典: Education in Canada, 2000 Statistics Canada · Catalogue no. 81-229, pp. 38-39.

初等中等教育の就学は義務であるため、その在籍生徒数は人口構成の変化を反映している。アルバータ、ブリティッシュ・コロンビア、ニューファンドランド、ノースウェスト、ノバ・スコシア、オンタリオ、ケベックの各州・準州は義務教育を6歳から開始するが、プリンス・エドワード島、ニュー・ブランズウィック、マニトバ、サスカチュワン、ユーコンの各州・準州は7歳から義務教育を開始する。3つの州を除き、カナダ全国で義務教育は16歳で修了する。ケベック州では、中等教育は通常16歳で修了する。現在、ニュー・ブランズウィック州では18歳あるいは卒業まで、アルバータ州では17歳まで就学義務がある。

カナダの就学人口は、1970年にそのピークの580万人に達した²⁰。以来、学校教育制度に対する需要は継続して減少している。カナダでは2001年から2011年の間に5歳～13歳人口がほぼ14%減少すると推定されているが、これは2006年～2016年の間に14歳～18歳人口が相当分減少することを意味する²¹。これは1980年代に上昇傾向にあった出生率が、1990年代には減少傾向に逆転したためである。カナダのほぼ全域において学齢期人口は減少の時期を迎えると予測されているが、州ごとに大幅な差が予想され、オンタリオ、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの各州では生徒数が1991年より増加すると見込まれている。全国的な生徒数の格差により、地域社会によっては、特に中等教育において(学校や設備など)余剰基幹施設が出たり、教員が余ったりする可能性がある。

²⁰ Council of Ministers of Education, Canada. 2003.

²¹ Council of Ministers of Education, Canada. 2003.

表 5: カナダにおける初等中等教育学齢期人口の予測

推定学齢期人口(5歳～29歳)、カナダおよびその管轄地域(1991年～2026年)														
全国	AB	BC	MB	NB	NF	NS	NT	NU	ON	PE	QC	SK	YT	
人口(単位: 千人)	5歳～13歳													
1991	3,456	362	406	143	94	81	112	6	5	1,235	18	844	145	4
1996	3,626	385	458	149	90	70	113	7	6	1,356	18	826	144	5
2001	3,702	390	460	150	85	57	107	7	7	1,445	17	837	136	4
2006	3,452	359	454	133	75	51	94	6	6	1,382	15	755	119	3
2011	3,184	339	440	120	65	45	84	5	5	1,291	14	665	106	3
2016	3,168	340	452	118	61	42	81	5	6	1,296	14	646	105	3
2021	3,233	347	475	119	58	40	80	6	6	1,341	14	639	104	3
2026	3,292	349	496	119	56	38	79	6	6	1,393	14	634	101	3
人口(単位: 千人)	14歳～18歳													
1991	1,909	181	215	81	59	54	66	3	2	692	10	469	76	2
1996	2,012	200	255	79	53	46	63	3	2	721	10	497	80	2
2001	2,072	226	271	83	51	39	64	3	3	785	10	456	79	2
2006	2,166	224	285	83	49	35	63	4	3	850	10	479	78	2
2011	2,118	212	288	78	45	30	58	4	3	861	9	459	70	2
2016	1,896	194	274	68	38	26	50	3	3	783	8	387	59	2
2021	1,857	191	276	66	35	24	47	3	3	773	8	371	57	2
2026	1,888	195	288	66	34	23	47	3	3	793	8	368	57	2

出典: Annual Demographic Statistics 2001, Statistics Canada, Catalogue No. 91-213-XPB. Population Projections for Canada, Provinces and Territories 2000-2026, Statistics Canada, Catalogue No. 91-520-XPB. Statistics Canada. 2003. Education indicators in Canada: Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program. Catalogue no. 81-582-XIE. Ottawa

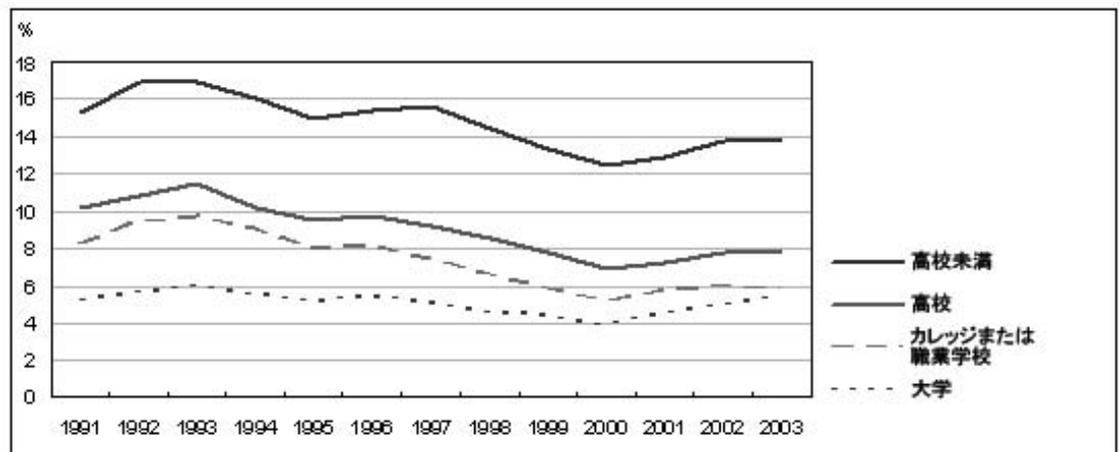
出生率は教育需要を左右する主要な要因となるが、国内における人口移動や移民も在籍生徒数に直接的な影響を与え、学校制度に予期しない需要をもたらす可能性がある。1990年以降、カナダは年間平均 22 万 5,000 人の新移民を受け入れてきた(あらゆる年齢を含む)。この新移住者の流入をきっかけに、第 2 言語としての英語(ESL)の特殊言語コースが必要になり、カナダの学校における民族、言語、文化の多様性に直接的な変化をもたらされた。たとえば、カナダへの新移住者の大多数が居住するトロントとバンクーバーでは、生徒の 25%が移民で、そのうち 40%が有色人種である学校も出現した²²。

4.1.1 卒業率の上昇と義務教育後の進学率の低迷

今日、中等教育修了は、それ以降の教育機関に入学するための必要条件であると同時に、通常、カナダ国内での就労に必要な最低限の学歴でもある。2004年の、中等教育を修了していない 25歳から 29歳の労働人口の失業率は、大学卒業者の失業率の 3倍であった。

²² Council of Ministers of Education, Canada. 2003.

図 3: カナダにおける学歴別失業率（全年齢層）（1991 年～2003 年）



出典: Statistics Canada. 2003. *Education indicators in Canada: Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program*. Catalogue no. 81-582-XIE. Ottawa.

(注) グラフの折線は、上から高校未満、高校、カレッジまたは職業学校、大学

高校卒業率は、教育の成果および公立学校教育制度と生徒との関連度を測定する手段として一般に使用されてきた。高校中退率を低下させるため、各州・準州の教育省庁は、積極的な「ステイ・イン・スクール(中退防止呼びかけ)」キャンペーンを実施してきており、生徒在籍率に継続的な向上が見え始めている。過去 10 年間にカナダ全国の卒業率は 78% 近くまで上昇した。この数字は、OECD 諸国の平均である 77% を幾分上回ったものである。しかし、卒業率は上昇しているものの、義務教育修了後も生徒を教育に従事させることは未だ課題として残っている。16 歳未満の生徒のほぼ全員が学校に在籍しているが、義務教育年齢が過ぎると(ケベック州では 17 歳、その他の州では 18 歳が平均卒業年齢)、17 歳で 77%、18 歳で 28%、19 歳で 10% 未満というように就学率は大幅に低下する²³。

中退率の着実な低下により、カナダは他の OECD 諸国よりも、労働に対する準備度、知識、能力の点において多才でグローバルな競争力を持つ労働力の提供に成功してきた。中退率の低下は、大西洋岸の州で最も顕著で、ニューファンドランド、プリンス・エドワード島、ノバ・スコシア、ニュー・ブランズウィックの各州では全国で最高であった中退率が、カナダでも中退率が最も低い州と肩を並べるまでに改善された。

²³ Council of Ministers of Education, Canada. 2003. Bowlby, Geoff. (2005). *Education Matters Insights On Education, Learning and Training in Canada*. Labour Force Survey. Statistics Canada. Volume 2. Number 4. 81-004-XI. www.statcan.ca/english/freepub/81-004-XIE/2005004/drop.ht.

表 6: カナダにおける男女別中等教育卒業率

	各州・準州における標準卒業年齢で見た男女別中等教育 ¹ 卒業率												
	AB	BC	MB	NB	NF	NS	NT	NU	ON	PE	QC	SK	YT
女子	70	82	76	86	78	84	50	26	81	86	81	60
男子	63	73	67	77	70	78	38	25	72	71	73	51
合計	67	77	71	82	74	81	43	26	77	79	77	57

1. 高校には公立、私立、連邦学校および視聴覚障害者のための学校を含む。高校卒業認定試験および「一般教育資格修了書」取得者は除く。

出典: Secondary School Graduates Survey, Statistics Canada.

Statistics Canada. 2003. Education indicators in Canada: Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program. Catalogue no. 81-582-XIE. Ottawa.

表 7: カナダにおける中等教育中退率

	カナダ全国および州別の中退者数と中退率(1990-1991 年度～1992-1993 年度、2002-2003 年度～2004-2005 年度の平均、単位は千人)			
	1990-1991 年度～1992-1993 年度		2002-2003 年度～2004-2005 年度	
	中退者数(千人)	中退率(%)	中退者数(千人)	中退率(%)
全国	316	15.7	216.2	10.1
AB	30.8	15.8	28.8	12
BC	31.5	13.3	21.2	7.5
MB	12.5	16.1	9.9	13
NB	8.6	15.4	4.5	9.2
NL	10	20	2.8	8
NS	12	17.9	5.7	9.3
ON	114.2	14.7	74.8	9.1
PE	1.8	19.1	0.9	9.7
QC	84.3	17.4	60.1	11.9
SK	10.4	16.3	7.3	10.7

出典: Bowlby, Geoff. (2005). Education Matters Insights On Education, Learning and Training in Canada. Labour Force Survey. Statistics Canada. Volume 2. Number 4. 81-004-XI. www.statcan.ca/english/freepub/81-004-XIE/2005004/drop.ht にて入手可能。

4.2 カナダの K-12 制度 — 生涯学習への体系的な取り組み

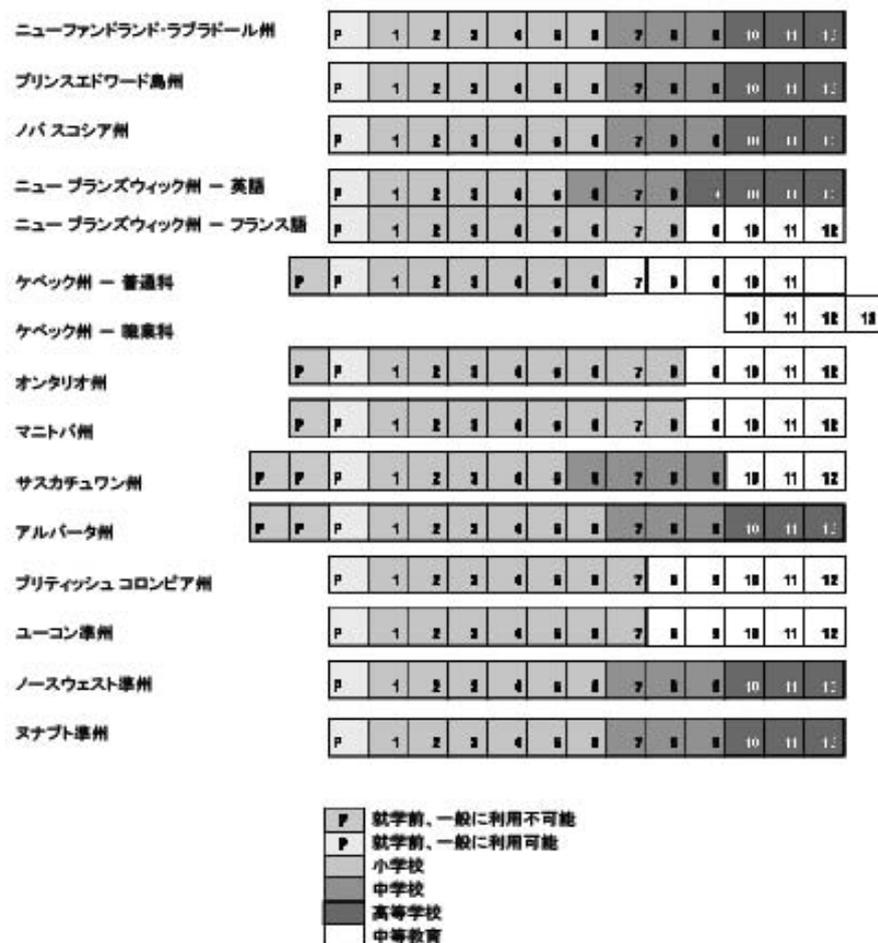
カナダ全国のすべての学校制度において、新しい知識を吸収しそれを応用するために必要な技能や能力、自信を生徒に身につけさせることや、寛容や思いやり、気遣いといった社会規範を育成することが奨励されている。生徒が一連の共通した教材を使用して教育を受けることには明らかに利点があるが、同時にカナダの教育者らは、生徒によって学習法や学習型は異なり、それぞれが自分なりの方法、自分なりのペースで情報を吸収するという事実もはっきりと認識している。カナダ全国の正規の初等中等教育機関では、教育委員会や州政府の規定や要件を満たすと同時に、カリキュラム開発や学校組織、評価などに融通性をもたせ、生徒それぞれのニーズに合った学習機会を増やすことに努めている。

各州・準州における義務教育制度の基本構造、教育目標設定、カリキュラムおよび教師/生徒の評価などに関する概観は、「付録 5: 各州・準州の初等中等教育における基本構造、教育目標、カリキュラム、評価法の概要」を参照されたい。

4.2.1 初等中等教育における学年度

カナダの学校構造は、初等および中等の 2 つの部門に分かれている。初等教育は通常、幼稚園から 6 年生(州によっては 8 年生)までの児童を対象とし、中等教育(高校)は、9 年生から卒業までの教育に焦点を当てている。初等教育から中等教育への移行時期は、各州・準州によって異なる。たとえばオンタリオ州では、7 年生と 8 年生のみが対象の学校を運営している教育委員会がある。図 4 は、州・準州ごとに初等中等教育および移行期の概要を示している。最も一般的なのは、幼稚園から 8 年生(初等)に続いて 9 年生から 12 年生(中等)という構造と、幼稚園から 6 年生(初等)に続いて 7 年生から 8/9 年生(中学校)、9/10 年生から 12 年生(高校)という構造である。ケベック州は例外で、幼稚園に続いて小学校 6 年、高校 5 年という構造である。

図 4: カナダ各地の初等中等教育学校制度



出典: Council of Ministers of Education, Canada. (2003). *Education Indicators in Canada: Report on the Pan-Canadian Education Indicators Program*. Third Edition.

カナダの初等中等教育における学年度は、9月第1週に始まり、6月中旬あるいは6月最終週に終わる(ユーコン、ノースウェスト、ヌナブトの各準州では、夏に日照時間が長いので、8月中旬に学年が始まり、6月第1週に終了する)。総指導日数は、終日授業で通常185日から200日に相当する。小学校では1日最低5時間、中等学校では最低5時間半の授業を行う²⁴。学年度の途中で祝祭日が入る。カナダ全国の学校すべてで、国および州が規定する祝祭日は休校となり、6月下旬あるいは7月上旬から始まる2カ月は夏休みである。また、夏休みに加え、通常、2週間のクリスマス休暇、3月あるいは4月に春休みがある。

年間を通じて学校施設を使用するさまざまな提案がなされたが、2つの理由により反対意見が根強い。まず、通常、学校に空調設備が整っておらず、夏季に授業を行うために必要な学校設備改良費用を正当化するほどの利益はないと考えられていること。また、16歳以上の生徒は、夏の間に働いて得られる収入に依存していることが多いことである。このような理由から、夏季に授業を行うことにより社会的な問題を生じる可能性があると考えられる。

各州・準州における学校の運営期間および指導時間数の詳細な内訳は、表8を参照されたい。ブリティッシュ・コロンビア州では、最低指導時間数は年度あたり1,045時間で、数式を用いて総時間数を学期あるいは10カ月に分割している。ノースウェスト準州では、必須時間数は、幼稚園が570時間以下、1年生から6年生が997時間以上、7年生から12年生が1,045時間以上である。

表8：各州・準州における初等中等教育の生徒および教員別学校日数/時間数、学年度の構成

各州・準州における初等中等教育の生徒および教員別学校日数/時間数、学年度の構成(2005年)						
	学年歴	授業日数/年度	生徒		教員	
			授業時間/年度		指導日数/年度	非指導日数/年度
			初等教育	中等教育		
AB	8月/9月～6月	190-200	950	1,000	190-200	5-10
BC	9月～6月	187	888	963	187	7
MB	9月～6月	194	1023	1023	194	6
NB	9月～6月	185	1,017	1,017	185	10
NL	9月～6月	187	935	935	187	5
NS	9月～6月	195	975	975	195	5
NT	8月/9月～5月/6月	190	997	1,045	190	5
NU	8月/9月～5月/6月	195	1,045	1,045	195	5
ON	9月～6月	190	950	950	190	10
PE	9月～6月	195	975	975	195	5
QC	9月～6月	180			200	
SK	8月/9月～5月/6月	190	975	975	190	7
YT	8月/9月～5月/6月	185	950	950	180	5

出典：Council of Minister of Education, Canada. www.cmec.ca にて入手可能。

²⁴ Dunning, Paula. (1997).

表 9: カナダの初等中等教育における 1 学級あたりの生徒数 (学年別)

各州・準州における学級あたりの平均生徒数															
	AB	BC	MB	NB	NL	NS	ON	PE	QC	SK	YT				
	2005-2006	2006	2002	2006	2004-2005	2003-2004	2005		2005	2003-2004	2005				
就学前	18.5	17.7	21.1	25	18.3	23.1	24	18-20	18	19.6	20				
1 年生		20.8	21.2					30			20.9	24.5	30	20.5	23
2 年生			21.6												
3 年生	24	26.3	22.4	32	23.3	25.8	21	30-32	30	20.8	28				
4 年生			22.9												
5 年生			23												
6 年生	26	25	23.1	33	10-45	23.8	21	30-32	30	20.8	28				
7 年生			22.6												
8 年生			22.2												
9 年生	28	25	22.5	33	10-45	23.8	21	30-32	30	20.8	28				
10 年生			21.3												
11 年生			20.4												
12 年生			17.6												

出典: ニューファンドランド州 http://www.ed.gov.nl.ca/edu/pub/stats04_05/sch_2.PDF、
 プリンス・エドワード島州 Budget 2005: A Plan to Protect the Priorities of Islanders
http://www.gov.pe.ca/photos/original/ed_budhl05_en.pdf、
 ノバ・スコシア州 http://www.ednet.ns.ca/pdfdocs/stats-summary/2003-04/education-facts_2003-04.pdf、
 マニトバ州 http://www.edu.gov.mb.ca/ks4/docs/reports/class_size/submission.pdf、
 アルバータ州 2005-2006 Funding Manual for School Authorities
http://education.gov.ab.ca/funding/FundingManual/pdf/5_4.pdf、
 ブリティッシュ・コロンビア州 http://www2.news.gov.bc.ca/news_releases_2005-2009/2006EDU0002-000022-Attachment3.htm、
 オンタリオ州 http://www.e-laws.gov.on.ca/DBLaws/Statutes/English/90e02_e.htm、
 ニュー・ブランズウィック州 <http://www.gnb.ca/0000/publications/mackay/appendixj.pdf>、
 ケベック州 http://www.education.gov.ab.ca/commission/5_12.asp、
 サスカチュワン州 http://www.sasked.gov.sk.ca/branches/cap_building_acct/afl/docs/indicators/2004.pdf

4.2.2 幼稚園における就学前教育

カナダではすべての州で何らかの就学前教育(幼稚園)を実施している。就学前プログラムは、1 年生入学前の 4、5 歳児を対象に、公立、私立、連邦学校において提供されている。幼児期の学習が児童の長期発達において重要であるとの認識から、参加率はほとんどの州で 90%を上回り、カナダ全国で 50 万人を超える児童が就学前プログラムに参加している。

カナダのほとんどの地域では 1 年間の就学前プログラムを提供しているが、ケベック、オンタリオ、マニトバ、サスカチュワン、アルバータの各州では、さらに 1 年から 2 年追加してプログラムを実施している。就学前教育は、ニューファンドランド・ラブラドール、ノバ・スコシア、ニュー・ブランズウィックの各州を除き、一般に義務教育ではない。プログラムの密度は管轄によって異なり、終日プログラムを実施しているところあれば、半日のプログラムを実施しているところもある。また、半日、終日を組み合わせてプログラムを

行っているところもある。マニトバ、オンタリオ、ケベックの各州では、4、5 歳児合同で 2 年間の就学前プログラムを行っている。

現在、ケベック、アルバータの両州では、障害児および英才児向けに最長 2 年間延長して全額助成による就学前教育を行っている。オンタリオ、マニトバの両州では、追加の就学前教育(4 歳児対象)を提供する必要があるかどうかは各教育委員会の判断に委ねられている。公立の就学前教育に加え、私立学校も 1 年またはそれ以上の就学前教育プログラムを提供している。

4.2.3 初等教育 — 思春期前の児童に向けた義務教育

ほとんどの州・準州では、初等教育を義務教育の最初の 8 年間としている。小学生の児童は学年が進むにつれて思春期の知識能力に近づき(注意力、記憶力の向上)、高度な社会性を身につける。それにともない、カリキュラムや教育目標も、あまり体系的でない遊びを中心とした学習環境から、より系統だった学習環境へと、中等教育への準備として段階的に移行するようになっている²⁵。

初等教育機関は中等教育機関より規模が小さく、平均生徒数は 300 名～400 名である。幼児期の発達を支援するため、多くの州で 1 学級あたりの最大生徒数を設定しているが(通常 35 名以下)、実際には 20 名～30 名と少人数に保っている。そのねらいは、教室内での生徒対教師の比率を最適化し、生徒主体の活動に専念できる環境作りをすることである。小学校では、担任教員が基本的な読み書き、算数、科学、社会など、幅広い教科にわたり、カリキュラムに沿った基礎学習を指導することになっている。音楽や体育、第 2 言語など、特殊教科の指導には、学級担任以外の教師が担当する場合もある²⁶。

各学年に進級する生徒数の予想変動数や、カナダ北部および農村部からの継続的な人口流出、新しい管轄の創設などの要因により、カナダの初等教育では、異学年の生徒を合同させた異学年混合学級の授業が継続して行われている。カナダ教育協会(Canadian Education Association)の調査によれば、カナダではクラスの 7 つに 1 つは複学年クラスである。さまざまな研究で、複学年クラスの生徒が単一学年クラスの生徒と同程度の学力を達成していることが示されている²⁷。異年齢混合クラスの形態の説明はさまざまであるが、カナダの初等教育レベルでは異学年あるいは異年齢のグループを 1 クラスにまとめる形態が一般に実践されている。複学年クラスは通常、連続する 2 学年の生徒で 1 クラスを構成する(つまり、2、3 年生、4、5 年生など)。北部の遠隔地にある小さなコミュニティでは、幼稚園から 12 年生までを 1 クラスにした異学年混合クラスを行う場合もある。

4.2.3.1 教育目標およびカリキュラムの構造

各州・準州における、指導や学校制度管理に関連する初等教育カリキュラム開発や全般的な教育達成目標の設定は、教育省庁が(場合によっては地域の教育委員会と共同で)行う。さまざまな教員、管理者、地域代表からなる学術委員会が設置され、カリ

²⁵ Dunning, Paula. (1997).

²⁶ 前掲書を参照のこと。

²⁷ Gayfer, Margaret. and Gajadharsingh, Joel L. (1991). *The Multi-grade classroom: myth and reality: a Canadian Study*. Canadian Education Association.

キュラムの見直しや改訂に関する助言を共同で行う。最近では、数々の州・準州の教育省が共同カリキュラム開発協定を結んで地域間でカリキュラム開発の標準化を図り(教育モジュールの統合と最適化の機会、管理組織の併合など)、各地域で競争の激しい経済要件に対応する努力がなされている。このようなパートナーシップの例として、カナダ北西部協定(WNCP)や大西洋教育・訓練閣僚協議会(CAMET)がある。WNCPは算数・数学、国語、国際語のカリキュラムの共同開発を目指し、CAMETは初等、中等後教育の教師研修や財務の協調を請け負っている。

小学校では、子どもの行動能力と学習動機の総合的な発達を目指し、基礎学習(読みなど)に対する統合的な取り組みを行っている。その焦点は、生徒に基礎的な学習知識を身につけさせ、高学年での専門化した学習を可能にすることである。小学校のプログラムでは、基本的な読み書き、算数能力の強化と同時に、問題解決能力や理解力が段階的に伸ばせるようになっていく。また、教育を通じて生徒個人個人が自分の潜在能力を見だし、それを最大限に伸ばす必要性を強調している。生徒が自分自身の技能と能力を認識するこの能力を、「生徒の自己概念」と呼ぶ²⁸。多くの州で、生徒中心のアプローチを強調した指導法が廃れ伝統的な指導法が復活している。伝統的な指導法では、主要科目の指導と評価および生徒の能力に主眼が置かれ、実験的学習はあまり行われなない。各州・準州の小学校における主要カリキュラム教科の詳細は、「付録 4: 各州・準州における必須主要カリキュラム(幼稚園～12年生)」を参照されたい。

ブリティッシュ・コロンビア州もこのような発展を遂げた州の1つである。ブリティッシュ・コロンビア州では、カリキュラム、テスト、児童への学習成果の提示方法といった課題に対処すべく、1989年から教育制度の再編成を段階的に開始した。この制度改革により、通知表で以前は客観的なコメントにより示していた生徒の成績が、より体系的になり、学校は生徒の進捗評価に段階評価を使用することとなった²⁹。カナダの各州・準州で初等中等教育において同様の改革が行われた。

4.2.3.2 教授法および評価法

体系的で制度化された指導環境を実践するには、教師はスケジュール(プログラム通りの指導を発達の段階に沿って行うという)にしたがった指導を行わなければならない。ほとんどの小学校においては、1人の教師(学級担任)が、1日を通し、また学年を通じ同じ学級の生徒を指導する責任を負っている。

現在は各州・準州で共通テストが広く行われているが、教師はそれ以外にも小さなプロジェクトを宿題にしたり、小テストを実施したり、対話ややりとりを評価するなど、さまざまな方法を駆使して継続的に評価を行っている。最も基本的な成績通知の方法は、年に2、3度出す通知表で、子弟の個人的および他の生徒と比較した発達状況を保護者に知らせている。成績通知の標準化を図るため、ケベック州の小学校では、子弟の発達が保護者に明確にわかるよう、2年ごとに評価を行うこととなった³⁰。「付録 1: オンタリオ州における初等中等教育の通知表」はオンタリオ州で保護者に出される通知表の一例である。通知表では、主要目標およびカリキュラムに沿った共通テストと客観的評価を併せて総合的に評価することを重視している。

²⁸ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

²⁹ Council of Minister of Education, Canada. (2001).

³⁰ 前掲書を参照のこと。

初等教育では、生徒を留年させる学校はほとんどない。ほとんどの学校では、管理者の経験や保護者の懸念を反映した進級・留年の手順を採用している。通常は、児童を他の同年齢の生徒とともに進級させ、必要であれば特別支援を行い児童の学力を伸ばしていく努力がなされる。ほとんどのプログラムで、「昇級」段階評価を行い(オンタリオ州通知表の例を参照)、学力向上を必要とする分野を明確にしている。たとえば、ブリティッシュ・コロンビア州では、教師は、カリキュラム目標を満たさない可能性のある生徒に警告を与えるよう奨励されている。これにより、教師は、保護者と面談を行ったり、個別の家庭学習プログラムや家庭教師、その他の教育戦略支援計画を立てるなど、支援計画や「早期介入」を実施することができる。早期介入の取り組みは、生徒を次の学年に進級させることとともに、受け入れ側の教師に問題の可能性を知らせることを目的としている。また、この慣行により、児童の様子は継続して観察され、学習における問題も見過ごされないようになっている。学年の繰り返し(留年)は、普通、特別な状況で起こる。留年の決定は、通常、保護者、教師、校長が一緒に行う。

4.2.4 中等教育 — 思春期から就労準備まで

カナダのすべての州・準州において、義務教育の最後の4年から6年を中等教育としている。初等教育から中等教育へと学校環境が変化する時期は、自立心が高まり自由や選択肢が拡大すると同時に、カリキュラムや学習項目も高度になる時期であるため、生徒にとっても保護者にとってもストレスが多い。一貫性があり慣れ親しんだ方法で、直接的な生徒指導を維持するため、ほとんどの学校制度では、学級担任制を管理面で(出席、通知、その他の手続事項など)使用している。

また、初等教育から中等教育への移行により、生徒の学習内容や学習環境にも変化が生じる。中等教育では、生徒の学習と自己開発の目的は、生徒中心の学習への取り組みから、専門的な教科内容(数学、科学、英語、演劇、音楽、技術など)を中心とした学習に移行する。教師が指導者であり助言者であるという慣れ親しんだ学級環境は、クラスのサイズが大きくなり、学校規模が平均して倍増する中等教育機関においては、変化せざるを得ない。カナダの中等教育機関の多くは、在籍生徒数が600名～1000名で、クラスの平均サイズは25名～40名である。

4.2.4.1 教育目標およびカリキュラムの構造

カナダの中等教育の主要目標は、生徒をその後の教育と雇用機会に備えさせることである。このような教育目的を果たすための各州・準州の取り組みはさまざまである。なかには職業教育と中等後教育のいずれか、あるいは両方を生徒に選択させている州もある。カナダ全国の州・準州で実施されている、幅広く奥深いカリキュラム要件に対応し、進級要件や卒業要件を生徒が満たしていることを学校管理者や保護者、生徒自身が確認できるよう、系統的な単位制度が使用されている。「付録 2: 中等教育の卒業に必要な主要教科と単位数」に中等教育における進級および卒業に必要な必修教科と単位を州・準州ごとに詳しく示した。

カナダ各地の学校制度は、非学期制(通年)あるいは2学期制(秋/冬学期および春/夏学期)のいずれかを採用している。2学期制の学校では、学年度半期をひとまとまりとした授業を行い(9月～12月および1月～6月)、生徒は各学期に4コース履修しなければならない。2学期制の学校では、各教科毎日授業が行われる。非学期制の場合、

コースは 1 学年度を通じて行われ、最高 8 教科履修する。各教科の授業は 1 日おきに短時間行われる。

通常、中等教育の最初の 2、3 年間は、必修教科を含む。必修教科は管轄によって異なるが、第 1 言語(フランス語または英語、先住民語)、数学(有限、代数、微積分)、科学(化学、物理、生物)、芸術、社会(政策、社会学、家庭科)、体育(ほとんどの州で 11 年生まで必修)であり、宗教または徳育を含む州もある。さらに、すべての州で第 2 言語教育を行っている。また、オンタリオやニュー・ブランズウィックなどの州では、別の専用プログラムを設け(通常はフランス語話者向けの英語と英語話者向けのフランス語)、証明書を出している。

同一学校内で、中等教育における職業訓練や一般的な訓練プログラムを多岐にわたって提供している。ただし大都市の中心地区では、産業訓練やコンピュータ・サイエンス、テクノロジー、家政科学などを専門とした学校も多く見られる。中等教育機関では、7 年生から 9 年生の間に随時多少の家政訓練や職業訓練を技術的応用とともに提供している。また、高学年では上級職業訓練も行っている。カナダ全国のほとんどの学校制度において、職業教育は中等教育から切り離さないようにしている。代わりに、オンタリオ州などでは生徒が学究コースまたは応用コースのいずれかを選択しなければならない。生徒は 9 年生という早い時点で、これら 2 つのプログラムに基づき、履修するコースを選択しなければならない。学究コースは教科の必須概念を示した後、理論的關係を深く探求することに主眼を置き、実践コースでは提示された概念の応用が「体験的」に行えるようになっている。目標は、中等教育の低学年の段階で大学に必要な職業技能かの選択を検討させ、高学年でそれぞれの専門学習を行わせることである。

各教科の時間配分は、州や準州によって、あるいは教育委員会によって大きく異なる。表 10 は中等教育の卒業資格を得るために必要な必修教科の時間配分例を示している。

カナダ各州・準州の教育省庁は、中等教育制度の詳細な見直しと再整備に取り組み、絶えず変化するカナダ経済や地域社会の構造に対応し、またカリキュラム基準の均一性や生徒の到達度に関する保護者や生徒、教師、雇用者の懸念に、より適切に応えられるよう努めている。教育カリキュラムの改訂も広く行われており、学習を啓蒙し、学内経験が実社会と結びつき、生徒が就職や将来の学業に向けた目標を見いだせるような、質が高く適切な中等教育の提供を目指している。オンタリオ州では教育省が初等中等教育の全面的な改革を行った。中等教育から最終学年(オンタリオ・アカデミック・クレジット - OAC)を廃止し、カリキュラムの各教科で学習指標を導入した。同様にアルバータ州も 1990 年の終わりにカリキュラム全体を刷新し、教育の大幅改革を行った。

4.2.4.2 教授法および評価法

生徒数の多い中等教育環境へ生徒を進学させることにより、教科における専門性と主要科目開発にますます焦点を当てる必要性が生じる。カリキュラム要件と履修可能な選択科目の増加に対応するため、生徒は個人個人の学習環境と学習スケジュールを選択・構築する。通常、7 年生から 9 年生の生徒は、必修教科があり、クラスからクラスへとグループ単位で移動する。高学年になっても必修教科はあるが、進級、卒業資格を得るために必要な標準単位数を修得するため、履修可能な選択科目が多くなる。

必修単位制度は、通常、州の教育省庁が設定した主要カリキュラム目標を反映している。初等教育では逸話的な成績通知が重視されるが、中等教育では評価を数値化して出す。中等教育制度では、生徒の進捗は修了年数ではなく修得単位数により測定される。中等教育機関では、教師は査定(生徒の到達度を正確に反映する情報の収集)、評価(確立された規準を用いて生徒の提出物などの質を評価するプロセス)、採点(一定期間を通じた生徒の到達度を示す数値や記号による評価の割り当て)を組み合わせた3段階のアプローチを経て成績をつけることが多い³¹。このプロセスは各州・準州および各教育委員会によりさまざまで、教師も各自が好みのアプローチをとっている。

³¹ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

表 10: 各州・準州における必修教科の時間配分（抜粋）

各州・準州における必修教科の時間配分（抜粋）															
	AB	BC	MB		NB	NL	NS	NT	NU		ON	PE	QC	SK	YT
必修教科	中学校	8年生	9-10年生	7-8年生	11-12年生	中学校	10-12年生	7-9年生	7-9年生	10-12年生	9-12年生	高校	中等学校	10-12年生	10-12年生
国語	26%	25%	30%	27%	15%	20%	17%	30%	29%	22%	16%	20%	31%	21%	15%
数学	11%	15%	15%	17%	5%	18%	17%	18%	17%	12%	9%	10%	16%	8%	10%
科学	11%	15%	15%	13%	5%	10%	17%	9%	9%	12%	9%	10%	11%	8%	10%
社会	11%	10%	0%	13%	5%	10%	6%	9%	9%	12%	9%	10%	16%	13%	10%
保健体育	13%	10%	10%	9%	5%	6%	3%	9%	9%	4%	3%	0%	6%	4%	5%
芸術	0%	5%	5%	8%	5%	5%	6%	6%	6%	4%	3%	0%	6%	8%	5%
その他	29%	20%	25%	13%	60%	31%	36%	19%	23%	35%	50%	50%	13%	38%	45%
合計	100%														

注: 百分率が提示されなかった場合は、必修教科の合計を単位数で割って計算した。

出典: <http://www.cmec.ca/tguide/2004/index.en.html>; Secondary Education in Canada A Student Transfer Guide 9th Edition, 2004-05.

ほとんどの学校制度において、コースの成績は、課題とテストや試験に基づいて評価がなされ、アルファベットのレターグレードあるいはパーセント(100%を最高とする)で示される。コースを無事修了するには、50%以上の成績が必要とされる。一例として、オンタリオ州における保護者への成績通知表を「付録 1: オンタリオ州における初等中等教育の通知表」に示した。

中等教育の修了証明を受領するには、生徒は通常、必要単位数を修得し、必修教科を履修し、州によっては卒業までに州が定めた読み書き能力試験に合格する必要がある。オンタリオ州では、最近、卒業までに 40 時間のコミュニティ・サービスを生徒に課す要件を導入した。

カナダの中等教育制度は 13 歳から 18 歳の生徒を対象とすると同時に、各州・準州では、成人に対しても、高校卒業資格となるコースの履修や単位の修得、実務経験の習得も教育目標としている。独自に高校卒業認定試験の開発を行ったケベック州を除き、すべての州・準州で一般教育修了検定(GED)という、成人を対象とした高校卒業認定試験プログラムを実施している。GED は、5 つの一連の試験からなり、国語(読解)、国語(作文)、数学、社会における成人の知識技能を評価する。成人は試験に合格することで高校卒業と同等の学力を有することが証明できる。試験に合格すると、国内外の雇用者や教育者も認める高校卒業認定証明書が発行される。これに加え、都市圏の大規模な教育委員会では、一般技能の育成を目的とした成人向け高校コースや識字教育プログラムなどを実施しているところも多くある。

4.2.5 カナダ全土にわたる教育基準の統一とその重要性

過去 10 年間に、共通テストの重要性は、カナダの教育カリキュラムが指導内容と評価の点で調和と標準化の方向に進むにつれ、ますます指摘されるようになった。カナダでは、生徒の学習状況を評価するためにクラス単位でのテストを常に実施してきた。各州・準州では、このようなクラス単位の評価を拡張し州・準州全域に共通した評価を含む傾向にある。これらテストの結果により、生徒の学力や教師の業績、学校制度そのものの評価だけでなく、地域社会内の学校制度や州同士、先進工業国間の比較も可能となる。

このような共通テストの実施は、ほとんどの教育制度でかなり浸透し一般的に行われている。教育向上振興協会(Society for Advancement of Excellence in Education, SAEE)はその報告書において、州・準州による共通テスト採用の主要目的を 5 つ特定している。それらは、プログラムの効果をより正確に評価するために制度の監視を向上すること、生徒の成績から長所および改善を要する点を特定しクラスでの指導方法見直しの必要性を測ること、カリキュラムや教授法、カリキュラム見直しに必要なリソースの方向性を与えること、傾向を定め、建設的な政策決定をするために長期的な変化を測定すること、生徒の学習が最も効果的に行われる方法や学習に影響を与え得る環境にまつわる研究に方向性を与えることなどである³²。

³² Taylor, R. Alan. And Tubianosa, Terresita-Salve. (2001). *Student Assessment in Canada: Improving the Learning Environment through Effective Evaluation*. Society of the Advancement of Excellence in Education. <http://www.saeec.ca/pdfs/007.pdf> にて入手可能。

さまざまな共通テストが各州・準州で実施されるなか、初等中等教育関係者の間では賛否両論の議論がある。共通テストには、明確な説明責任などのメリットが認められるが、教育者や管理者、教育擁護者は、共通テストや外部試験(外国との比較)が失敗に終わったり乱用されたりすることを懸念している。そのような懸念には、たとえば就学の重要な目標やプロセスを共通テストに反映しにくいことや、教師の配置転換や学校閉鎖の決定理由、必要でもないカリキュラム再編成の正当化などにテスト結果が不適切に利用される可能性などがある。

意見の相違はあっても、評価というものが学校教育に不可欠な要素であるという点はすべての州・準州が認めている。州全体の共通テストは、多くの州が学習カリキュラムの確認や州奨学金の資格審査に利用しており、また、大学などの高等教育機関も入学資格の審査に利用している。たとえば、ブリティッシュ・コロンビア州では、コース終了時に行われる州試験が、12年生の成績全体の40%を占める。

各州・準州で適用される評価方法は、さまざまなアプローチや地域特性、カリキュラムの重点の相違を反映している。生徒の学習に関する情報を収集する目的で州全体の学力判定試験を実施していないのは、ケベック州のみである。カナダで使用されているほとんどの評価モデルでは、プログラム評価と資格認定試験を適用している。教育向上振興協会(SAEE)によれば、最も包括的な評価プログラムを有するのはケベック、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの各州で、最下位はプリンス・エドワード島州である。テスト制度はすべて同様に設計されているが、その特性は、試験科目や卒業試験に対する重要性、テスト管理などの点において州ごとに異なる³³。表 11に、各州の共通テスト制度の比較を示した。

州ごとにテスト制度が異なるなか、カナダ全域にわたる教育を評価するために全国テストが導入された。1993年、カナダ教育閣僚協議会(CMEC)は、生徒の到達度と学力を評価する統一的なツールの開発に取り組んだ。このイニシアティブは、カナダ初の全国評価である学力指標プログラム(SAIP)として結実した。SAIPは、13年生から16年生を対象とした全国共通テストで、数学、読み書き、科学のテストがある。このプログラムは、現在4度目のテストを迎え、カリキュラム開発における共通分野の比較を試みている。

SAIPに加え、カナダは、経済協力開発機構(OECD)が実施するPISA(Programme for International Student Assessment、最新の評価は2005年はじめに完了)や国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)、国際教育到達度評価学会(IEA)、国際成人識字能力調査(IALS)など、数々の国際テスト・プログラムにも参加している。

³³ Taylor R. Alan and Tubianosa, Terresita-Salve.(2001). *Student Assessment in Canada:Improving the Learning Environment through Effective Evaluation*.Society for the Advancement of Excellence in Education.

表 11: 各州・準州における共通テストおよび評価

州	試験科目	学年	デザイン		実施スケジュール	結果報告先			
			抽出	全員		1	2	3	4
アルバータ州	学力判定試験 数学および国語(英語) フランス語、国語フランス語、科学 社会	3, 6 & 9 6 & 9		○	年 1 回	○	○	○	○
	資格認定試験 11 コース コースのうち 6 つ	12 12		○	年 1 回 年 3 回 年 4 回	○	○	○	○
プリティッシュ・ コロンビア州	学力判定試験 読み、書き、計算能力 (基礎学力の評価) FFSA 対象外教科	4, 7, & 10 必要に応じて		○	年 1 回 必要に応じて	○	○	○	○
	(州学力判定プログラム) 資格認定試験 12 年生対象の州試験(21 教科)	12		○	年 5 回	○	○	○	○
マニトバ州	学力判定試験 英語プログラム - 読み、および計算能力 フランス語プログラム - 読み、計算能力 フランス語イマージョン・プログラム - 読み(英語)、計算能力 - 読み(フランス語)	3 3 3 4		○	年 1 回 年 1 回 年 1 回 年 1 回		○	○	○
	資格認定試験 国語(英語) - イマージョンおよび英 語共通テスト	6		選択	2001 年 6 月 5 日 ~ 7 日		○	○	○
	第 1 言語としてのフランス語、および第 2 言語としてのフランス語 - イマージ ョン共通テスト	6		選択	2001 年 5 月 29 日 ~31 日		○	○	○
	数学	中等 1		選択	1 学期: 2001 年 1 月 24 日 2 学期: 2001 年 6 月 6 日		○	○	○
	国語(英語)共通テスト イマージョン共通テスト 数学	中等 4		抽出(試験的期間)	2001 年 5 月 2001 年 5 月 2002 年 6 月		○	○	○
ニュー・ ブランズウィック州	学力判定試験 国語、数学、科学	3		○	年 1 回	○	○	○	
	国語、数学、科学、書き	5		○	年 1 回	○	○	○	
	フランス語イマージョン、国語	6		○	年 1 回	○	○	○	
	数学、国語(英語)	8		○	年 1 回	○	○	○	○
資格認定試験 数学および英語 111/112/113	11		○	1 月、6 月、8 月	○	○	○	○	
ニューファンドランド 州	規程参照テスト 数学、科学、コア・フランス語、書き	3, 6 & 9		○	年 1 回	○	○	○	○
	CTBS 国語、芸術、職務技能、科学、数学	4, 7, 10, 12		○	4 年周期、年 1 度実 施	○	○	○	○
	基礎(APEE)試験 化学	12		○	年 1 回	○	○	○	○
	全教科の公的試験	12		○	2001 年 6 月に開始				
ノバ・スコシア州	学力判定試験 数学	5, 8		○	2 年毎	○	○		
	国語	6, 9		○	年 1 回	○	○		
	資格認定試験 国語(英語)、科学、数学	12		○	年 1 回	○	○	○	○

州	試験科目	学年	デザイン		実施スケジュール	結果報告先			
			抽出	全員		1	2	3	4
オンタリオ州	評価/試験 読み、書き、算数・数学 数学	3 & 6		○	年 1 回	○	○	○	○
		9		○	年 2 回	○	○	○	○
	資格認定試験 読み書き	10		○	年 1 回	○	○	○	○
プリンス・エドワード島州	なし								
ケベック州	必須試験 フランス語、授業で使用される言語 教育省統一試験 授業で使用される言語、第 2 言語、 ケベック史・カナダ史、物理科学	6, 中等 III		○	年 1 回(6 月)	○	○	○	○
		中等 IV, V		○	年 1 回(6 月または 8 月、1 月)	○	○	○	○
	補足試験 初等教育レベル(国語－フランス語、 国語－英語、数学)、中等教育レ ベル(フランス語、授業で使用される言 語、数学)	3, 6		○	年 1 回(6 月)	○	○	○	○
サスカチュワン州	学力判定試験 数学、国語 テクノロジー リテラシー、批判的/創造 的思考	5, 8 & 11	○		年 2 回	○			
		5, 8 & 11	○		1999, 2001	○			
	資格認定試験 全教科	12		○	年 1 回	○	○	○	○

注: *結果報告先 1－州、2- 学区/教育委員会、3－学校、4－生徒個人

出典: Taylor, R. Alan and Tubianosa, Terresita-Salve. (2001). *Student Assessment in Canada: Improving the Learning Environment through Effective Evaluation*. Society of the Advancement of Excellence in Education. <http://www.sae.ca/pdfs/007.pdf> にて入手可能。

4. 2. 6 教育技能の向上を目的とした教師の評価と監督

教授の質および評価に関するカナダ全国の基準は存在しない。しかし、教育の責任を担う各州・準州の政府は、質の高い教授を保証するためにさまざまな対策を講じている。たとえば、アルバータ州では、教員免許取得のための資格の統一を行った。同様の変更が行われたニュー・ブランズウィック州やノバ・スコシア州では、2 つの学位、あるいは複数の教師研修プログラムが教員免許の取得に必要である。オンタリオ州では、さらに大幅な改革が行われた。オンタリオ州では、教師養成プログラムの内容および免許の明確な規定を目的として、オンタリオ州教師連盟 (Ontario College of Teachers) を新しく設立した。これはブリティッシュ・コロンビア州の教師連盟と同様の連盟である(ここでいう「College」は教師職の組織団体を表し、教育を実施する機関ではないことに注意されたい)。

教師がその教授能力をどの程度まで監督・指導され評価されるかには差がある。1 年目の教師が経験の長い教師より頻繁に評価を受けるのは当然のことと考えられている。管理者が適用する教師評価のプロセスは教育省庁が規定しているが、協議型や二重型といった一般的な型が教師評価に用いられている。協議型では、校長と教師が相談し合意した方法で評価を行う。評価には、その対象となる教授法やその他の事項を予め決定し、それに対して授業参観を繰り返す場合もある。審査後、評価者は通常教師と会って評価結果を話し合い、文書でレポートを作成する。教師はそのレポートにコメントする機会を与えられ、その後、レポートが提出される。しかし、協議型より広く使用さ

れているアプローチは二重型である。この方法では、教授技能の改善に焦点が当てられ、公式なレポートは必要とされない。教師と評価者は、専門的能力の開発に有効な、ワークショップや教師同士の批評、読書などをまとめたパッケージを作り、教師の知識技能の向上を図る。

教員免許資格の標準化が進んだ結果として、教師養成機関は、プログラムを新設すると同時に、その有効性を判断するべく教師カリキュラムの再評価を行っている。現在では、ほとんどのカレッジや大学の教育学部が、実習の追加にくわえ、学問知識の養成と教育の心理的・社会的観点からの訓練においてよりバランスを図った学位の必要性を強調している。

4.2.7 あらゆるレベルで児童の特殊なニーズに応える学校制度

特殊教育の分野は教育制度のなかでは比較的新しく、ほとんどの州・準州において、過去 20 年から 25 年の間に政策が実施されてきた。すべての州・準州が方針または法律を導入し、必要とするすべての生徒に特殊教育を提供している。「付録 3: 学校の管理職、教員、生徒、保護者の責任と義務に関する各州/準州の詳細」に特殊教育の方針に関する詳細を示した。教師および保護者は、生徒が特殊教育を受ける資格があるかを判断する審査を受けるように勧められている。各州・準州の審査で、学習障害、言語障害、知能障害、身体障害(運動、視覚、聴覚)、またはその他の健康に関する問題などについて制限あるいは障害があるかどうかを調べる。

特殊教育の児童に関して一般に取られているアプローチは、そのような生徒が一般の「主流」の教室に戻れるようにすることである。これは、主流の教室であろうと別室のクラスであろうと、児童は自分の能力を最大限に伸ばす機会を得るに値するという信念に基づいている。一般的な「正常化」のプロセスは、審査の際に特定されたさまざまな学習上の問題に対処する専門家から生徒が献身的なケアを受け、問題が緩和されるに従い、あるいは対処メカニズムが整った場合に、生徒を段階的に通常学級の環境に入れていくことにより起こる。カナダでは学校制度によって特殊教育への対処方法は異なっても、ほとんどが詳細な方針や手順を作成するだけでなく、専門的な教師研修なども含むリソースや支援(補助教師など)を開発している。

障害児を通常学級に統合することのメリットやテストの使用に関しては議論が続いている。特に多くの専門家が生徒の学習障害を特定するテストの結果に対し、その妥当性に疑問を投げかけている。教師にかかるプレッシャーが高まり、テストに対する論議や児童に「レッテルを貼る」慣行に対する論議が大きくなっているにもかかわらず、特別支援を必要とする生徒の特定はカナダ全国の学校制度において、重要性を増す一方である。

4.2.8 バイリンガル教育とホーム・スクーリング — カナダにおける教育の基礎概念

バイリンガル教育はカナダの教育制度の基盤となっている特性である。カナダでは、すべての州がバイリンガル教育を提供している。オンタリオ州では、フランコフォンの児童にフランス語で教育を実施することを州内の教育委員会に要求する法律が通過した。また、ニュー・ブランズウィック州は、英語とフランス語を公用語としている唯一の州で、すべての授業がフランス語あるいは英語で行われる。1960 年代はじめ以来、連邦政府はカナダの 2 つの公用語の教育、およびそれらを教授言語とした教育を奨励してきた。

1988年の公用語法には、英語とフランス語を奨励する政府の強い姿勢が示されている。カナダ民族遺産省を通じ、2005年にほぼ3億2,400万ドルが言語教育のために各州に交付されたと推定されている。言語教育は、少数言語プログラム、フランス語イマージョン、一般第2言語プログラムの3つの形態で行われている。少数言語プログラムは、憲法で保護されている通り、児童がその第1言語で教育を受けることを保証する。フランス語イマージョンプログラムは、フランス語を第2言語として習得することを奨励するプログラムで、このプログラムの在籍者が最も多いのは大都市圏である。一般第2言語プログラムは、生徒が主要教科としてその他の言語を学習することを目的としている³⁴。

正式な学校教育に加え、カナダのすべての州・準州の保護者は、子どもの教育を自宅で行う基本的権利を有する。初等中等教育は義務であるが、教育/カリキュラムが地元の学校制度の目標や基準と同等である限りにおいて、保護者がその子弟を自宅で教育する権利が州・準州の法律で認められている。過去10年間に、ホーム・スクーリングに対する関心は、その登録生徒数にも見られるように着実に高まっている。現在、2万人から2万5,000人の生徒が公立・私立の教育制度の枠外で教育を受けていると推定されている³⁵。サスカチュワン州では、最近、ホーム・スクーリングを規定する法律が導入された。ほとんどの州・準州では、生徒の進捗を監視できるよう、保護者に子弟の登録を義務づけ、地元学区の確立したカリキュラムや指導要領を満たす責任を両親に課している。

³⁴ Dunning, Paula. (1997).

³⁵ Council of Minister of Education, Canada. (2001).

5. 州・準州にとっての中心的な課題となりつつある教育予算の確保

カナダの生徒 1 人当たりの年間平均教育費は、1996 年の 5,000 ドルから 2001 年には 7,700 ドルに増加している³⁶。2004 年には、初等中等教育に 400 億ドル近い費用が費やされた。2002-2003 年度における公立初等中等教育支出額は、州・準州政府および地方自治体の支出総額のおよそ 13% を占めていた。1991 年から 2002 年の間に、教育支出総額はほぼ 6% 増加し、カナダの GDP の 6.6% が教育に充てられている。先進 7 カ国(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国)の中で、各国の経済規模を比較した場合、カナダは公立学校教育に最も多くの出資を行っている³⁷。

カナダにおける初等中等教育に対する資金拠出の方法はかなり急速に変化しており、特に過去 10 年間に於いては、各地域の教育委員会による分散型アプローチから、中央管理の運営方式へと変化している。カナダの教育構造が最初に構築された際は、地域の学校制度が予算額の決定、手数料や固定資産税からの適切な資金の徴収、また宗派の学校(教会関連の学校など)の場合は、その学校運営に必要とされる費用の徴収の責任を担っていた。今日、教育資金確保の大半の責任は、州および準州に再び移行され、教育省庁はさまざまな資金調達メカニズムを通じ、地域の教育委員会へ資金を提供する責任を負っている。

初等中等教育に対する資金の規模および資金源の種類や分配方法は、各州・準州によって異なる。多くの場合、各州・準州における資金調達のメカニズムは、人口規模やすべての生徒に基礎教育、プログラム、サービスを提供するために必要とされる他の機能に応じ、各地域が受け取る歳入額の比率がほぼ均等になるように設定されている。

5.1 州政府からの交付金が最大の資金源になっているカナダの教育制度

学校教育への資金提供は、次の 2 つの形式のいずれかで行われる。州政府または準州政府から直接的な交付、あるいは州からの交付金を地方自治体もしくは権限を有する教育委員会が徴収した税金と組み合わせた給付である。初等中等教育の歳入は、ニューファンドランド州を除き、教育委員会または地方自治体、州政府によって賦課された固定資産税の一部が充てられる³⁸。プリンス・エドワード島、ノバ・スコシア、ニュー・ブランズウィック、オンタリオ、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアの各州においては、州が教育税率を設定し、すべての地域の教育委員会がそれを管理している³⁹。税率は、州全体を通じて一律である。各地域の教育委員会は、徴収した税金の分配先を特定することはできない。徴収された資金は州の歳入に組み込まれ、教育予算として州全体に分配される。

表 12 は、一般的な公的資金調達方法の概要を示している。

³⁶ Dunning, Paula. (1997).: Council of Ministers of Education, Canada. 2003.

³⁷ 前掲書を参照のこと。

³⁸ 固定資産税は、査定によりその価値が決定された固定資産に対し、地方自治体または州政府が賦課する税金である(査定額は通常、第三者間取引における買い手と売り手により決定される)。

³⁹ Kitchen, M. Harry. (2002). Canadian Tax Paper No. 107 Municipal Revenue and Expenditures Issues in Canada. Canadian Tax Foundation: Toronto.

表 12: 各州・準州の公立学校の資金調達・提供のメカニズム

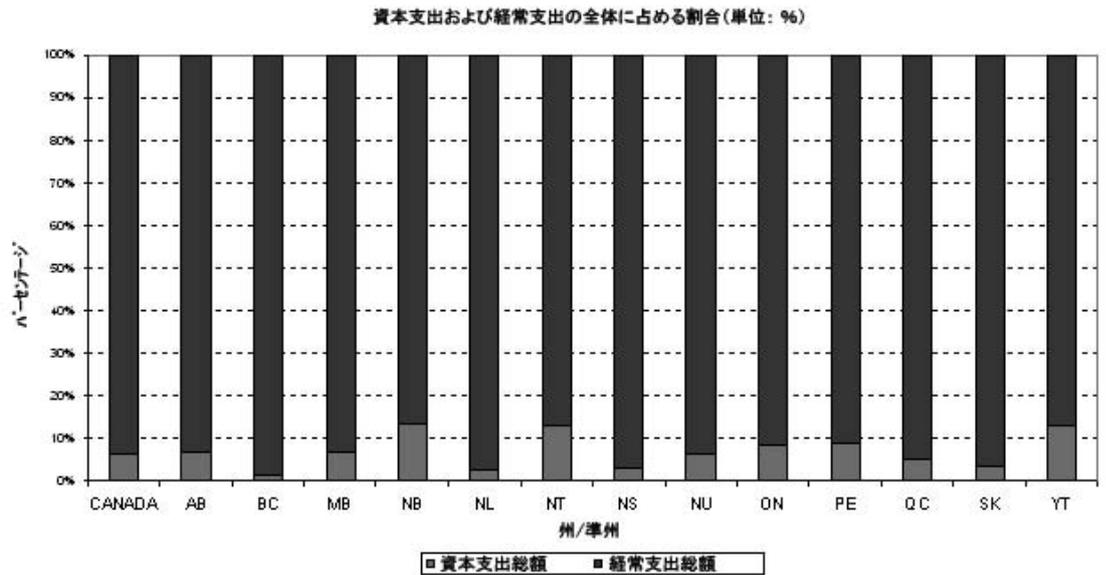
州/準州	公立学校の資金調達・提供
<p>アルバータ州</p>	<p>州が教育資金の提供に対する責任を負う。資金需要のおよそ半分が、州の一般歳入により支えられ、残りは住宅地や商工業用地、農地に対して州全体で均一に賦課される固定資産税により賄われている。非住宅地に賦課される税率は、住宅地および農地に賦課される税率より高い。州からの交付額以上の支出を希望する教育委員会は、住民投票によって納税者の承認を得なければならない。追加支出額は、教育予算額の最高 3% に制限されている。</p>
<p>ブリティッシュ・コロンビア州</p>	<p>州政府の歳入からの交付金によりすべての学校運営を行っている。これには州が商工業用地および住宅地に対して賦課する固定資産税が含まれる(固定資産税は教育予算の 30% を占める)。州政府は、教育費に割り当てられる固定資産税の税率を設定するが、この固定資産税と州から各学区への交付金との間に必ずしも関連があるわけではない。州からの交付額以上の支出を希望する教育委員会は、地方固定資産税によって賄われる追加支出額について、住民投票によって納税者の承認を得る必要がある。</p>
<p>マニトバ州</p>	<p>州による資金提供は、州の一般歳入、および教育費への割り当てを目的に州全体で賦課される固定資産税から調達される。住宅地に適用される州の税率は、他の不動産の税率より低い。地方歳入の大半は、商工業用地および住宅地に対して賦課される固定資産税から調達される。</p>
<p>ニュー・ブランズウィック州</p>	<p>公立学校教育の費用はすべて、州の一般歳入から拠出される。これらの歳入には、すべての不動産に賦課される州の固定資産税が含まれる。ただし、固定資産税は教育費以外の目的にも使用されている。</p>
<p>ニューファンドランド・ラブラドール州</p>	<p>固定資産税は、公立学校教育への提供目的には使用されていない。</p>
<p>ノースウェスト準州</p>	<p>教育税率は、不動産クラスにより異なる場合がある。</p>
<p>ノバ・スコシア州</p>	<p>公立学校は、州の一般歳入(州は固定資産税を徴収しない)および州によって設定され地方自治体が賦課する均一の固定資産税率による資金提供を受ける。地方自治体はまた、任意のプログラムに対する資金調達のために地方税率を引き上げる選択肢を有する。</p>
<p>ヌナブト準州</p>	<p>準州の全教育費は、一般歳入から提供される。</p>

州/準州	公立学校の資金調達・提供
オンタリオ州	教育資金は、州の交付金および州によって設定された教育税率との組み合わせにより確保され、地方自治体がそれを徴収し、教育委員会に送られる。住宅地/農地および複合住宅地に賦課される教育税率は州全体を通じて均一である。商工業用地に関しては、州が各自治体において一定の金額を徴収する。
プリンス・エドワード島州	本州の全教育費は、一般歳入から提供される。これらの歳入には、州全体で賦課される固定資産税からの収入が含まれるが、教育費だけのために徴収されているわけではない。
ケベック州	州は、一般歳入から教育委員会に支払われる資金に対し全面的な責任を負う(州は固定資産税を徴収しない)。地域の教育委員会は、固定資産税を賦課する権限を有するが、住民投票を通じその学区内の納税者から承認を得ない限り、その金額は課税額 100 ドル当たり 0.35 ドル(=35 セント)を超えてはならない。教育委員会は、学校施設の保守を目的とした資金援助に対してのみ地方固定資産税を利用する。
サスカチュワン州	学区が住宅地および非住宅地から徴収する固定資産税から歳入を得ているが、州の交付金は一般歳入から提供される。
ユーコン準州	準州の全教育費は、一般歳入から提供される。

出典: Harry Kitchen, "Provinces and Municipalities, Universities, Schools and Hospitals: Recent Trends and Funding Issues," in Harvey Lazar, ed., *Canada: The State of the Federation, 1999-2000: Toward a New Mission Statement for Canadian Fiscal Federalism* (Kingston, ON: Queen's University, Institute of Intergovernmental Relations, 2000), 295-336, at 323.

ほとんどの場合、カナダの教育委員会は、州からの予算配分および/または各地域の固定資産税からの収入のどちらか一方からの歳入に 95%以上依存している。図 5、表 13の 2004 年度においてはカナダ全体の全歳入のおよそ 72%が州の交付金によって賄われており、残りは固定資産税または(賃借料、サービス料などの)他の歳入源による。

図 5: 教育委員会の歳入 (州/準州別)



出典: Statistics Canada, CANSIM, table 385-0009. School Board Revenues and Expenditures
<http://www40.statcan.ca/101/cst01/govt34a.htm>

表 13: 教育委員会の歳入および歳出

	教育委員会の歳入および歳出、2004年度の各州・準州別 (単位: 千ドル)										
	全国	AB	BC	MB	NL	NS	NT	ON	PE	QC	SK
歳入総額	39,108,325	4,632,108	4,368,235	1,530,136	744,903	925,751	43,521	16,065,880	178,272	9,176,522	1,442,997
自主財源	10,857,642	436,187	215,730	562,158	6,834	27,425	10,254	6,613,782	898	2,194,991	789,383
固定資産税 および関連税	8,897,855	191,581	28	514,162	19,778	..	8,666	6,239,157	..	1,208,861	735,428
その他の税	824	3	824
物品/サービス 売上	1,845,029	208,288	179,511	45,123	6,081	25,292	1,293	353,353	796	986,130	39,162
投資収益	84,992	31,350	26,983	2,449	201	1,280	221	9,130	53	..	13,325
その他の自主 財源からの歳入	28,942	4,968	9,236	424	552	853	74	12,142	49	..	644
交付金	28,250,683	4,195,921	4,152,505	967,978	738,069	898,326	33,267	9,452,098	177,374	6,981,531	653,614
連邦政府	89,380	113	12,121	2,737	5,005	5	1,136	55,484	55	12,729	..
州・準州政府	27,983,265	4,191,355	4,140,384	965,241	733,064	731,597	32,110	9,396,614	177,319	6,961,967	653,614
教育	27,502,623	4,146,621	4,140,384	936,694	733,064	731,597	32,110	9,396,614	177,319	6,559,635	648,585
負債課徴金 (利子)	480,642	44,734	0	28,547	..	0	2	402,332	5,029
地方自治体	178,038	4,453	..	1	..	166,729	21	6,835	..
歳出総額	39,974,012	4,733,341	4,405,981	1,489,600	754,166	931,524	42,545	16,469,101	179,030	9,571,293	1,397,431
教育	39,211,001	4,675,176	4,405,981	1,449,630	753,922	930,958	42,545	16,196,173	179,030	9,185,577	1,392,009
負債課徴金	763,011	58,165	0	39,970	244	566	..	272,928	2	385,716	5,422
剰余額または 不足額	-865,687	-101,233	-37,746	40,536	-9,263	-5,773	976	-403,221	-758	-394,771	45,566

出典: Statistics Canada, CANSIM, table 385-0009, School Board Revenues and Expenditures <http://www40.statcan.ca/101/cst01/govt34a.htm>

5.2 教育機会均等の重要な政策としての分配方式

これまでに数々の州が教育委員会に支払われる教育資金の徴収方法と分配方法の重要な変更を行っている。地域社会に教育資金をより公正に分配するプロセスの一環として、各州では、連邦政府が州間の歳入分与の均衡化に利用しているのと同様の均等化政策を採用している。資金の分配方法には、一般的に定額交付金、カテゴリー別資金、均等化給付の3つがある。定額交付金は、各学区の生徒数に基づく固定金額で、毎年教育委員会に提供される、最大の単一資金源であることが多い。交付金の金額決定は一定の基準に基づいて行われており、それぞれの地域がその算出に、人口集中地域からの距離、専門教師、生徒数などの一定の計算法を使用している。カテゴリー別資金は、特殊教育など、コストが明らかになっている特定のプログラムまたはサービスに使用される資金である。最後に、均等化給付は、学校制度の総運営費の一部に固定資産税からの収入を利用している州で採用されている。地域の相対的な富を測定し、課税対象となる所得のより低い学区が州からの予算をより多く交付されるよう、一連の数式が使用されている⁴⁰。

各州・準州政府は、年間予算総額のうち、教育予算に充てる割合を決定しなくてはならない。そのプロセスは単純ではない。それは、教育の他にも政府が優先的に扱う必要がある重要事項が存在し、教育資金の規模に影響を与えるためである。ほとんどすべての州・準州がこれまで収支を合わせているが、増税をせずに教育制度の質を維持することが以前から大きな課題となっている。ケベック、オンタリオ、ブリティッシュ・コロンビア、ニューファンドランド・ラブラドールなどの州は、管理機能を統合しリソースを共有するために、教育委員会や学区の数を削減している。

表 14 は、各州・準州の学校制度のガバナンスおよび運営組織における最近の変更をまとめたものである。再組織化ならびに再編成のなかでも最も重要な変更は、管理コストを削減し、意思決定の集中化を促し、学校制度の日常的運営における透明性を改善する目的で、サービス統合および教育委員会、学区の数の削減に焦点を当てたものである。

表 14: 各州・準州における教育部門・組織の改革

州/準州	最近のガバナンス・運営組織の変更点
アルバータ州	1997年に教育委員会の数を141から62に削減。
ブリティッシュ・コロンビア州	州の31の教育委員会を15に統合。残り44の教育委員会は現状維持。
マニトバ州	地域教育委員会の審査で、教育委員会の数を57から21に削減するよう提言。
ニュー・ブランズウィック州	1992年に学区を42から18に削減。さらに2001年には、18から14(9つの英語圏学区と5つのフランス語圏学区)に削減。1995年、教育委員会の完全廃止を行った最初の州となる。

⁴⁰ Young Jon and Levin, Benjamin. (2003).

州/準州	最近のガバナンス・運営組織の変更点
ニューファンドランド・ラブラドール州	42 あった教育委員会を 18 の単一宗派または複数宗派委員会に削減。これらの変更を実施するため、1949 年のカナダとの統合に関する憲法が修正された。
ノバスコシア州	22 あった教育委員会が 1996 年に 7 つに再編成され、学校諮問審議会と直接共同で運営。
ノースウェスト準州	8 つの地区教育委員会および 2 つの学区(イエローナイフ)に対する変更は行っていない。
ヌナブト準州	ヌナブト準州政府は、地区教育当局ならびに地域教育委員会を通じ、学校制度の運営を行っている。
オンタリオ州	教育委員会の数を 129 からおよそ半分の 72 まで削減(過疎地域においては 31 の小規模な学校機関を追加)。また、教育委員会の権限を縮小し教育省を 2 つの部門に分割。
プリンス・エドワード島州	1994 年に 5 つの教育委員会を 3 つに統合(英語圏委員会 2 つとのフランス語圏委員会 1 つ)。
ケベック州	1998 年に教育委員会の数を 72 まで削減。また言語に基づく無宗派の教育委員会を創設するため、1949 年のカナダとの統合に関する憲法が修正された。
サスカチュワン州	82 の学区内に 300 の教育委員会が存在。
ユーコン準州	教育庁が、教育委員会 1 つと各教育審議会により学校制度を運営。

出典: Council of Minister of Education, Canada. (2001). *The Development of Education in Canada*. www.cmec.ca にて入手可能。Treff, Karin. And Perry, B. David. (2005). *Finances of the Nation 2005*. Canadian Tax Foundation. <http://www.ctf.ca/tax101/tax101.asp> にて入手可能。

固定資産税と州一般歳入との間のバランス向上を図る取り組みの一例として、オンタリオ州で実施されている **Student Focused Funding**(生徒に焦点を当てた給付)がある。1990 年代後半、オンタリオ州政府は教育支援を目的とした固定資産税からの歳入の使用方法に変更を行った。これは、各地域の教育資金を維持するための住宅・商業地税基盤への依存度を全体的に軽減し、固定資産税の教育費に充てる部分を各自治体に還元し他のサービスに使用することを目的としている。この考えは、救急サービスや社会奉仕など、地方自治体レベルで運営したほうがより効率的であろうと思われる州のサービスを地方に委ねようという動きから起こった。地方自治体が地元の事項に対する自律性と統制力を増すことで利益を得ることが期待される一方で、州は資金提供における平等と公平の改善を図る教育資金の徴収・分配に対する責任を撤回する。この構想により固定資産税基盤の割り当ては解放されると思われたが、オンタリオ州政府は引き続き固定資産税基盤からの歳入の 50%以上を学校教育制度の支援に充てている。

5.3 教育委員会の支出の大半を占める人件費

カナダでは、初等中等教育の支出の 93.7%が経常支出であった。すべての州・準州で、人件費が歳出の大部分を占めている。2000 年には、およそ 300 億ドル(初等中等

教育費用総額の 4 分の 3 以上)が教職員の人件費として費やされた。マントバ、サスカチュワン、ユーコン、ノースウェストの各州・準州では、支出総額のおよそ 3 分の 2 が教職員の人件費に充てられている⁴¹。

カナダの教育委員会の大多数は、資本支出を行う前もしくは負債が発生する前に、州政府の承認を得る必要がある。カナダの大半の州・準州では、教育に責任を負う省庁が学校建設および財務を行う。ニュー・ブランズウィック州など、自主予算を学校新設に充てる州も少数ながら存在する。このような方法をとる州では通常、資本支出総額に相当する交付金、あるいは地方自治体/教育委員会が支払う利子に対する援助を目的とした複数の交付金(プロジェクト資金の借入を選択した場合)のどちらか一方を提供することが多い。運営(維持費および「再投資」を含む)は、通常教育委員会の年間予算から出される⁴²。その結果、老朽化した施設をもつ教育委員会の多くは、その保守を繰り延べることとなり、これが主要基幹施設の質低下を招いている。

表 15 は、各州・準州で学校新設やインフラサービス拡張のための現行の運営支出に関連する資本支出および経常支出の内訳を示している。経常支出は、学年度の通常運営における購入を示している。たとえば、給与、教育助手、管理支援、教師開発、その他カウンセラーを含む教育支援など、教員や管理者に関連する費用が挙げられる。資本支出は、主として新しい機材や電子機器の購入、建築・改築費用、また建物の大規模な修理を指す。表中におけるその他の経常支出は、教材や契約サービス、現在進行中の建設運営費や維持費、そして朝食・昼食プログラムなどの支援プログラムにかかる費用を含む、給与以外のすべての関連事項を表している。

⁴¹ Council of Ministers of Education, Canada. (2003).

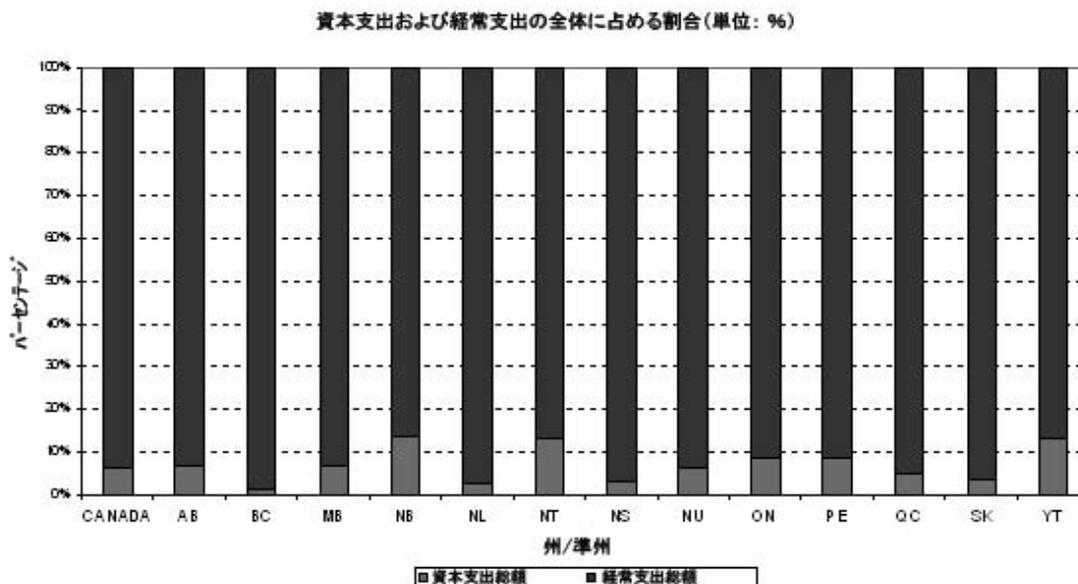
⁴² Treff, Karin. And Perry, B. David. (2005). *Finances of the Nation 2005*. Canadian Tax Foundation.

表 15: 初等中等教育学校制度の資本支出および経常支出（運営ならびに維持）

2000-2001 年度 支出内訳(単位: 千ドル)						
	資本支出総額	経常支出総額	給与			その他の経常支出
			教員	職員	教職員全体	
全国	2,619,337	38,794,626	23,785,625	5,872,922	29,658,547	9,136,079
AB	271,316	3,851,069	2,390,663	453,586	2,844,249	1,006,820
BC	88,305	5,085,861	2,800,853	948,684	3,749,537	1,336,324
MB	129,301	1,719,388	891,795	259,079	1,150,874	568,514
NB	126,643	804,080	544,206	101,466	645,673	158,407
NL	17,492	580,707	395,084	70,754	465,838	114,868
NS	35,896	1,102,066	634,604	165,751	800,355	301,712
NT	15,979	106,270	56,650	14,600	71,250	35,020
NU	5,680	81,191	46,316	15,173	61,488	19,703
ON	1,420,093	15,306,302	10,101,562	2,333,065	12,434,628	2,871,674
PE	13,397	138,567	91,577	22,303	113,880	24,687
QC	455,212	8,497,876	4,973,904	1,329,069	6,302,973	2,194,903
SK	53,842	1,410,333	817,868	147,763	965,630	444,703
YT	11,005	72,839	42,598	5,551	48,149	24,690

出典: Statistics Canada. Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program 2003.
Chapter B, Table B3-1. <http://www.statcan.ca/english/freepub/81-582-XIE/2003001/figures.htm>

図 6: 初等中等教育学校制度の資本支出および経常支出（運営ならびに維持）が支出総額に占める割合



(注) 棒グラフの下部が資本支出額、上部が経常支出総額

Statistics Canada. Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program 2003.
Chapter B, Table B3-1. <http://www.statcan.ca/english/freepub/81-582-XIE/2003001/figures.htm>

表 16: 初等中等教育機関の教員数

カナダ全土および各州・準州の初等中等教育機関における常勤相当教員数、 2001-2002 年度および 2002-2003 年度													
	AB	BC	MB	NB	NL	NS	NT	NU	ON	PE	QC	SK	YT
2001-2002	29,915	35,930	12,147	7,249	6,264	9,304	577	..	120,215	1,467	74,939	11,383	461
2002-2003	29,793	33,901	12,172	7,271	6,064	9,276	578	503	..	1,479	75,921	11,389	458

Statistics Canada. Report of the Pan-Canadian Education Indicators Program 2003.
Chapter C, Table C2-3. <http://www.statcan.ca/english/freepub/81-582-XIE/2003001/figures.htm>

6. 経済、社会、政治の実態を反映して常に進化し続ける教育

カナダで公立学校教育制度が導入されて以来、今日の若者が将来直面する課題に対処していけるように教育するために、教育制度では常に社交や学習の新理論に取り組み、最新技術を推進し、公立教育の資金調達・提供システムの再構築を行うことが必要とされてきた。政権が交代したり、カリキュラムに対する社会の一般的な期待が拡大する度に、カナダの教育体制には改革の圧力が生じた。

カナダの義務教育制度は 20 世紀末近くになって初めて導入され、当時のカナダ憲法の下、教育実施の権限が各州に与えられた。中等教育構築の動きが見られるようになったのは、1930 年代であった。これはこの時期に州の一方的な活動や個別に存在した教育制度が不均一で、場合によっては重複していることが認識されたためである。カナダ教育史上、同様に重要な時期として挙げられるのは、生涯にわたる学習基盤の構築を目的に制定された、包括的で多様性に富んだ開放された公立教育制度の発展である。

1960 年代にカリキュラムや教育実施方法の大改革の起因となった圧力(学校人口の増加や、特に女性、カナダ先住民、移民、低所得グループに対する教育機会均等の要求など)と同様、新たな経済、社会、政治的勢力はカナダの 13 州・準州における教育制度の再編に影響を与えている。オンタリオ州では、若い女性を中心となって、中等教育カリキュラムに女性学を取り入れるよう改訂を求める運動を積極的に行っている。西部の各州・準州、ヌナブト準州間で新たに結ばれた合意では、連邦政府から先住民言語教育専用の資金が給付されるべきかどうかについての疑問が生じている。ブリティッシュ・コロンビア州では、中等教育の生徒はオンライン受講により卒業単位が取得でき、州内のどの学区から提供されているコースでも選択できるようになった。カナダ各地で、州の共通テストやその成績を、各学校への資金給付額を決定する基盤とすべきかどうかについて論議が高まっている。

ここで述べたようなカナダの教育制度に対する影響は、管理者や教育者、保護者がカナダの初等中等教育の現状を見直す際に直面する、拡大を続ける教育機会や課題の一例に過ぎない。

6.1 教育資源の新たな圧迫要因となっている人口構成の変化

6 歳から 16 歳(州によっては 18 歳)の未成年は全員就学の義務を負うため、カナダ全体における初等中等教育機関の在籍者数は正確に記録されている。カナダでは学齢人口が安定した成長を見せた後、ピークを迎え、現在では学齢児童数は減少期に入っている。このような学齢人口の逆転は、初等教育と中等教育では異なる時期に影響が出る。初等教育の生徒数が 2001 年にすでにそのピークに達したのに対し、中等教育の生徒が就職やその後の教育に進学するピークは 2009 年～2011 年前後である⁴³。今後のカナダの動向を予想すると、出生率や初等中等教育の学齢人口の減少が続くと考えられる(移民政策は、間違いなくこの問題に影響を与えることになるであろう)。

⁴³ Council of Ministers of Education, Canada. (2003).

就学人口の減少は、教科書や新教員の需要の低下など、経済のあらゆる面に著しい影響を及ぼす。また、学校新設や関連基幹施設に対する需要にも影響を与える。また、一目瞭然ではないが、学齢児童数の大幅な減少は、1947年から1966年生まれのベビーブーム世代の過半数が居住し子育てを行っている、カナダで最も新しい郊外地域で起こるであろうと予想されている。ベビーブーム世代の子弟の大半が初等中等教育を修了している。近い将来、保護者の大半がベビーブーム世代である郊外の教育委員会では、(特に西部の州やオンタリオ州において)初等中等教育ともに、在籍生徒数の減少を見るであろう⁴⁴。

欠員数の割合が高い学校の増加に教育管理者がどう対応するかは、明らかでない。カナダ各地で、すでに収容生徒数が半分を下回った状態で学校運営を行っている教育委員会もいくつか存在し、さらに在籍生徒の割合が25%未満の教育委員会もある。米国の州レベルで起こったように、就学人口の減少に伴い学校への資金配分も減少し、それが結果的に学校閉鎖につながる可能性もある。このプロセスは、若年世帯の日常生活に大きな影響を与え、生徒が別の学区までバス通学しなければならない場合、保護者委員会への積極的な参加を困難にする場合がある。また学校数の減少は、新しい住民の転入と維持につながる地域自体の魅力に悪影響を与え、ひいては固定資産税基盤や地域再開発への投資能力の損失にもつながる。同時に、学校施設内やグラウンドに設置された貴重なレクリエーションの場は使用されなくなり、そのために活動プログラムや一般歳入額が制限され、さらに共同体意識も喪失される。教育プランナーは、年齢構成やそれに関連した減少傾向をはっきりと認識しているが、教育省庁や地域の教育委員会は、ベビーブーム世代の保護者が1970年代に経験したような困難な決定を迫られることになるであろう。

学校閉鎖は、地域社会の生活で最も慎重を期する問題のひとつである。多くの教育委員会が地域開発の需要低下の圧力に対抗し、この課題に取り組んでいる。教育委員会は通常、各プロジェクトの評価法にしたがい予想需要についての意見を自治体の計画局に伝える。広域区では、開発業者が学校用地として提供する土地の割り当てを行うことになっている。この結果、伝統的にそれぞれの教育委員会(オンタリオ州の公立とカトリック系)はこれまでに個別の敷地を要求している。共同施設の開発は、まだ一般的ではないが、過去に成功を収めており、今後さらに増えると見込まれている。

一部の地域では、出生率の低下と若年世帯の都心部への移動という、学校制度における2つの人口流出の累積影響への対策を積極的に模索している。カナダで最も出生率の低い州のひとつで、学齢児童の人口減少率が最も高いケベック州では、数々の学校制度で質の高い教育の提供という課題の解決策として、テクノロジーの導入を行っている。

6.2 教室内のテクノロジー — Eラーニングによる革命

テクノロジーは、経済・社会のさまざまな活動過程の革新に役立っているが、今日の学校授業にも大変革をもたらし始めている。かつては紙と鉛筆を使って行われていた授業は、今や電子画面と「マウス」へと急速に進化している。カナダの初等中等教育機関では、その99%がコンピュータを導入しており、各学校に設置されているコンピュータ

⁴⁴ Foot, K. David. (2001). *Education Canada*. Spring. pp. 24-27. www.acea.ca にて入手可能

の平均台数は 72 台である。カナダ統計局がまとめた最近の調査では、カナダにおけるコンピュータ対生徒の比率は 1 対 5 であると報告された。カナダは高速インターネット接続を提供し、他の OECD 諸国と比較した場合、学校におけるコンピュータへのアクセス率が 2 番目に高い国である⁴⁵。

教室へのテクノロジー導入の動きは減速の兆しを見せておらず、カナダ各地の政府が、技術開発の適用に関する政策と法律を導入しつつある。オンタリオ州では政府が新法を導入し、生徒が教室に来なくても電子的手段を用いて指導を行う権限を教育委員会に与えた。ブリティッシュ・コロンビア州でも、現在、同様のイニシアティブが進行中である。ケベック州では、農村地域の教師不足(カナダの都市化が進むにつれ生じている顕著な傾向)を補うため、生徒への遠隔学習の提供を目的としたテクノロジー利用方法に対する理解を深めることを目的とした実験研究を行っている。サスカチュワン州では、テクノロジー・コンソーシアム(Technology Consortium)を新たに設立し、パートナーシップと協調を通じ、初等中等教育における教育目標達成の支援を行っている。コンソーシアムの活動には、対面教室とオンライン教室における革新的な指導法・学習法の開発や、ウェブベースの学習リソースの開発が含まれる。

各州・準州は、生徒が複雑な知識社会に積極的に参加していく上で必要な学力の開発を支援するため、情報通信技術(ICT)の発展により初めて可能となったさまざまな指導方法を試しつつある。同時に、教育省庁は特に州共通テストの効率を向上させる方法を模索している。テクノロジーを利用した試験の実施は、今後、学力評価プロセスにおいて主要な役割を果たすであろう。また、授業内容と成績評価の関連をいっそう高めるための開発や、生徒が自分の成績を簡単に見られるようにするために、州がコンピュータを使用することも予想される。

ICT により教室で実際に授業を行う教師が必要でなくなるわけではないが、一般に言われているテクノロジー使用の利益が実際に教室内で実現されているかどうかについて、教育コミュニティ内で活発な議論が行われている。情報へのアクセスはデジタル化やコンピュータ化、ワイヤレス通信によって広がっているが、テクノロジーを最も効果的に授業に取り込むために教師にどのような技能が必要か、また学習機会の拡大にテクノロジーを利用する上で生徒にどのような技能が必要かについての理解を深めていくには、徹底的な研究が必要である。そのためには、教育者、保護者、管理者の一致団結した努力が必要であろう。

6.3 識字率は高水準を維持、多言語社会がもたらす影響

カナダ全体における中等教育制度の中退率は大幅に低下している。それにもかかわらず、カナダの識字率に関する新たな試験では、多くのカナダ人が文章を読んだり、投薬瓶のラベルに書かれた使用説明書を理解したり、また選挙の投票方法に関する情報を得ることにさえ困難を感じていることが明らかになった。カナダは引き続き、国連人間開発指数(United Nations Human Development Index – 国の人間の豊かさを示す指数)で、世界 1 位にランキングされているが、16 歳から 65 歳のカナダ人の 42%の

⁴⁵ Council of Ministers of Education, Canada. (2003).

読み書き技能は低水準にあり、それが社会参加に支障をきたしていると報告されている⁴⁶。

読み書き技能が十分でない者の割合が高いと、社会に重大な影響をもたらす場合がある。経済協力開発機構(OECD)の報告によると、成人の読み書き能力が1%上昇すると国内総生産が1.5%以上上昇することが明らかになっている。カナダの場合、それは年間180億ドルの増加を意味する⁴⁷。人々は構造化された環境において読み書きなどの基本的な識字能力を学ぶべきであるというのが従来の考え方であったが、知識世代の環境における読み書き能力はそこから発展し、生涯学習から恩恵を受けるために必要な技能、個人的な目標を達成するための機会、同時に自己のコミュニティへの積極的な参加を可能にするものであると認識されている。

教育者ならびに研究者は、学齢期の識字能力と将来の経済的成功の間の重要性を認識しているが、教育者、管理者および意思決定者は、必要とされる持続的な識字能力を得ないままに卒業していく多くの生徒に対し、憂慮の念を強くしている。非識字率は機会費用に対する疑問を提起している。この懸念は、母語が英語またはフランス語でない移民の児童の増加により、さらに悪化している。2001年の国勢調査では、530万人以上、つまりカナダ人の6人に1人が、第1言語が英語またはフランス語以外であると報告している。1996年以来、この数はほぼ13%増加しており、これはカナダ全体の人口成長率の3倍以上に相当する。この影響は広範囲に及んでいる。カナダ教師連盟(Canadian Teachers Federation)は、カナダ全土、特にトロントやバンクーバー、ハミルトンなどの大都市圏において、教育をまったく受けず、あるいはそれに近い状態で移民してきた場合、年齢が上の子ども達は、特に保護者が英語もフランス語も話さない場合、十分な言語能力の習得が困難となる⁴⁸。これは伝達不良や誤解を生む原因となり、子供の教育的発達にも影響を与える。

各州の教育省庁は、識字能力の課題の解決に取り組んでいる。2003年、ノバ・スコシア州は第2言語としての英語(ESL)に関する州全体の指導要領を導入し、教師への支援サービスを強化した。同様のイニシアティブがケベック州でも開始され、これにより教育委員会は移民の生徒を統合し、生徒が多様な環境に順応できる準備をさせることが義務付けられた。オンタリオ州のトロント教育委員会では、コミュニティ・センターを通じ無料ESLクラスならびに成人を対象とした読み書きプログラムを実施することにより、移民の多いコミュニティに対応している。非識字率の上昇に対抗する新しいプログラムが実施されているが、現場の教師がより多くのリソースと研修を要するという意見が一致している。

6.4 重視される教室における教師の教育効果の向上

子どもの学習環境、特に教育目標の達成を向上させる方法に注意が集中するにつれ、カナダの教師は多くを要求されている。初等中等レベルの教師は、学問1分野だけでなく、教育の社会的・技術的側面を熟知していることが求められる。指導ならびにカ

⁴⁶ Canadian Council Association. (2004). *Policy Brief: The Promise and Problem of Literacy for Canada: An Agenda for Action*. www.cca.ace.ca にて入手可能。

⁴⁷ 前掲書を参照のこと。

⁴⁸ Council of Ministers of Education, Canada. (2003). *Access, Inclusion and Achievement: Closing the Gap Country Response Canada*. Fifteenth Commonwealth Conference of Education Ministers Edinburgh, Scotland, 27-30. www.cmec.ca にて入手可能。

リキュラム、評価の実施は、教師にとって多大な時間を要するものとなりつつある。カナダの教師はクラスのニーズや能力の多様性に合わせた対応をしているが、進化を続けるカリキュラムに教師が社会の要望を適切に組み込んでいくためには、支援や訓練、リソースの強化が必要であることを管理者も教師も認めている。教師の授業準備時間の増加は、しばしば教員組合による契約交渉の焦点となっている。

現在は「事前」研修に主眼が置かれ、初等教育レベルの教育実習ならびに正式な専門能力開発の機会が増加している⁴⁹。カナダ全国で、教師の3割から5割が着任後5年以内に退職している。このような高離職率が原因で、教師の再訓練に必要な追加コストだけでなく、教育制度自体にも著しい負担が生じている⁵⁰。ノースウェスト準州の教育省は、教職課程を修了しても、急に実際に教室で指導を行うのは容易ではないと認識し、教師が実績を高めるための支援を行い、また採用を増加し、教師の在職率を高める目的で、新任教師着任プログラムを導入した。このプログラムは、教師の満足度や在職率、長期的な実績の向上に寄与している。

ニュー・ブランズウィック州やオンタリオ州でも、現在同様のイニシアティブを導入しつつある。ニュー・ブランズウィック州教育庁は、カリキュラムの現地研修や高度な教師専門知識の開発を目的としたオンライン支援を追加することで、事前研修の充実を図った。オンタリオ州は、現在メンタリング・プログラムの導入に向けて準備中である。新任教師は、経験豊富な教師による助言指導、また担当クラスの教室管理や保護者との効果的なコミュニケーション能力などの現地研修、さらには指導力を磨き高めることを目的とした職業的評価を含む追加支援サービスを受けることができる。

テクノロジーは生徒の学習向上に寄与しているが、教育省庁はこれを職業専門研修の中心として活用していくことに着目している。ニューファンドランド・ラブラドル州の教育庁は、ウェブ・ベースの専門能力開発センターである「仮想教師センター」に改良を加えつつある。このイニシアティブは、教師が他校の教師と専門能力の開発活動について情報交換を行い、教育機関から生まれた最新の教育案やカリキュラム案に触れることができるよう設計されている。技術的進歩は、カナダにおける教育現場や教師の方向付けと開発の面で、今後も包括的な影響を与え続けるものと思われる。

⁴⁹ 事前研修とは、教員が正式に教育現場に入る前に行う学校教育を指す。カナダの大半の学校制度において、教師は教職に応募する前に、中等後教育機関における正式な初等/中等教育課程の学位または証書を取得する必要がある。

⁵⁰ Canadian Council Association. (2004).

付録

付録 1 : オンタリオ州における初等中等教育の通知表

 Ontario		PROVINCIAL REPORT CARD		Date:	
Student:			Days Absent:	Total Days Absent:	
Grade:		Teacher:		Times Late:	Total Times Late:
Board:			School:		
Address:			Address:		
			Principal:		Telephone:
Promotion Status: <input type="radio"/> Progressing well towards promotion <input type="radio"/> Progressing with some difficulty towards promotion <input type="radio"/> Promotion at risk			Grade in September:		
Letter Grades	Achievement of the Provincial Curriculum Expectations				
A- to A+	The student has demonstrated the required knowledge and skills. Achievement exceeds the provincial standard. (Level 4)				
B- to B+	The student has demonstrated most of the required knowledge and skills. Achievement meets the provincial standard. (Level 3)				
C- to C+	The student has demonstrated some of the required knowledge and skills. Achievement approaches the provincial standard. (Level 2)				
D- to D+	The student has demonstrated some of the required knowledge and skills in limited ways. Achievement falls much below the provincial standard. (Level 1)				
R	The student has not demonstrated the required knowledge and skills. Extensive remediation is required.				
IEP - Individual Education Plan that addresses special learning needs ESL - English as a Second Language ESD - English Skills Development					
Subjects	Report 1	Report 2	Report 3	Strengths/Weaknesses/Next Steps	
English <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> Not applicable <input type="checkbox"/> IEP					
Reading					
Writing					
Oral and Visual Communication					
Second Language <input type="checkbox"/> French <input type="checkbox"/> Native <input type="checkbox"/> Not Applicable <input type="checkbox"/> Core <input type="checkbox"/> Extended <input type="checkbox"/> Immersion <input type="checkbox"/> IEP					
Oral Communication					
Reading					
Writing					
Mathematics <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> French <input type="checkbox"/> IEP					
Number Sense and Numeration					
Measurement					
Geometry and Spatial Sense					
Patterning and Algebra					
Data Management and Probability					

Student:

Grade:

Subjects	Report	Report	Report	Strengths/Weaknesses/Next Steps							
	1	2	3								
Science and Technology <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> French <input type="checkbox"/> IEP				Life Systems, Matter / Materials, Energy / Control, Structures / Mechanisms, Earth / Space Systems							
Social Studies <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> French <input type="checkbox"/> IEP											
Health and Physical Education <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> French <input type="checkbox"/> IEP											
The Arts Music <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> IEP <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> French											
Visual Arts <input type="checkbox"/> IEP											
Drama and Dance <input type="checkbox"/> IEP											
<input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> IEP											
<input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ESD <input type="checkbox"/> IEP											
Learning Skills E - Excellent G - Good S - Satisfactory N - Needs Improvement											
Independent work				Use of information				Class participation			
Initiative				Cooperation with others				Problem solving			
Homework completion				Conflict resolution				Goal setting to improve work			
Strengths/Weaknesses/Next Steps											
To Parents or Guardians and Students: This copy of the report card should be retained for reference. The original or an exact copy has been placed in the student's Ontario Student Record (OSR) folder and will be retained for five years after the student leaves school.											
Teacher's Signature _____						Principal's Signature _____					



Provincial Report Card Grades 9-12

Report Period	Date
---------------	------

Student	Grade	Principal
Address		School Council Chair
School	Telephone	Board
Address	Fax	Address

To parents or guardians and students: This copy of the report should be kept for reference. The original or an exact copy has been placed in the student's Ontario Student Record (OSR) folder and will be retained for five (5) years after the student leaves school.

Courses IEP = Individual Education Plan ESL = English As a Second Language ELD = English Literacy Development These boxes appear for each course where appropriate	Report Period	Percentage Grade	Course Median	Credit Earned	Comments Strengths/Areas for Improvement/Next Steps	Attendance		Learning Skills E = Excellent, G = Good S = Satisfactory N = Needs Improvement					
						Total Classes	Classes Missed	Times Late	Works Independently	Teamwork	Organization	Work Habits/ Homework	Initiative
Course Title: _____ Course Code: _____ Teacher: _____ <input type="checkbox"/> IEP <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ELD	First					/	/	/					
	Second												
	Final												
Course Title: _____ Course Code: _____ Teacher: _____ <input type="checkbox"/> IEP <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ELD	First					/	/	/					
	Second												
	Final												
Course Title: _____ Course Code: _____ Teacher: _____ <input type="checkbox"/> IEP <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ELD	First					/	/	/					
	Second												
	Final												
Course Title: _____ Course Code: _____ Teacher: _____ <input type="checkbox"/> IEP <input type="checkbox"/> ESL <input type="checkbox"/> ELD	First					/	/	/					
	Second												
	Final												

Student's Average

To view provincial curriculum documents, visit the Ministry of Education's website: www.edu.gov.on.ca.
For more information call (416) 325-2929 or toll free 1-800-387-5514.



**Provincial Report Card,
Grades 9–12**

Report Period	Date
---------------	------

*Completion of Requirements
for Graduation*

Student

--

Diploma Requirements	Total Required	Earned This Report	Earned to Date
Compulsory Credits	18		
English	4		
French as a second language	1		
Mathematics	3		
Science	2		
Canadian history	1		
Canadian geography	1		
The arts	1		
Health and physical education	1		
Civics	0.5		
Career studies	0.5		
<i>Choose 1 of the following</i> English Third language Social sciences and the humanities Canadian and world studies	1		
<i>Choose 1 of the following</i> Health and physical education The arts Business studies	1		
<i>Choose 1 of the following</i> Science (Grade 11 or 12) Technological education	1		
Optional Credits	12		
Total Credits Required for Graduation	30		
Community Involvement (40 hours)	(40 hours)		
Ontario Secondary School Literacy Test	Completed <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No		
For school use			

Principal's Signature _____	Date _____
-----------------------------	------------

To view provincial curriculum documents, visit the Ministry of Education's website: www.edu.gov.on.ca.
For more information call (416) 325-2929 or toll free 1-800-387-6514.

付録 2： 中等教育の卒業に必要な主要教科と単位数

州	単位数	必修教科
アルバータ州	最低 100 単位 (通年コースは 1 コース 3 単位)	国語 (英語あるいはフランス語) 社会 純粋数学あるいは応用数学 科学、生物、化学、物理のいずれか キャリア・ライフ・マネジメント (CALM) 体育
ブリティッシュ・コロンビア州	最低 80 単位 (通年コースは 1 コース 3 単位) 28 単位は選択コースから	国語 社会あるいはブリティッシュ・コロンビア州先住民研究 数学 科学 体育 プランニング 美術あるいは応用技術
マニトバ州	最低 28 単位 (通年コースは 1 コース 1 単位) 13 単位は選択コースから	国語 数学 科学 社会 体育
オンタリオ州	最低 30 単位 (通年コースは 1 コース 1 単位) 12 単位は選択コースから	英語 第 2 言語としてのフランス語 数学 科学 カナダ史 カナダ地理 芸術 保健体育 公民 キャリア研究
プリンス・エドワード島州	最低 20 単位 (通年コースは 1 コース 1 単位) 10 単位は選択コースから	言語 (英語/フランス語) 数学 科学 社会
ケベック州	最低 54 単位	フランス語 英語 数学 物理科学 生態学 物理あるいは化学 社会 芸術
ニュー・ブランズウィック州	最低 17 単位 (通年コースは 1 コース 1 単位) 10 単位は選択コースから	英語 数学 科学 (あるいは認可されたテクノロジーコース) 近代史 美術

州	単位数	必修教科
ニューファンドランド・ラブラドール州	最低 36 単位 (通年コースは 1 コース 2 単位) 16 単位は選択コースから	主要国語 数学 科学 テクノロジー 世界学 カナダ学 アントレプレナー教育 (Enterprise Education) / 経済 個人発達
ノースウェスト準州	最低 100 単位 (通年コースは 1 コース 3 単位) 26 単位は選択コースから	国語 英語あるいはフランス語 数学 科学 社会 キャリア・テクノロジー研究 キャリア・ライフ・マネジメント (CALM) 体育 北方地域研究 美術 コミュニティ・サービス
ノバ・スコシア州	最低 18 単位	中等教育修了証明書を受領するには、ある教科の特定のコースではなく、その教科におけるある主題において 1 単位以上を取得することが必要とされる。たとえば、フランス語は 3 単位取得しなければならないが、この基準を満たすために、用意されているコースから好きなコースを自由に選択できる。
ヌナブト準州	最低 100 単位 (通年コースは 1 コース 3 単位) 27 単位は選択コースから	Uqausiliriniq 語 (コミュニケーション) 系列、Aulajaaqtut 語 (ウェルネスリーダーシップ) 系列、Nunavusiutit 語 (ヌナプト史、民族遺産、環境、世界および全国における役割) 系列、Iqqaqqaukkaringniq 語 (技術革新) 系列のいずれか 英語 体育 美術 社会 北方地域研究 数学 科学 キャリア・テクノロジー研究
サスカチュワン州	最低 24 単位 (通年コースは 1 コース 1 単位)	国語 (英語) 数学 科学 社会 体育 科学
ユーコン準州	最低 80 単位 (通年コースは 1 コース 3 単位) 28 単位は選択コース	国語 社会あるいはユーコン先住民研究 数学 科学 体育 プランニング 美術あるいは応用技術

出典: Councils of Ministers of Education (2006) <http://www.cmec.ca/>

付録3： 学校の管理職、教員、生徒、保護者の責任と義務に関する各州/準州の詳細

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
アルバータ州	<p>アルバータ州では、第47条において特殊教育プログラムが義務付けられている。第47条第1項では、「教育委員会は、生徒の行動またはコミュニケーション、知力、学習能力、身体における特徴、あるいはこれらの特徴の組み合わせに基づいて、その生徒に特殊教育プログラムが必要かどうかを判断する」としている。</p> <p>第48条では、特別支援裁定機関の設置を義務付けている。</p> <p>裁定機関は、委員会の決定を追認した場合、生徒に必要な支援に合致する特別支援プランを作成または承認するものとする。</p> <p>(第48条第3項(a))</p> <p>保護者または委員会は、第48条第9項に従って、大臣に特別支援裁定機関による決定を再審するよう書面にて要請することができる。</p>	<p>校長の義務は第20条(a)から(j)に定められており、教師の査定(第20条(i))、生徒の評価の監督指導(第20条(h))、学校構内および委員会が主催するまたは承認した諸活動中の秩序と規律の維持などの義務がある。</p>	<p>教師の義務は第18条第1項(a)から(g)に定められている。これらの義務には、有資格者による授業の実施(第18条第1項(a))、生徒の定期的な評価および生徒、生徒の保護者ならびに委員会への評価結果の報告(第18条第1項(e))、生徒が学校構内にいる間および委員会が主催するまたは承認した諸活動に出席または参加している間の生徒の秩序と規律の維持(第18条第1項(f))などがある。</p> <p>第137条の規定により、教師は自らの停職について、第105条に従って委託委員会に異議を申し立てる権利を有する。</p> <p>第143条の規定により、教師は委託委員会の決定について、アルバータ州控訴裁判所に控訴する権利を有する。</p>	<p>第16条第1項(a)および(b)の規定により、委員会の所有物が、小区分(a)にいう1人の生徒または小区分(b)にいう2人の生徒の意図的な行為または過失行為によって破壊、破損、紛失、または変形された場合は、保護者および生徒は、発生した損害に対して連帯して賠償責任を負う。</p> <p>第24条に基づき生徒が停学となる場合、保護者は、第24条第5項(a)から(c)に従い、停学および停学に関わる状況について速やかに通知を受ける権利を有し、さらに、生徒が16歳未満の場合は、校長と面会する機会が与えられる。加えて、第24条第7項に基づき校長が委員会に生徒を退学とするよう提言する場合には、生徒およびその保護者は、生徒を追放処分とする旨の校長の提言について、委員会</p>	<p>第8条は、生徒の教育を受ける権利を義務付けている。第8条第1項(a)および(b)における生徒とは、6歳から19歳で、かつカナダ国民もしくは永住許可を得て合法的にカナダに入国した個人、カナダ国民もしくは永住許可を得て合法的にカナダに入国した個人の子弟でなければならない。第9条の規定により、生徒は英語で学校教育を受ける権利を有する。</p> <p>生徒の義務は第12条(a)から(f)に定められており、規則正しく通学すること、校則に従うこと、他人の権利を尊重することなどがある。第13条の規定により、6歳から16歳のすべての個人は就学しなければならない。第14条および第15条に基づく通学調査官を通じ、就学を促す。</p>	<p>アルバータ州の「学校法」第22条の規定により、各校は、委員会の運営する学校ごとに、委員会による学校審議会を任命するものとする。学校審議会は、制定法上の組織で、校長の職務を援助するものである。</p>

州	支援サービスの保証・ 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				<p>に陳情することができる。</p> <p>第10条第1項において、カナダの権利と自由の憲章第23条に基づき、個人がその子弟にフランス語で教育を受けさせる権利を有する場合、その個人の子弟は、当該権利が適用される州内のあらゆる場所において、これらの権利に基づく教育を受ける資格を有する。</p>		
<p>ブリティッシュ・コロンビア州</p>	<p>ブリティッシュ・コロンビア州には、(2005年3月18日付けの官報第48:3号発行の時点で)特別の支援を必要とする生徒に対応するために制定法で義務付けられたプログラムで、現在運営されているものはない。2002年に、規則に定める日に施行することを条件として法制化が審議された。この規則では、特別支援を必要とする生徒の定義を、『特別支援を必要とする』生徒とは、(a)学習障害のある生徒、または(b)知力、身体、感覚、感情、行動上の性質に障害のある生徒と</p>	<p>法令の規定により、校長および教頭、教務主任をまとめて「学校運営責任者」とする。学校運営責任者の義務は第20条に定められている。第20条の規定。</p> <p>第26条(a)および(b)の規定により、学校を運営する委員会が第85条第2項(c)に従って作成した規則に別段の定めがなく、かつ停学がこれらの規則に基づいて実施される場合は、学校長、教頭または教務主任あるいは学校の教育長は、学校の生徒を停学にすることができる。</p>	<p>教師の責任は第17条第1項および2項に定められており、「教育プログラムの企画、監督、審査および個別の生徒または生徒集団への指導、能力査定、成績評価」などがある。第17条第2項では、教師は規則で定められた義務を履行しなければならないとしている。</p> <p>委員会が教師を停職または免職にする場合は、第16条第1項(a)に従って、当該の停職または免職をその事由とともに速やかに教育大学の評議会に報告しなければならない。ただ</p>	<p>第7条第1項(a)から(c)の規定により、学齢期の生徒の保護者は、生徒の学校での出席状況および行動、学習進捗について報告を受ける権利を有する。第7条第1項(b)の規定により、保護者は、要請により、学校の学校教育計画および学区の説明責任に関する規約を閲覧する権利を有する。</p> <p>第7条第2項により、保護者は、生徒の教育プログラムについて、教師または校長、教頭、教務主任と面談することができるが、教師または校長、教頭、教務主任</p>	<p>学校に10または11、12年生が在籍する場合は、当該学年のいずれかに在籍する就学年齢の生徒で、学校長が当該学年に在籍する生徒と協議の上で毎年指名する1名を学校教育計画審議会の委員とする。</p> <p>第2条第1項の規定により、個人が就学年齢で、かつ学区の居住者である場合は、その個人は、その学区の委員会が実施する教育プログラムに在籍する資格を有する。第2条第2項の規定において、個人が就学年齢のブリティ</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>する」としている。法律が制定されれば、大臣の定める規則に従って、特別支援が必要であると認定された生徒を援助するために特殊教育の教師の補助教員が雇用される。</p>		<p>し、制定法では、停職の報告が受理された後、決定に対して異議を申し立てる教師個人の権利については、言及していない。</p>	<p>任からの要請があった場合は面談に応じなければならない。</p> <p>第8条第1項の規定により、学校または州立学校に通う就学年齢の生徒の保護者は、当該学校の保護者の諮問委員会の設立について、委員会または場合によっては大臣に申請することができる。</p> <p>委員会は、第8条第1項に従って学校教育計画審議会を設立する。委員会の学区にある学校ごとに学校教育計画審議会を設置しなければならない。特に注目される点は、学校教育計画審議会の委員に、保護者の諮問委員会の保護者3名が含まれることである。</p> <p>第8.3条第3項の規定に従い、学校教育計画審議会は、学校教育計画の作成中に保護者の諮問委員会と協議しなければならない。</p> <p>保護者は、第9条第1項(a)に基づき、生徒について委員会が保管するあらゆる指導記録</p>	<p>ッシュ・コロンビア州の居住者であり、かつ教育プログラムを実施可能な学校に当該個人のための空席および施設があると教育プログラムを実施する委員会が判断した場合は、その個人は、当該学区の委員会が実施する教育プログラムに登録し、ブリティッシュ・コロンビア州にあるいずれかの学校に就学することができる。</p> <p>第4条の規定により、生徒は、各自の教育プログラムについて、教師または校長、教頭、教務主任と面談する権利を有する。</p> <p>生徒は、第11条に従って、委員会の決定に対して異議を申し立てる権利を有する。</p> <p>第6条第1項(a)および(b)の規定により、生徒は、通学する学校または州立学校長が承認した校則ならびに委員会または州立学校の行動規範およびその他の規則、方針に従わなければならない。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
				<p>を精査する権利を有する。第5条第2項の規定により、カナダの権利と自由の憲章第23条に基づきその子弟に英語以外の言語で教育を受けさせる権利を有する保護者の生徒は、当該教育を受ける資格を有する。</p> <p>第11条第2項の規定により、生徒の保護者または生徒は、委員会の決定が生徒の教育または健康、安全に重大な影響を及ぼす場合、その決定について異議を申し立てることができる。</p> <p>第13条第1項の規定により、就学年齢の児童の保護者はその子弟を学校に登録しなければならない。</p> <p>第10条の規定により、委員会またはフランス語教育局の所有物が、生徒またはフランス語教育の生徒の意図的な行為または過失行為によって破壊または破損、紛失し、私的に流用された場合は、その生徒およびその生徒の</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				保護者は、当該生徒の行為について、委員会またはフランス語教育局に対し連帯して賠償責任を負うものとする。		
マニトバ州	残念ながら、マニトバ州公立学校法(PSA)と教育施行法(EAA)のどちらにも特別支援に関する論議についての記載はない。	PSA第47.1条第1項の規定により、各校の校長は、EAA第4条第1項(1ページ)に定める学校の諮問委員会と協議の上、(a)生徒ならびに職員の行動規範および学校の緊急時対応策を制定し、(b)行動規範および学校の緊急時対応策を少なくとも年に1度見直さなければならぬ。 さらに、第266条第2項の規定では、校長の雇用者である教育委員会によって任命された通学状況調査官に、児童の欠席を報告することは校長の義務であるとしている。	契約を終了する場合、第92条第4項(a)に従って、教師は、同意事項の終了に関する内容を調停委員会に提出できるよう要求することができる。調停委員会は、教師が指定した代表委員1名と、教育委員会が指名した代表委員1名、および指名されたこの2名の双方が容認の上選考した第三者で構成され、この第三者が調停委員会の議長となる。この場合、この3名のいずれも教育委員会の委員または職員であってはならない。 第92条第4項(e)の規定により、すべての聴聞が終了した後で、調停委員会が、契約を終了する理由が合意事項を終了する事由には該当しないと判断した場合は、委員会は当該契約が引き続き効力を有することを指示し、また、仲裁法の規定する	保護者の権利はPSA第58.6条(a)から(e)に定められている。この中には、諮問委員会、地域の学校委員会または自分の子弟の学校の学校委員会の委員になる権利、学校または学区もしくは学区の規律や行動管理方針について知る権利、方針が制定または改定される前の協議に参加する権利、子弟を追放処分とする決定がなされる前に教育委員会に陳情する子弟に同席し、子弟を援助する権利などがある。 第42.3条第1項の規定により、保護者は、第42.3条第2項(a)から(d)の条件に従って生徒の個人ファイルを開覧する権利を有する。 第42.4条第2項の規定により、保護者または	生徒の権利はPSA第58.9条第1項および第2項に記載されている。第58.9条第1項では、生徒は、第58.2条から第58.4条の規定に従って、マニトバ州のいずれかの学校が実施するプログラムに在籍する権利があるとしている。 第58.9条第2項(a)から(c)において、生徒は、定期試験および成績や達成度に関する評価を受ける権利および第42.3条第2項に基づき成年に達した時点で各自の個人ファイルを開覧する権利、自らを追放処分とする決定がなされる前に保護者その他の成人の援助者を伴って教育委員会に陳情する権利を有する。 生徒の責任は第58.10条(a)から(d)に定められており、規則正しく通学して授業を受けること、学校および学区もし	EAA第10条の規定に基づいて、「諮問委員会」という組織が設置される。諮問委員会の構成については、第11条第1項(a)から(e)に定められている。諮問委員会の構成員には教育省次官を含む。 諮問委員会の目的および義務はEAA第16条第1項から第3項に定められており、大臣が照会した事項を検討することなどがある。諮問委員会は、大臣に年次報告書を提出するものとし、有益かつ得策と思われる場合は教育全般を推進する提案や提言を行うことができる。

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
			<p>異議申し立てに従い、調停委員会の決定および命令が当事者を拘束するものとする。</p> <p>教師の義務はPSA第96条(a)から(e)に定められている。これらの義務には、学校の秩序と規律を維持すること、生徒が学校に凶器や武器を持ち込んだ場合はそれを没収するか、没収されるようにして教師の管理下に置くこと、さらにその武器を校長に引き渡すことなどがある。校長は、武器の引き渡しを受けた後、保護者または後見人に通知して、生徒が停学または追放処分になる可能性のあることを警告する。</p> <p>さらに、第266条第1項の規定において、教師は、校長と同様に、法令の規定に反する欠席について、通学状況調査官に報告しなければならない。</p>	<p>拒否する教育委員会の決定に対して異議を申し立てることができる。この場合、閲覧の拒否が通知された日から30日以内に裁判所に申請書を提出するものとする。</p> <p>第80条第2項の規定により、保護者は、学校で宗教教育が行われるよう請願書を提出する権利を有する。</p> <p>保護者の責任は第58.7条(a)および(b)ならびに第58.8条に定められている。これらの責任には、子弟が学校および学区もしくは学区の生徒規律や行動管理方針ならびに学校の行動規範に従うように、教師および学区のその他の職員に全面的に協力する義務を含む。第58.7条(b)の規定により、保護者は、その子弟が規則的に通学できるよう正当なあらゆる手段を講じる責任を有する。さらに、第58.8条の規定において、学区または学区の所有物が児童の意図的な行為または過失</p>	<p>くは学区の規律や行動管理方針ならびに学校の行動規範に従うこと、教師または学区もしくは学区のその他の職員が定めた課題その他の関連学習を終えること、学校の所有物や学校に雇用されているまたは通う他人の所有物を大切に扱うことなどがある。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				行為によって破壊または破損、紛失、私的に流用された場合は、児童およびその保護者は、その損失について、教育委員会に対し連帯して賠償責任を負うものとする。		
ニュー・ブランズウィック 州	<p>例外的な生徒のためのプログラムおよびサービスは法令第12条に定められている。第12条第1項では、「関係する教育長が、有資格者と協議の上、<u>個人の行動またはコミュニケーション、知力、身体、知覚、複数の例外性が学習進度の遅延の原因となっていると判断した場合は、教育長はこの個人に必要な特殊教育プログラムを検討する。</u>この場合、当該個人を本法令における例外的な生徒とする」としている。当然のことながら、この判断が、保護者を交えた協議なしに決定されることはない。第12条第2項の規定により、関係する教育長は、第1項に記載の判断に至る過程および生徒用の特殊教育プログラムや</p>	<p>校長の義務は第28条第2項(a)から(i)に定められており、その代表的なものとして、安全で積極的かつ能率的な学習環境を構築および維持するために適切な処置を講じること、学校に在籍する生徒の保護者向けに年次の学校業績報告書を作成すること、かかる報告について保護者および学校のある地域社会に通知すること、教師および学校で雇用されているその他の職員の勤務評価を行うことなどがある。</p>	<p>教師の責任は第27条第1項(a)から(g)ならびに第27条第2項に定められている。第27条第1項の規定における教師の義務には、若年者に影響を与える責任ある立場にふさわしい言動を常に心がけること、あらゆる人々に対して信頼、正義、思いやり、敬意をもって接することの意義を身をもって示し各生徒にそれらを奨励すること、それぞれの生徒が規定の学習成果をあげるよう援助することを目標とし、積極的な学習環境を推進する学習方針および評価方法を見つけて実践することなどがある。</p> <p>これらの義務に加えて、第21条の規定に従って、教師は校内の秩序と規律を維持する義務を有する。</p>	<p>第32条第1項は、法令に基づき学校ごとに保護者による学校支援委員会を設置しなければならないとしている。第32条第3項の規定により、保護者による学校支援委員会の委員の過半数は、その学校に在籍する生徒の保護者またはその学校に在籍する生徒の保護者からその保護者の代理人として推薦された個人でなければならない。</p> <p>保護者は、第54条第1項に基づいて生徒の指導記録を閲覧する権利を有する。ただし、この権利は絶対的なものではない。第54条第1.1項の規定により、生徒が19歳に達したら、生徒の保護者は、保管された、生徒に関するいかなる記録も、生徒の承諾なしに閲覧する</p>	<p>さらに、第32条第6項の規定により、学校内に高校課程がある場合、高校過程の学年に在籍し、その学校の生徒から選出された1名の生徒を、保護者による学校支援委員会の委員とする。</p> <p>第14条第1項(a)から(h)の規定において、生徒にはさまざまな義務があるが、与えられた宿題に取り組むこと、他人の権利を尊重すること、安全で積極的な学習環境の維持に貢献することなどが含まれる。第15条では、学校に通うことは義務であるとしている。</p> <p>生徒は、第8条に従って、無償で教育を受ける権利を有する。これらの権利は、第5条において、生徒の特定言語</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				<p>的なニーズが満たされていることを確認すること、子弟が学校にいる間および通学中における行為に十分な注意を払うことなどの義務がある。</p> <p>第13条第3項の規定では、生徒に関する話し合いに参加する場合、礼儀正しく行動し、規定の手続に従うことは保護者の義務である。</p>		
<p>ニューファンドランド・ラブラドール州</p>	<p>ニューファンドランド・ラブラドール州には、制定法内に「特別支援の必要な」生徒を定義する、あるいは当該生徒に適用される範囲や機構を規定する特定の条項は存在しない。特殊教育については、第117条第b項(v)で大臣の権限に関連して言及されている。当該条項によると、大臣は特殊教育に関する政策通達を発することができるとしている。加えて、第75条第1項(d)の規定では、ニューファンドランド・ラブラドール州にある特定の学区内の各</p>	<p>校長の義務は第24条第3項(a)から(n)に定められている。これらの義務には、その代表的なものとして、校内でのリーダーシップの発揮、学校の管理、学校で実施するプログラムの評価およびその評価の提出、学校構内および校長が学校の教師とともに学校活動に定めたその他の緒活動における秩序と規律の維持などがある。</p> <p>第25条第4項の規定において、校長は、その地位により、勤務する学校の学校審議会の委員となることが義務</p>	<p>教師の責任は第33条(a)から(g)に定められている。これらの責任には、その代表的なものとして、生徒に教科を教え、励ましながら学習を促進させること、定期的に生徒を評価し、その結果を一定期間ごとに生徒および保護者に報告すること、校長の指導の下、生徒が学校構内にいる間および校長が学校の教師とともに学校活動に定めた諸活動に出席または参加している間の生徒の秩序と規律を維持および監督すること、法令に基づいて承認された</p>	<p>第20条第1項(a)および(b)の規定により、就学生徒の保護者は、生徒の学校での出席状況および行動、学習進度について報告を受ける権利を有する。さらに、要請により、当該学校および学区の教育プログラムに関する年次報告書を開覧する権利を有する。第20条第2項の規定により、就学生徒の保護者は、生徒の教育プログラムについて、教師または主任に面談を要請することができる。また、その要請が頻度その他の状況において</p>	<p>第3条第1項および第2項の規定により、制定法が規定する要件を満たす個人は、かかる年度において、本法令に基づく教育プログラムを受ける資格を有する。第8条の規定により、すべての生徒は英語による教育を受ける資格を有する。第9条の規定により、カナダの権利と自由の憲章第23条に基づき個人がその子弟にフランス語で教育を受けさせる権利を有する場合は、その個人の子弟は、当該権利が適用される州内のあらゆる場所におい</p>	<p>第25条第1項から第4項の規定により、各校の校長によって学校審議会が設置される。学校審議会は、校長、2名以上4名以下の学校の教師、2名もしくは4名以下の地域住民(この地域住民が学校に在籍する児童の保護者でなければならぬという明示的な記述はない)で構成される。</p> <p>第26条第1項の規定により、学校審議会の目的は、学校プログラムの質および同校の生徒の到達度を向上させるための方針、業務、活動を奨励</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>サービスを作成する過程で、生徒の保護者が協議に参加できるようにするものとする。</p> <p>第12条第3項の規定により、関係する教育長は、すべての生徒の教育的なニーズを十分に顧慮した上で自ら実行可能と思われる範囲において、特殊教育プログラムおよびサービスを受ける例外的な生徒が、通常の教室で例外的ではない生徒と一緒に参加できる環境にいられるようにする。</p> <p>第12条第4項(a)および(b)の規定は、例外的な生徒が、虚弱体質、入院または病後の回復期、あるいは学校環境では提供できない程度のケアが必要な状態またはその必要性のいずれかにより学校において特殊教育プログラムを受けることができない場合、関係する教育長は、生徒の家庭その他の環境でプログラムまたはサービスを実施することができる。</p>		<p>第30条第4項の規定により、大臣は、正当な理由をもって教師の免許を停止または失効にする権利を有する。第31条第1項は、教員資格に関する異議申立委員会の導入を義務づけている。</p> <p>第31条第2項の規定により、教師は、第30条第4項に基づき、大臣の決定に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>異議申立委員会が事案について聴聞し、第31条第5項に基づいて決定を下すこととした場合には、第31条第6項の規定に従い、この決定が最終決定となる。</p>	<p>ことはできない。さらに、教育長は、第54条第3項により、指導記録の閲覧が生徒の今後の育成に悪影響を及ぼすと思われる場合は、記録の閲覧を拒否する権利を有する。当該権利にかかわらず、保護者は、第54条第5項により、規則に従って、拒否に対して異議を申し立てる権利を有する。</p> <p>第24条第4項の規定により、保護者は、5授業日を超える停学に対して、規則に基づいて異議を申し立てる権利を有する。</p> <p>保護者の義務は第13条第1項(a)から(e)ならびに13条第2項、13条第3項に定められている。第13条第1項の規定により、保護者は、その子弟に宿題をさせること、子弟が最善の利益が得られるよう必要に応じて子弟の通う学校に勤める学校職員と適宜連絡をとること、法令で義務付けられているとおり子弟を通学させること、子弟の基本</p>	<p>の語学力に応じて、無償教育を英語で受ける権利とフランス語で受ける権利に分類される。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	<p>種教育委員会の義務の1つは、「特殊教育に関して大臣が交付する生徒向けの方針および指導要領に、管轄下にある学校が従っていることを確認すること」としている。</p>	<p>付けられている。</p> <p>第37条第1項(a)から(d)の規定により、生徒が常時わがまままたは反抗的な場合、あるいは学校の適切な運営に悪影響を及ぼすような行動をとる場合、校長は、その生徒に警告を与え、その警告の日付と理由を記録し、生徒が警告されたことを保護者に書面にて通知し、警告の原因となった状況について生徒の保護者と協議するものとする。第37条第2項の規定により、一定の期間後かつ委員会のしかるべき職員との協議の後、生徒が改善に向け十分努力していないと判断される場合、校長は委員長に書面で報告し、生徒を追放処分とするよう委員長に提言するものとする。</p> <p>第5条(d)の規定により、校長は、委員会の方針に基づいて、生徒に欠席または退出の許可を与える権利を有する。</p>	<p>教育の実施に適用される目標や規範を推進することなどがある。</p> <p>第19条第1項に従って、教師は、校長と同様、生徒が規則的に学校に通えるよう正当なあらゆる努力をすることが義務付けられている。</p> <p>第20条第3項により、教師は、生徒の教育プログラムについて、生徒の保護者に面談を要請する権利を有する。</p> <p>第36条第1項の規定により、教師は、委員会の規約条項に従って、1回の授業への生徒の出席を禁じることができる。</p>	<p>不合理である場合を除き、教師または主任がその要請に応じることができる。</p> <p>第22条第1項から第5項の規定により、生徒の保護者、または生徒が19歳に達している場合はその生徒は、生徒に影響を及ぼす委員会の決定に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>第37条第3項により、生徒を追放処分とする決定がなされる前に、生徒の保護者、または生徒が19歳以上の場合、その生徒は委員長に陳情する権利を有する。第39条第1項により、第37条に従って生徒が追放処分を受けた場合、生徒の保護者、または生徒が19歳以上の場合は当該生徒は、退学の発効日から15日以内に、退学についての再審査を委員会に書面にて要請することができる。</p> <p>第10条第1項および第2項の規定により、保護者は、校内で行われる</p>	<p>て、これらの権利に基づく教育を受ける資格を有する。</p> <p>第13条第1項の規定により、生徒は無償で教育を受ける権利を有する。</p> <p>第4条の規定により、6歳から16歳の個人は、第5条に定める事由のいずれか1つに該当するため出席を免除されている場合を除き、通学しなければならない。第11条の規定により、すべての生徒は学校の規律および校則に従わなければならない。また規定のカリキュラムに含まれる学習活動を遂行しなければならない。</p>	<p>し、推進することである。</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
		<p>第33条(g)の規定により、校長は、特定の職務を教師に割り当てる権利を有する。第36条第3項(a)から(e)の規定により、校長は、生徒に対し、1回もしくは複数回の授業あるいは1つもしくは複数のコースまたは学校プログラムへの出席、登校、スクールバスへの乗車、委員会が主催するまたは承認した緒活動への参加を禁止する権利を有する。第36条第4項により、校長は、校長または教師に禁止された事項を復元する権利を有する。</p>		<p>宗教的な行事から生徒を退出させるよう要請する、あるいは校内で宗教的な行事を行うよう要請するいずれかの権利を有する。第12条第2項により、保護者は生徒の指導記録を閲覧する権利を有する。また、第12条第4項により、指導記録に不正確または不完全な情報が記載されているとの見解を有する保護者は、校長に記載事項を確認するよう要請することができる。</p> <p>第15条第1項の規定により、第4条に基づき就学が義務付けられている児童の保護者は、その児童を連れて学校へ行き登録しなければならない。第16条の規定により、保護者は、本法令に基づいて子弟の出席が許可されていない場合を除き、子弟を通学させなければならない。</p> <p>第21条の規定により、委員会または職員の所有物が、生徒の意図的な行為または過失行為によって破壊、破損、ま</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
				たは私的に流用された場合は、当該生徒およびその保護者は、その生徒の行為について、委員会に対して個別にまたは共同で賠償責任を負うものとする。		
ノバ・スコシア州	<p>第25条第2項の規定により、子弟のための個別プログラムの作成に参加することは、特別支援を必要とする生徒の保護者の権利である。さらに、第25条第3項(a)および(b)の規定により、特別支援を必要とする児童の保護者がその児童のために作成された個別プログラムに同意せず、意見の相違が教育委員会の異議申し立ての手続きによっても解決されない場合は、保護者または教育委員会は、規則に定められたとおりに異議申し立てを開始することができる。</p> <p>第64条第2項(d)の規定において、<u>規則ならびに大臣の方針および指導要領に基づいて、特別支援を必要とする児童のために、同学年の級友と一緒に通常の</u></p>	<p>校長の職務と義務は第38条第1項および第2項(a)から(r)に定められている。校長のさまざまな義務は第38条第2項(a)から(r)に定められており、その代表的なものとして、安全で整然とし、かつ積極的で効果的な学習環境を構築および維持するために適切な処置を講じること、生徒の保護者と定期的に連絡を取り合うこと、教育委員会が制定した方針に基づき学校に在籍する生徒が毎日規則的に通学できるよう妥当なあらゆる手段を講じること、州および教育委員会の方針に順守していることを確認することなどがある。</p> <p>第122条の規定により、生徒が常時わがまままたは反抗的な場合、または学校の適切な運営あるいは学校に在籍</p>	<p>教師の義務は第26条第1項(a)から(x)に定められている。これらの義務の中には、その代表的なものとして、学習法の個人差を理解し、適切な範囲でその違いに対応すること、生徒に学問の探究を奨励すること、生徒の学習成果があがるよう援助することを目標とし、積極的な学習環境を推進する指導方法を実践すること、生徒の権利を尊重すること、安全で整然とした学習環境の構築および維持に必要な妥当なあらゆる手段を講じることなどがある。</p> <p>さらに、第26条に記載されている義務に加え、教師には、第27条に基づき、始業から終業までの間学校の構内全体を監視および監督する権限があり、教育委員会および校長の</p>	<p>第126条の規定により、生徒が5授業日以上の期間停学になる場合には、教育委員会は、生徒の保護者と協議の上、規則に基づいて、その生徒に他の教育手段を手配するための適切なあらゆる努力をしなければならない。</p> <p>第127条第3項および第4項の規定により、生徒の保護者、または生徒が19歳に達している場合はその生徒は、生徒のスクールバスの利用を5日間以上禁止する校長の決定に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>保護者の義務は第25条第1項(a)から(e)に定められており、子弟が学習成果をあげるよう援助すること、規則で義務付けられているとおりに子弟が通学でき</p>	<p>第126条の規定により、生徒が5授業日以上の期間停学になる場合には、教育委員会は、生徒の保護者と協議の上、規則に基づいて、その生徒に他の教育手段を手配するための適切なあらゆる努力をしなければならない。</p> <p>第127条第3項および第4項の規定により、生徒の保護者、または生徒が19歳に達している場合はその生徒は、生徒のスクールバスの利用を5日間以上禁止する校長の決定に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>生徒の義務は第24条第1項(a)から(e)に定められており、学習の機会ofすべてに参加すること、規則正しく通学すること、安全で整然とした学習環境の維持に</p>	<p>学校諮問委員会は第20条第1項(a)から(c)に従って設置される。</p> <p>学校諮問委員会の義務は第22条(a)から(h)に定められており、教育委員会の選挙委員会の代表を介して学校長の選出に参加すること、カリキュラムやプログラム、学校業務、生徒の規律、募金、保護者と学校間の連絡などの事項について、校長および学校職員に助言すること、学力向上および積極的な学習環境を推進する学校方針の策定について助言することなどの職務がある。</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>教育環境における教育プログラムを作成および実施することは、州内の教育委員会の義務である。</p>	<p>する他の生徒の福祉または教育に悪影響を及ぼすような行動をとる場合、校長は、5日以内の期間でその生徒を停学にする権利を有する。</p> <p>第124条第1項の規定により、生徒を第122条に従って停学とし、かつ生徒を5授業日以上の間停学とする必要があると校長が考える場合、校長は、書面にて、生徒を5日以上の間停学にする理由とともに教育委員会に提言することができる。</p> <p>第126条の規定により、生徒が5授業日以上の間停学になる場合には、教育委員会は、生徒の保護者と協議の上で、規則に基づいて、その生徒に他の教育手段を手配するための正当なあらゆる努力をしなければならない。</p> <p>第127条の規定において、生徒が自らの判断で教育委員会の妥当な規則またはバスの運転手の指示に従うことを拒否した場合、ある</p>	<p>職権に従って、学校に在籍する生徒以外で学習環境を乱すいかなる個人を構内から退去させることができる。</p> <p>教師は、第36条第1項から第4項の規定に従い、停職、契約終了または解雇に対して意義を申し立てる権利を有する。第36条第1項の規定により、停職または解雇された、あるいは終身雇用契約を解除された教師は、停職または解雇、契約解除から20日以内に、教育委員会および大臣に書面による通知を提出することにより、停職または解雇、契約解除に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>第121条の規定において、クラス内の生徒が執拗に反抗的または挑戦的な場合、あるいは授業の適切な進行あるいはクラスの他の生徒の福祉または教育に悪影響を及ぼすような行動をとる場合、クラスの教師は、その生徒にクラスから退出するように命じることができる。そ</p>	<p>るようにすること、子弟の学校と定期的に連絡を取り合うこと、学校に通う子弟が十分な栄養と休息をとるようにするなど子弟の基本的なニーズが満たされていることを確実にすること、子弟の教育に尽力する教師を支援することなどがある。第117条の規定により、保護者あるいはいかなる児童を預かるまたは監督するその他の個人は、教育委員会からその児童の名前が記載された通知を受け取った日から5日以内に、児童を就学させ、定期的に通学させなければならない。</p> <p>第20条第1項の規定により、保護者は、特定の公立学校に学校諮問委員会を設立するよう教育委員会に請願書を提出する権利を有する。</p> <p>第123条第1項の規定により、生徒が第122条に従って停学となる場合、保護者は、停学の理由について校長から通知を受ける権利を有する。第123条第2項の</p>	<p>貢献すること、他人の権利を尊重すること、学校または教育委員会の規律方針を順守することなどの義務がある。第111条の規定において、州内の6歳以上16歳未満のすべての居住者は、規則に従って就学しなければならない。</p> <p>第5条第1項により、生徒はノバ・スコシア州内の公立学校に無償で通学する権利を有する。第21条第1項(b)の規定により、7学年以上に就学する生徒は、当該学校の学校諮問委員会の代表委員となる権利を有する。第24条第3項の規定により、生徒は、教育委員会の方針に従って、学校諮問委員会その他の委員会の代表委員を通じて、自校に関わる採決に参加する権利を有する。第24条第4項の規定により、各自の学習進度についての通知を定期的に受けることは、生徒の権利である。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
		<p>いはバス乗車中の生徒の自己判断による行動がバスを利用する他者の安全を脅かす場合には、校長は、その生徒がスクールバスを利用する権利を停止する権利を有する。</p> <p>第127条第3項および第4項の規定により、生徒の保護者、または生徒が19歳に達している場合はその生徒は、生徒のスクールバスの利用を5日間以上禁止する校長の決定に対して異議を申し立てることができる。</p>	<p>の生徒については校長に委ねられるものとする。</p>	<p>規定により、生徒またはその生徒の保護者は、第1項に基づく通知を受領した日から3授業日以内に、第122条による停学について教育委員会に再審するよう要請することができる。</p> <p>第124条第2項の規定により、校長が生徒を5日以上停学にする旨を提言する場合は、保護者は、この提言およびその理由についての通知を受ける権利を有する。さらに、第124条第3項に従って教育委員会によって停学が延長された場合は、保護者は、第124条第5項に基づく延長について通知を受ける権利を有する。また、生徒またはその生徒の保護者は、第124条第7項に従って、その決定に対して委員会に異議を申し立てることができる。</p>		
<p>オンタリオ州</p>	<p>制定法の定義に関する条項において、「例外的な生徒」とは、<u>行動またはコミュニケーション</u>、知力、身体、複数の例外的性のために、特</p>	<p>校長の義務は第265条第1項(a)から(n)に定められており、これらの義務には、代表的なものとして、校内の秩序と規律を維持すること、学</p>			<p>第21条第1項(a)および(b)の規定により、6歳から16歳のすべての児童は、第21条第2項(a)から(h)に定める例外のいずれかに該当する場合</p>	<p>第17.1条第1項(1)の規定により、英語名を "Ontario Parent Council" (オンタリオ保護者審議会)、フランス語名を "Conseil</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>特殊教育プログラムを受け る必要があると委員会 が認めた生徒をいう。</p> <p>「特殊教育プログラム」 とは、例外的な生徒に ついての継続的な能力 査定および成績評価 の結果に基づくまたは その結果によって修正 される教育プログラム で、例外的な生徒のニ ーズを満たす特定の目 的や教育サービスの概 要を規定する計画が盛 り込まれているものをい う。</p> <p>第8条第3項の規定に より、教育大臣は、本 法令および規則に基 づき、オンタリオ州内 の例外的な児童の全員 が、オンタリオ州の住 居者であるその保護者 または後見人が費用を 支払わなくても適切な 特殊教育プログラムま たは特殊教育サービス を受けることができる ことを保証し、また特 殊教育に在籍すること が適切であることを保 護者または後見人に理 解を求めるものとし る。さらに、第8条第3項(a)お</p>	<p>校の職員間の取組み において協力および協 調を高めること、しか るべき監督官による修 正の上で、校長が妥当 と認める生徒を昇級さ せ、生徒それぞれにそ の旨の通知書を発行 すること、生徒の健康 および快適性、学校の 清潔さや温度、換気、 教材その他の学校の 所有物の取り扱い、校 舎および校庭の状態 や外観に常に注意を 払うことなどがある。</p> <p>これらの義務に加え、 第277.28条第4項の 規定により、校長は、 第277.28条第1項に 従って特定の教育委員 会が義務付ける教師 の年間の勤務評定を 実施しなければならない。</p> <p>停学については、第 306条第1項(1)から (6)に、校長が生徒 に停学を強制する数々 の違反行為が記載さ れている。これらの行 為には、他人に深刻な 身体的危害を加えると する言葉による脅迫、 アルコール性飲料およ び違法薬物の所持、教 師ま</p>			<p>を除き、就学が義務付 けられている。第8条第 1項(27)により、大 臣は規則に基づいて生 徒の義務を定める権限 を有するが、保護者と 同様、制定法には生徒 の義務は定められてい ない。</p> <p>第312条第1項の規 定により、大臣は、委 員会に、停学になった 生徒を対象とする特別 プログラム、コース、サ ービスの設置および管 理を命じることができる。 また、生徒のそれぞれの 状況、場所、分類に応 じて異なる要件を課す ことができる。第312 条第2項(2)の規定 により、大臣は、委員 会に、追放処分を受け た生徒を対象とする特 別プログラム、コース、 サービスの設置および 管理を命じることがで きる。さらに、第312 条第4項の規定により、 大臣は、追放処分を受 けた生徒が学校への復 学を準備するための1つ または複数のプログラム を設置すること、およ びプログラムに関する特 別案</p>	<p>ontarien des parents" という審議会は存続し、 大臣が指名する20名以 内の委員で構成される ものとする。第17.1条 第10項(a)および(b) に定められている審議 会の権能は、初等教育 および中等教育に関す る問題について、およ び初等教育および中等 教育への保護者の関与 を強める方法について、 大臣に助言すること である。</p> <p>さらに、第201条によ り、教育委員会諮問委 員会という名の組織の 設置が義務付けられて いる。</p> <p>この委員会の権能は、 第205条に示すとおり、 委員会の管轄下にある 学校の教育上の事項に 関して、教育委員会に 報告および提言すること である。</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	<p>よび(b)の規定により、大臣には、教育委員会に生徒の学習能力および必要な支援を早期および継続的に認定する手続きの実施を命じる義務があり、かかる手続きが実施されるための基準を大臣は定めるものとする。また、大臣には、特別教育プログラムおよびサービスに関して、生徒の例外性を定義し、例外的な生徒のクラス、グループ、分類を定めた上で委員会にかかる定義を使用すること、または本条項に基づいて制定された規定の施行を命じる義務がある。</p> <p>第57条第1項の規定により、副総督は、1つまたは複数の特殊教育裁定機関を設置しなければならない。第57条第3項の規定により、生徒の保護者または後見人が、生徒を例外的な生徒とする認定または学級分けに関して、規則に基づく異議申し立てのあらゆる権利を行使した後も、認定または学級分けについての</p>	<p>たは責任ある地位にある個人に対する暴言、生徒の学校の所有物または生徒の学校の構内にある施設に多大な損害をもたらす破壊行為、委員会の方針により停学が強制されるその他のいずれかの活動への関与などがある。第306条第4項の規定により、校長は、強制的に停学となる違反行為を行った生徒を、教師がその違反行為を理由にその生徒をすでに停学にしている場合を除き、停学にする義務がある。</p> <p>追放処分については、第309条第1項(1)から(6)に、校長が生徒を追放処分としなければならぬ数々の違反行為が記載されている。これらの行為には、銃器の所持を含む武器の所持、他人に身体的危害を加える恐れのあるまたはその原因となる武器の使用、医師の治療を必要とするほどの身体的危害を他人に加える暴行、性的暴行、武器または違法薬</p>			<p>内を退学になった生徒に通知するよう委員会に命じることができる。</p> <p>第32条第1項の規定により、個人は、無償で、その個人が居住生徒に該当する学校区域、個々の通学地域、中等教育学区など、場合にに応じて、そのいずれかにある学校に通学する権利を有する。第51条第1項の規定により、生徒は、規則に従って、生徒の保護者または後見人が希望する、あるいは生徒が成人の場合はその生徒が希望する宗教教育を受けることができるものとする。一方、第32条第2項の規定では、公立学校の生徒は、宗教的な読本を読んだり学習したりする必要はなく、また、生徒の保護者または後見人あるいは生徒が成人の場合はその生徒が異議を唱える信仰上または宗教上の儀式に参加する必要もないものとする。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	<p>決定に不満のある場合は、保護者または後見人は、認定または学級分けについての聴聞を求めて特殊教育裁定機関に異議を申し立てることができる。</p> <p>第57.1条第1項の規定により、各学区の教育委員会は、特殊教育諮問委員会を設置しなければならない。第57.1条第3項(c)に定める特殊教育諮問委員会の権限および義務は、公式会議における副総督の規則上の権限を行使して規定されるものとする。</p>	<p>物の売買、強盗、未成年へのアルコール性飲料の提供、委員会の方針により退学が強制されるその他のいずれかの活動への関与などがある。第309条第2項の規定により、校長は、強制的に退学となる違反行為を行った可能性があると思われる生徒を停学にしなければならない。</p> <p>第28条第1項(a)から(c)の規定により、各校の校長は、義務教育の就学年齢でありながら義務付けられているとおりに通学していない生徒全員の名前、年齢、住所を、しかるべき就学カウンセラーおよび指導官に報告し、また、就学カウンセラーには、カウンセラーが義務教育への通学を強制するために必要なその他の情報を提供しなければならない。また、生徒の除籍および再入学については、その都度就学カウンセラーに書面にて報告しなければならない。</p> <p>第307条第4項の規定</p>				

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
		により、校長は、停学が校長の裁量に委ねられている活動に関与した生徒を停学にすることができる。第310条第2項の規定により、校長は、退学が校長の裁量に委ねられている活動に関与した可能性がある」と校長が考える生徒を停学にすることができる。				
ノースウェスト準州	第7条第1項では、「あらゆる生徒は、生徒が居住する地域の公立学校または公立の宗派学校の通常の教育環境で教育プログラムを受け資格を有する」としている。第7条第2項の規定により、教育団体は、大臣の指示に従って、第1項を実施するために必要な支援サービスを生徒に提供しなければならない。第7条第3項の規定では、生徒の保護者または生徒が成人の場合はその生徒と学区教育局が、生徒の居住する地域で実施される教育プログラムでは生徒の教育的なニーズを満たさない	第27条第4項の規定により、宗派または宗教上もしくは信仰上の権威者が認める、あるいは生徒が厳守する教示に基づく、信仰上または宗教上の行事に参加するために生徒が欠席または早退することが認められている場合には、校長はその生徒の欠席または早退を許可しなければならない。第29条第1項の規定により、校長は、校内の生徒ごとに指導記録を作成し保管しなければならない。 校長のその他の義務は第69条第2項(a)から(p)に定められている。	教師の義務は第45条第1項(a)から(j)に定められており、その代表的なものとして、生徒に学問の探究を奨励すること、生徒の身体的および感情的、社会的、知的、精神的育成を促すような方法で生徒を熱心に指導すること、生徒の自尊心、尊厳、自負心の育成を促すような教育プログラムおよび個別教育プランを実践すること、生徒が他の生徒の文化的または信仰上もしくは宗教上の意義や信念を尊重するよう促すこと、生徒が校則および生徒の行動規範を理解し、順守させることなどの義務が	第12条第1項の規定により、6歳から16歳の児童の保護者は、学年度の間、その児童の保護者が居住する教育区にある学校に、その児童を登録する責任を有する。 第25条第1項の規定により、生徒の保護者は、生徒の学習進度、行動および出席状況について報告を受け、生徒の教育、健康または安全に重大な影響を及ぼす決定に参加する権利ならびに責任がある。第25条第2項により、生徒の保護者は、教育プログラムにおける生徒の進度について教師また	生徒の責任は第22条第1項(a)から(f)に定められている。これらの責任には、学校構内にいる間責任を持って行動すること、校則および生徒の行動規範を順守すること、校長、教師および学校プログラムその他のサービスを実施するために学区教育局から委任されたすべての個人に協力すること、学校構内において他人の信仰上または宗教上の意義や信念を尊重すること、教育プログラムに参加すること、学習に全力を尽くすことなどの義務がある。第27条第1項の規定により、学年度の12月31日	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>ことに合意した場合は、第7条第1項が適用されず、また、生徒が通常の教育環境にいることが他の生徒への教育プログラムの実施を著しく阻害する場合には、その生徒は地域外で教育を受けるものとするとしている。</p> <p>第8条の規定により、教育従事者は、生徒のニーズまたは能力に対処するために変更を要すると認められる場合には、生徒の学校プログラムを変更しなくてはならない。</p> <p>第9条第2項では、校長または校長が指定する学校チームは、生徒の個別教育プランに関する作成、内容、実施、評価、変更などの事項について、生徒の保護者を交えて決定しなければならない。第9条第3項の規定により、校長は、個別教育プランを実施または変更する前に、生徒の保護者からプランについての承認を得なければならない。さらに、第9条第4項の規定により、校長</p>	<p>これらの義務には、その代表的なものとして、保護者および地域の学校プログラムへの参加を促すプログラムや手続きを設定し実施すること、教育団体の指示に従って生徒に支援サービスを提供すること、学校の組織と運営および生徒や学校職員の規律に責任を持つこと、積極的な学習環境を構築すること、生徒および学校職員の安全の確保に全力を尽くすことなどの義務がある。</p> <p>第35条第1項(a)から(f)(iii)の規定により、校長は、権威者への執拗な反発、法令または規則に基づく責任の常習的な不履行、学校の所有物の意図的な破損または破壊、俗悪または乱暴な言葉の使用、学校構内でのアルコール性飲料または非薬用薬物の使用またはその影響下にあること、他の生徒の学業または学校職員の業務を阻害する、他の生徒または学校職員の身体的または精神</p>	<p>ある。</p> <p>第77条第1項の規定において、信仰上または宗教上の意義や信念についての説明が主題の一面または全体像を説明するために不可欠であり、すべての生徒の信仰上または宗教上の意義や信念を尊重する方法で行われる場合においては、教師は、かかる発言を行うことができる。</p> <p>第46条第1項の規定により、教師は、学校構内が学校のために使用されている時間内に学校構内で騒ぎを起こすまたは起こそうとする個人を学校構内から退去させることができる。</p> <p>第52条第1項の規定により、規則に基づいて教員資格の停止または失効処分を受けた教師は、規定に従って、その個人の教員資格を失効または停止とする決定を再審するよう大臣に要請することができる。</p> <p>第52条第5項の規定により、大臣の決定が最</p>	<p>は校長と面談することができるが、教師から要請があった場合は面談に応じなければならない。</p> <p>第45条(a)から(c)の規定により、保護者の責任には、生徒の学習を援助かつ促進すること、生徒が学習する心構えを持って登校するために尽力すること、生徒に教育プログラムを実施する教育従事者に協力することなどの義務がある。第27条第2項の規定により、保護者には、法令および規則で義務付けられている学年度中は、生徒が学校プログラムに規則正しく通学するよう尽力する義務がある。</p> <p>第33条第1項の規定により、生徒が意図的にまたは過失によって、学校が所有または使用する施設や用品を破損、破壊、私的に流用または紛失した場合は、生徒およびその保護者は、その破損、破壊、私的流用、紛失について、学区教育局に対し連帯して賠償責任</p>	<p>以前に6歳に達した者から16歳未満のすべての生徒は、例外に該当する場合を除き、法令および規則で義務付けられている学期中は、学校プログラムに規則的に通学しなければならない。第27条第3項(a)から(e)の規定により</p> <p>第5条第1項(a)から(e)の規定により</p> <p>要件を満たすあらゆる個人は教育を受ける権利を有する。</p> <p>第13条第1項において、教育団体は、生徒が居住する教育区の公立学校または公立の宗派学校に登録している生徒に対しては、授業料を課してはならない。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>および生徒の保護者は、個別教育プランの一部または全部の決定に生徒が関与することが妥当かどうか、および生徒が関与する項目と範囲について決定するものとする。第9条第5項の規定により、生徒の保護者または生徒が、個別教育プランが生徒にとって妥当かどうかについての校長の決定に異議のある場合は、保護者または生徒は、第39条に従って、校長の決定に対する異議を書面にて提出することができる。</p> <p>第39条第1項では、教育従事者の一員の決定が、生徒の教育、健康または安全に重大な影響を及ぼす場合、あるいは第9条第5項に記載の決定である場合、生徒の保護者または生徒は、共同または個別に、決定に同意しない旨を書面にて校長に通知することができるとしている。第39条第2項の規定により、校長は、生徒の保護者または生徒からの書面によ</p>	<p>的な福祉を害する、あるいは他の生徒または学校職員に深刻な悪影響をもたらす状況が生じると校長が判断する行為を理由に、生徒を停学にする権利を有する。</p>	<p>終決定となる。第54条第5項の規定により、教師を免職にする場合または教師の契約を解除する場合、雇用主は免職または解除の理由を書面にて教師に提示しなければならない。</p>	<p>を負うものとする。</p> <p>第43条第1項の規定により、生徒または生徒の保護者は、生徒の除籍について第41条第6項に従ってなされた控訴委員会の決定について、規則に従って、共同または個別で大臣に再審を要請することができる。</p> <p>第11条第1項(a)および(b)の規定により、生徒の保護者は、準州内の公立学校もしくは公立の宗派学校の教育プログラムまたは私立学校の教育プログラム、あるいは準州内のホームスクーリング・プログラムを生徒に受けさせる権利を有する。</p> <p>第30条第1項の規定により、生徒の保護者および生徒は、生徒の指導記録を閲覧および複写する権利を有する。</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	<p>る通知の受領したときは、決定に関する意見の不一致の解決に当たるものとする。また、校長では解決できない場合は、第40条に従って、意見の不一致が解決に向けた手続きを進める旨を保護者または生徒に書面通知するものとする。</p> <p>第40条第1項の規定により、生徒の保護者または生徒は、第39条第2項に基づく校長からの通知の日付から適切な期間内に、共同または個別に、教育従事者の一員の決定に同意しない旨を学区教育局に書面にて通知することができる。第40条第3項の規定により、学区教育局は、第1項に基づく生徒の保護者または生徒からの書面による通知を受領した場合は、決定に関する意見の不一致の解決に当たるものとする。また、学区教育局では解決できない場合は、規則に定められている手続きに従って、決定を控訴委員会に控訴する</p>					

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	可能性のあることを保護者または生徒に書面で通知するものとする。 第41条第7項の規定により、控訴委員会の決定が最終決定となる。					
プリンス・エドワード島 州	プリンス・エドワード島州の制定法で、特殊教育について言及しているのは第7条第1項(e)のみで、この条項では、大臣は特殊教育サービスの実施に関する方針を制定する権限を有するとしている。	校長の責任は第99条(a)から(p)に定められており、その代表的なものとして、学校に雇用されている教師が実施する指導内容が法令に即して規定、承認または認可された学習コースおよび教育プログラムに即していることを確認すること、生徒の健康および快適性、安全性に注意を払うこと、学校向上計画を率先して策定すること、教師と協議の上、校長が妥当と認める生徒を昇級させ、必要に応じて生徒にその旨の通知書、成績表または証明書の発行を許可することなどの義務がある。 第74条第1項(b)(i)から(v)の規定により、校長または区域の教育長は、生徒に対し、1回もしくは複数回の授業あ	教師の責任は第98条(a)から(j)に定められており、その代表的なものとして、生徒に学問の探究を奨励すること、法令に従って規定または承認、認可され校長または教育委員会から担当を任された教育プログラムを教えること、教師の監視下にある生徒の健康および快適性、安全性に注意を払うこと、担当する教科の内容および教授法を常に更新することなどの義務がある。 これらの義務に加え、教師その他の学校職員は、第116条第1項の規定により、生徒が放置、遺棄または虐待されている可能性について妥当かつ相当の理由を有する場合は、児童保護法に基づいて、児童福祉局の責任	第69条第3項の規定により、プリンス・エドワード島州の学校に就学する個人の保護者は、個人を学校に通わせなければならない。第69条第3項における義務教育の就学年齢とは7歳から16歳である。 第78条第1項の規定により、教育委員会、政府の部局、公的予算で運営されるその他の機関の所有物が、生徒の意図的な行為または過失行為によって破壊または破損、紛失、私的に流用された場合は、生徒およびその保護者は、生徒の行為について、教育委員会、政府の部局または公的予算で運営される機関に対し連帯して賠償責任を負うものとする。 第80条第2項の規定に	第72条(a)から(d)の規定により、プリンス・エドワード島州の学校に在籍する生徒は、行動規範および教育委員会もしくは学校の定めるその他の規則もしくは方針を順守すること、規則正しく通学し、在籍する教育プログラムに参加すること、学問の探究に真摯に取り組むこと、他人の権利を尊重することなどの責任を有する。 第76条第1項の規定により、生徒が停学または追放処分となる場合は、生徒および生徒の保護者は、停学または追放処分に関する聴聞会で聴取を受ける権利を有する。 第68条(a)から(c)の規定により、生徒が6歳から20歳に該当し、プリン	第12条では、大臣は、適当と認められる場合において、諮問団体または委員会を設置することができるとしている。

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
		<p>るいは1つもしくは複数のコースまたは学校プログラムへの出席、スクールバスへの乗車、学校または教育委員会が承認したまたは主催する諸活動への参加、あるいは登校およびあらゆる学校活動への参加を禁止することができる。</p>	<p>者に事態を速やかに報告または報告されるようにしなければならない。</p> <p>第74条第1項により、教師は、半日を超えない期限で生徒を停学することができる。</p> <p>第96条第1項の規定により、教師は、規則に従って、第91または92、93、94条に基づく停職または免職に対して異議を申し立てることができる。</p>	<p>より、生徒の保護者は、生徒に学問の探究を奨励する責任を有する。</p> <p>第66条第1項の規定により、就学する生徒の保護者は、学校に学校審議会を設置することができる。</p> <p>第74条第5項の規定により、生徒が連続して5授業日を超えて停学となる場合は、教育委員会は、保護者の要請に応じて、停学に関する聴聞会を開かなければならない。また、教育委員会が自らの判断で聴聞会を開くこともできる。</p> <p>第76条第1項の規定により、生徒および生徒の保護者は、生徒の停学または除籍に関する聴聞会で聴取を受ける権利を有する。第77条において、生徒の保護者は、校長または文言を通訳するために許可されたその他の個人の立合いの下、学校または教育委員会に保管されている、当該生徒の指導記録を閲覧する権利を有する。</p>	<p>ス・エドワード島州の住民であり、高校を卒業しておらず、かつ、第70条に基づいて就学していた学校への通学を禁じられている場合に該当しない場合は、その生徒は州内の公立学校で無償で教育を受ける権利を有する。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				<p>第79条第1項の規定により、教育委員会の職員の決定が、生徒の教育または健康、安全に重大な影響を及ぼす場合は、生徒の保護者は、その決定について、規則に基づき教育委員会に異議を申し立てることができる。第79条第2項の規定により、保護者は、第79条に基づく異議申し立ての場合において、聴衆される権利を有するものとする。</p> <p>第80条第1項の規定により、就学している生徒の保護者は、生徒の学校での出席状況、行動および学習進度について報告を受ける権利を有する。</p> <p>最後に、第112条第1項(a)から(c)の規定により、規則に示された有資格者であることの証明を条件に、プリンス・エドワード島州に居住する保護者は、その子弟にフランス語を第1言語とする授業を受けさせる権利を有する。</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
ケベック州	<p>第1条では、誰もが法令で定める特殊教育サービスを受ける権利を有している。第185条では、心身障害者向けのサービスに関する委員会を制定について規定している。第185条では、すべての委員会は、心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒を対象としたサービスに関する諮問委員会を設置しなければならないとしている。</p> <p>委員会の職務は、第187条第1項および第2項に記載のとおり、心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒向けに教育サービスを提供する組織の方針について教育委員会に助言すること、およびかかる生徒を対象としたサービスへの財源の配分について教育委員会に助言することである。</p> <p>第235条では、各教育委員会は、心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害の</p>	<p>校長の義務は第96.13条から第96.26条に定められている。これらの義務には、その代表的なものとして、教育プランの実施や定期評価を確認し、定期的に生徒の保護者に報告すること、学校のサクセス・プランの作成、見直しおよび必要な更新を調整すること、保護者、生徒および職員間の協調性のある行動や学校生活への関与、目標達成に向けた協力を奨励することなどの義務がある。</p> <p>第18条の規定において、校長は、教育委員会が決定した方法で、生徒が規則的に通学していることを確認しなければならない。生徒が正当な許可なく欠席を繰り返す場合は、校長または校長に指名された個人は、生徒およびその保護者に干渉し、状況を改善する最善の対策について、生徒および保護者との合意および学校関連の公共サービスを提供する個人との合意を取り付けな</p>	<p>教師の義務は第22条第1項から第7項に定められており、担当する各生徒の知力の発達および人格面の成長に貢献すること、正當かつ公平な態度を持って生徒に接すること、高いレベルの専門性を習得するために適切な手段を講じること、担任する各生徒の向学心を育てることなどの義務がある。</p> <p>第19条の規定において、教師は、学校の教育プロジェクトに合わせ、かつ法令の条項に従って、担任する各生徒集団の行動を管理する権利を有する。</p> <p>第20条の規定において、すべての教師は、良心の自由を理由に、宗教上の信条についての道徳的および宗教的な指導を拒否する権利を有する。第20条に基づく権利の行使により、教師が免職、停職、その他の形態での処分には付されることはない。</p> <p>第33条において、教師が第26条に規定する</p>	<p>第17条の規定により、保護者は、第15条第1項から第4項で義務付けられているとおりにその子弟が学校に通うための必要な手段を講じなければならない。第8条の規定により、自由に使用することが許可されている教育委員会の所有物を大切に扱う義務および学校活動の終わりにその所有物を元に戻さなければならない。第14条の規定により、ケベック州の住民である6歳から16歳の児童は、第15条第1項から第4項に定める理由のいずれかにより出席が許可されていない場合を除き、学校に通わなければならない。</p> <p>第1条の規定により、すべての個人は、法令および第447条に基づいて政府が制定した基本学校規則に定める就学前の教育サービスならびに初等および中等教育サービスを受ける権利を有する。この権利は、就学年齢に達した年度の始業の日から、18歳または権利の行使により心身障害者を保護する法令の意義の範囲内での心身障害者については21歳に達した年度の終業の日までとする。</p> <p>生徒が小学校から中学校の最初の2学年までに在籍している間は、</p>	<p>第8条の規定により、各生徒は、自由に使用することが許可されている教育委員会の所有物を大切に扱い、学校活動の終わりにその所有物を元に戻さなければならない。第14条の規定により、ケベック州の住民である6歳から16歳の児童は、第15条第1項から第4項に定める理由のいずれかにより出席が許可されていない場合を除き、学校に通わなければならない。</p> <p>第1条の規定により、すべての個人は、法令および第447条に基づいて政府が制定した基本学校規則に定める就学前の教育サービスならびに初等および中等教育サービスを受ける権利を有する。この権利は、就学年齢に達した年度の始業の日から、18歳または権利の行使により心身障害者を保護する法令の意義の範囲内での心身障害者については21歳に達した年度の終業の日までとする。</p>	<p>第477.2条の規定により、「Commission des programmes d'études (学習プログラム委員会)」という名のプログラム審議会が設置される。</p> <p>第477.2条に規定する委員会の機能は、大臣が第461条に基づいて設定した学習プログラムに関する事項に関して、大臣に助言することである。さらに、同委員会は、学習プログラムに関して大臣が提出したあらゆる事項について大臣に助言しなければならない。</p> <p>第477.18.1条に基づいて、宗務委員会が設置される。同委員会の目的は、学校における宗教の位置づけについて、大臣に助言することである。同委員会は、特に、この種の問題に関して学校制度が取るべき好ましい方向性について、およびケベック州の地域社会の社会宗教的な変化への学校制度の適応について、意見を述べるよう求められる場合がある。</p> <p>第478条の規定により、</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>ある生徒へのサービスについて、諮問委員会と協議の上、<u>統合教育（インクルージョン）によって生徒の学習および社会的統合が促進され、かつ生徒の能力およびニーズにおいて他の生徒の権利を過度に制約したり、著しく損なったりすることがないという評価に基づいて統合教育が設定されている場合には、各生徒を通常のクラスもしくはグループまたは学校活動に調和的に統合させる方針を採用しなければならない</u>としている。</p> <p>第235条第1項から第4項では、上記の方針には、心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒を評価する手続を含まなければならないとしている。これらの手続では、生徒の保護者の参加または生徒自身の参加（不可能な場合を除く）について、当該生徒を通常のクラスやグループまたは学校活動に統合する方法ならびに統合に必要な支援サ</p>	<p>なければならない。こうした干渉によっても状況が改善されない場合には、生徒の保護者に書面にて通知した上で、この旨を青少年保護機関の責任者に報告しなければならない。</p> <p>第242条の規定により、校長は、正当かつ十分な理由があり、かつ生徒および保護者に聴衆される機会を与えた上で、生徒を他の学校に在籍させるか、教育委員会の学校から追放するよう教育委員会に要請する権利を有する。後者の場合は、この旨を青少年保護機関の責任者に報告しなければならない。</p>	<p>教職の名誉または尊厳を傷つけるような行為で起訴された場合は、教師は、申し立ての妥当性について陳情する権利を有する。第34.1条において、申し立てが確たる根拠に基づいていると大臣が判断した場合は、教師は、30日以内に、書面にて反対意見を提示することができる。</p>	<p>生徒の保護者が、第5条に基づく生徒の権利を行使して、カトリックまたはプロテスタントの宗教道徳教育あるいは道徳教育のいずれかを毎年選択するものとする。</p> <p>第9条の規定により、理事会、執行委員会または運営委員会の決定あるいは教育委員会の上官または職員決定により影響を受ける生徒または生徒の保護者は、理事会にかかる決定を再考するよう要請することができる。第11条の規定により、要請を考査する期間中に、関係者には各自の意見を表明する機会が与えられるものとする。</p> <p>第42条第1項の規定により、他の保護者から選出された最低4名の保護者は、特定の学校の運営委員会の委員になる権利を有する。加えて、上記のとおり、第189条に従って、保護者は、教育委員会の保護者会に参加する権利を有する。</p> <p>さらに、保護者は第96</p>	<p>第3条の規定により、法令により規定される教育サービスおよび第447条に従って政府が制定した基本学校規則によって定められる教育サービスは、第1条に基づく資格を有するケベック州のすべての住民に無償で実施されなければならない。</p> <p>第5条の規定により、中等教育の第2期の生徒あるいは職業訓練または社会人教育に在籍する生徒を除くすべての生徒は、カトリックまたはプロテスタントの宗教道徳教育あるいは道徳教育のいずれかを毎年選択する権利を有する。</p> <p>第6条の規定により、職業訓練または社会人教育に在籍する生徒以外は、生徒を対象とした精神的なケアやガイダンスを受ける権利および地域活動に参加する権利を有する。</p> <p>第42条第3項の規定により、中等教育の第2期の生徒に授業を実施している学校について</p>	<p>大臣は、一般的にまたは特定の状況において、本法令の条項および制定法の規則が適合しているかどうかを確認するために個人を指名することができる。第478.3条の規定により、大臣は、教育サービスの質に関する事項、または教育委員会や教育委員会の教育施設の運営、組織、業務に関する事項を調査するために個人を指名することができる。</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	<p>サービスなどを規定するものとする。</p> <p>第213条では、教育委員会は、他の教育委員会、生徒へのサービスを提供する団体または個人および特殊教育サービスと契約を交わすことができるとしている。</p> <p>心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒については、教育委員会は、心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒に関して諮問委員会と協議しなければならないとしている。</p> <p>第96.14条の規定において、<u>心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒</u>については、<u>生徒の保護者、生徒にサービスを提供する職員および生徒自身(不可能な場合を除く)</u>と協力して、<u>生徒のニーズに即した個別教育プランを作成することは、校長の職能の1つである</u>としている。</p>			<p>条に従って保護者参加型の組織の結成を選択することができる。</p>	<p>は、第2期の2名の生徒は、中等教育に在籍する生徒による選挙、場合によっては、生徒会または当該生徒を代表とする団体からの指名により、学生が在籍する学校の運営委員会の委員になる権利を有する。</p> <p>第96.5条の規定において、各年の9月中に、中等教育の第2期の生徒に授業を実施している学校の校長は、生徒会が結成されるよう責任を持つものとする。第96.6条における生徒会の目的は、学校の教育的プロジェクトの企画、実施、定期的な評価における生徒の協力を奨励し、また目標達成に向けた取り組みや学校活動への参加を奨励するものである。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
	<p>第447条の規定により、政府は、「基本学校規則」と呼ばれる規則を定める権能を有する。第447条第1項では、基本学校規則は、<u>特殊教育サービスおよび関連の組織体系全般など</u>、教育サービスの本質および目的に関するものとする。</p> <p>最後に、第450条では、政府は、規則により、心身障害のある生徒および社会適応障害や学習障害のある生徒向けの教育サービス以外のサービスの組織を規定することができるとしている。</p>					
<p>サスカチュワン州</p>	<p>第178条第3項の規定により、保護者または後見人の監督および保護下にある生徒が障害、ハンディキャップまたは障害を引き起こすその他の特性のために、通常学校で実施される授業からは恩恵を受けられないと保護者または後見人が考える場合、または同様の理由により生徒が学校に</p>	<p>校長の義務は第175条第1項および第175条第2項(a)から(n)に定められている。第175条第1項では、教育委員会または学校審議会が規定する方針および規則に従って、校長は、委員長の監督の下、学校およびプログラム、専門職員の全般的な組織および運営、監督に責任を持ち、また、教</p>	<p>教師の一般的な義務と職務は、第231条(a)から(c)および第231条第2項(a)から(g)に定められている。第231条(a)から(c)では、教師には、同僚や管理職と協力して学校の教育水準および能率を向上させること、職員および教育委員会または学校審議会による教育計画の作成に参加すること、およ</p>	<p>第156条第1項の規定により、法令に別段の定めがある場合を除き、義務教育の就学年齢の生徒の保護者または後見人、生徒を監督するその他の個人は、当該生徒が規則的に通学できるよう必要なあらゆる手段を講じなければならない。</p> <p>第162条第2項(a)から</p>	<p>生徒の一般的な義務は第150条第2項および第3項(a)から(f)に定められている。第150条第2項の規定により、すべての生徒は、教育委員会もしくは学校審議会に雇用されているすべての個人、および教育委員会または学校審議会、部局が実施するまたは承認した学校の教育プログラムや特殊</p>	<p>第12条第1項の規定により、教育審議会は大が任命した5名以上の個人で現在および今後も構成される。このうちの最低2名はローマ・カトリック教徒でなければならない。第14条(a)から(c)の規定に基づく教育審議会の責任は、大臣が照会した事項について検討し、大臣に助言すること、教育制度の目標お</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>登録していない場合は、保護者または後見人は、状況が許す範囲での学習および評価について、委員長またはしかるべき監督官への照会を校長に要請することができる。</p> <p>第186条第1項の規定する「障害のある生徒」とは、規則に示されている基準に従って、<u>身体上、精神上、行動上またはコミュニケーション上の障害</u>に起因する個人的な制約のために、学校の通常のプログラムからは望ましい水準の恩恵を受けることができない生徒と定義される。第186条第2項(a)および(b)(i)から(iii)の規定により、教育委員会または学校審議会は、規則に従って、障害のある生徒に教育サービスを提供しなければならないが、望ましいと思われる場合は、教育委員会または学校審議会は、委員長の所見により、当該プログラムの指導では効果を上げることができない生徒、あるいは授業への</p>	<p>育委員会や学校審議会ならびにその職員と学校間の連絡に関する実務についても責任を持つものとしている。</p> <p>第175条第2項(a)から(n)における校長の義務には、代表的なものとして、生徒が学校にいる間または学校活動に出席または参加している間の生徒の福祉と秩序全般を監督すること、生徒の義務に関する学校の基準を定義および規定し、学校の秩序と調和および能率性の維持のために必要ならばその基準について職員または生徒に指示を与えること、自らが適切と考え、かつ本法令に矛盾しない懲戒処分を行うまたは行われるように取り計らうこと、職員と相談の上各教員に担当業務を割り当てることなどがある。</p> <p>第153条第2項(a)から(e)の規定により、校長は、第150条に定める義務を守ることでできない生徒に関わる問題、特に、生徒の出席、学習、素行、校内におけ</p>	<p>び自分の専門的能力を向上させることについての責任があるとしている。第231条第2項(a)から(q)における教師の義務の代表的なものには、校長から担当を任された教育プログラムにおいて熱心かつ忠実に生徒を指導すること、同僚や校長と協力して教室内および学校の構内の秩序と一般規律を維持すること、教師の権威に対する公然たる反発その他の著しい非行があった場合は生徒を教室から退出させ、その日の終わりまでに、かかる退出の状況を校長に書面で報告すること、クラスや個別の生徒のためのプログラムの作成や授業内の活動について同僚や関係者と協力することなどがある。</p> <p>第160条第3項の規定により、教師は、担当する生徒の長期あるいは常習的な欠席について地域の通学カウンセラーと協議する権利を有する。第161条第5項の規定により、通学カウ</p>	<p>(e)の規定により、保護者、後見人、その他の個人は、教師または校長、委員長、地域の通学カウンセラー、教育委員会、学校審議会、部局に任命されたその他の個人に対し、通学状況について法令で義務付けられたいかなる情報の提供を怠ったり拒否したり、誤った情報を提供したり、脅迫、威嚇、その他の方法によって本法令に基づく生徒の通学を妨害したり妨害しようとしたり、その他の何らかの方法で、通学に関する本法令の条項の履行を直接または間接的に阻害したり阻害しようとしたり、通学に関する本法令の条項の強制執行において、教師、校長、地域の通学カウンセラーあるいは教育委員会もしくは学校審議会または部局のその他の担当官を不適切に左右しようとしたりしてはならない。</p> <p>第43条の規定により、各自が22歳未満の1人以上の児童・青少年の</p>	<p>サービスもしくは補助的なサービスにおいて責任および職務を適法に委任されているその他の個人に全面的に協力しなければならない。第150条第3項(a)から(f)の規定において、特に、規則正しく通学すること、教育委員会または学校審議会から支給されない用具や教材で校長が特定のコースの授業に必要と認めるものがあれば購入すること、個人の清潔感や身だしなみ、一般的な態度、従順、礼儀、他人の権利などに関して、教育委員会または学校審議会が承認した基準に従うこと、教育委員会または学校審議会が承認した校則に従うこと、さらに、優しく、かつ厳格で賢明な保護者が指示する規律に従うことは、生徒の義務であるとしている。</p> <p>第156条第1項の規定により、通学は義務教育の就学年齢にあるすべての生徒の義務である。サスカチュワン州における義務教育の就学</p>	<p>および目的の妥当性を審議および査定し、それについての見解および提言を大臣に助言することである。また、教育審議会は、望ましいと認められる場合には大臣の承認を得て、サスカチュワン州の教育に関する事項についての研究を実施することができるが、かかる研究から得られた結果および提案を大臣に報告しなければならない。</p>

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>参加により同じクラスにいる他の生徒の教育および福祉に支障を来す生徒を、出席の対象から外すことができる。さらに、委員長の調査および所見により、生徒に重度の障害があり、教育委員会または学校審議会が実施する教育サービスのいずれからも恩恵を受けることができない場合には、教育委員会または学校審議会は、生徒の保護者または後見人と協議の上、保護者または後見人にとって役立つと思われる相談サービスが利用できるようにし、生徒のニーズおよび状況に適したその他のサービスを明確に示し、手配しなければならない。</p> <p>第186条第3項の規定により、生徒が、第186条第2項(a)に従って出席の対象から外される場合は、この除籍により、生徒が、教育委員会または学校審議会が、第186条で規定する生徒に対して実施する代わりの教育サービス</p>	<p>る人間関係、学校に対する態度について、問題の解決につながる可能性のある研究、診断、調査を実施するために、職員およびコンサルタントで構成される委員会を設置するよう要請することができる。</p> <p>第154条第1項(a)および(b)の規定により、校長は、権威者への公然たる反発または悪質な非行を理由に、一度に3授業日以内で生徒を停学にすることができる。</p> <p>第154条第2項(a)から(g)の規定により、生徒が執拗な態度で権威者に対する公然たる反発を示した、校則の順守を拒否した、通学が不規則である、常習的に生徒の義務を怠った、学校の所有物を故意に破壊した、俗悪または不適切な言葉を使用した、その他の著しい問題行動に関与したと断言する確信的な情報を得た場合には、校長は、10授業日以内の期間で生徒を停学にすることができる。</p>	<p>セラーからの報告書を校長から受領した場合は、教師は、さらなる処置を講じる場合に校長がどのような手段をとるかについて、相談を受ける権利を有する。</p>	<p>保護者で、少数言語を使用する2名以上の成人は、フランス語教育区域およびフランス系サスカチュワン学校の創設を提議することができる。</p> <p>第134.1条第2項の規定により、フランス系サスカチュワン学校に通う児童の保護者のうちの3名以上8名以下は、当該フランス系サスカチュワン学校の学校審議会の委員になる権利を有する。</p> <p>第143条第1項(a)の規定により、法令の条項に従って、6歳以上22歳未満で、その保護者が少数言語を使用するすべての個人は、少数言語を使用するその個人の保護者または後見人が居住するフランス語教育区域にあるフランス系サスカチュワン学校に就学する権利を有する。</p> <p>第148条の規定により、生徒の学校との関係において相違または対立が生じた場合は、保護者または後見人は、当</p>	<p>年齢は、7歳に達し、16歳になるまでである。</p> <p>第141条第1項の規定により、第154、155、および157条に従って、教師、理事、委員長その他の学校関係者は、いかなる方法においても、教育委員会または学校審議会が承認したまたは実施する教育サービスへの生徒のアクセスまたはそれによる利益を剥奪したり、剥奪しようとするものとする。</p> <p>第142条第3項の規定により、法令に別段の定めがある場合を除き、本項に従って実施される教育サービスは、学区域の費用で賄われるものであり、授業料、交通費、その他の通学にかかる費用が、学区域の居住者である生徒または保護者もしくは後見人が学区域の居住者である生徒に課せられることはない。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>スを受ける手段が剥奪されることがあってはならない。</p> <p>第186条第6項は、決定の手続きへの生徒の保護者の参加を命じている。同項では、生徒が特別プログラムを受けることに関する提案または決定の前に行われるすべての診断および調査の手続きは、生徒の保護者または後見人が了解し、かつ協議の上で実施されるべきであるとしている。</p> <p>第186条第6項に基づき生徒の保護者が参加する役割に関連して、第186.1条第1項(a)から(c)では、生徒あるいは生徒の保護者または後見人が、第186条に規定する生徒の障害認定もしくはその非認定、生徒の受け入れ先、または生徒に実施されるプログラムについて、教育委員会もしくは学校審議会の決定または教育委員会もしくは学校審議会の担当官の決定に同意しない場</p>			<p>該生徒に代わって、あらゆる相違や対立の調査または仲裁を目的として教育委員会または学校審議会が設定した手続きを速やかに利用する権利を有する。</p> <p>第154条第12項(a)および(b)の規定により、教育委員会が第154条6項または第8項に基づく停学の状況の再審を決定した場合には、生徒の保護者および関係生徒は、第154条6項または第8項に従って実施されるあらゆる調査に関する通知を受領し、また、教育委員会、学校審議会、場合によっては第8項に従って任命された委員会に出頭し陳情するものとする。</p> <p>第155条第3項の規定により、第155条第1項に従って教育委員会が、または第155条第2項に従って学校審議会が生徒を追放処分とした場合は、追放処分を受けた生徒またはその保護者もしくは後見人は、1年を経過した後、教育委員会または学校</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>合、生徒あるいは生徒の保護者または後見人は、この種の意見の不一致の解決を目的として教育委員会または学校審議会が設定した手続きを速やかに利用するよう義務付けている。</p>			<p>審議会に、生徒の立場について、再審および再考を要請することができる。</p> <p>第160条第4項の規定により、第160条第3項に基づく出席状況に関する問題の解決に向けた協議には、生徒の保護者または後見人が含まれなければならない。</p> <p>第181条第1項の規定により、少数言語を使用する成人が、フランス語学校区の居住者ではなく、かつ22歳未満の児童・青少年の保護者である場合は、学校審議会が規定する方法に従って、かかる児童・青少年のために少数言語による教育プログラムの実施を学校審議会に申請することができる。</p> <p>第182条第4項の規定により、保護者は、評議会または第182条第3項に従って学区に分割されていない学区域の場合は教育委員会の指導による儀式からそ</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				の子弟を退出させるよう要請する権利を有する。		
ユークン準州	<p>第15条第1項の規定により、<u>知力またはコミュニケーション、行動、身体、複数の例外性のために、特殊教育プログラムが必要な生徒は、個別教育プランに沿ったプログラムを受ける権利を有する。</u></p> <p>「個別教育プラン」は、制定法の定義の条項で、「生徒のために学内チームが決定した教育プログラムの概要を記した文書」と定義されており、生徒の現在のレベルの機能および長期目標または年次目標、短期目標または特定の行動面での目的、必要な特別リソース、推奨される教材、指導方法と指導計画、IEPの更新日、IEPの実行責任者（保護者を含む）、IEPの実施に関する保護者からの書面による同意書が含まれる。</p> <p>第15条第2項では、個</p>	<p>校長の義務は第169条(a)から(v)に定められており、代表的なものには、保護者および学校のある地域社会との良好な関係を推進すること、教師および学校に配属されたまたは学校にサービスを提供するその他の職員（ボランティアを含む）を監督指導すること、生徒の進捗と成長について常に保護者に報告すること、学校の活動に文化的継承である伝統や、文化を継承する多数の住民が正当であるとする場合には学校のある地域社会の住民の習俗を取り入れること、学校での指導内容が法令に従って定められた学習コースと一貫していることを確認することなどがある。</p> <p>第40条第1項の規定により、校長は、生徒が第38条に規定する義務に違反した場合は、2</p>	<p>教師の義務は第168条(a)から(o)に定められており、代表的なものには、生徒に学問の探究を奨励し、熱心かつ忠実に生徒を指導すること、校長の指導の下、生徒が学校構内にいる間および学校が主催するまたは承認した緒活動で法令または労働協約に矛盾しないものに出席または参加している間の生徒の秩序と規律を維持すること、生徒の評価および進捗を考査し、生徒への期待について助言すること、校則の順守を監視すること、校長からの通知が合理的な場合は、見学を目的とする生徒の保護者の参観を認めることなどがある。</p> <p>第167条の規定により、すべての教師は、公平かつ適正に、身体的その他の酷使なく処遇される権利を有する。</p>	<p>第41条第4項の規定により、停学となる生徒の保護者および停学となる生徒は、停学または10授業日を超える期間の停学の提言について、教育委員会または審議会、審議会がない場合は教育長に陳情することができる。</p> <p>第27条第1項の規定により、法令に基づいて児童に通学が義務付けられているが、その児童の保護者がその児童を通学させるための妥当な手段を講じることを怠ったり、拒否したりした場合は、保護者は違法行為による有罪となり、100ドル以下の罰金が科される。</p> <p>第21条(a)および(b)の規定において、学校の所有物が、1人の生徒の意図的な行為または過失行為によって破壊もしくは破損、紛失、私的に流用された場合は、生徒およびその生</p>	<p>第41条第4項の規定により、停学となる生徒の保護者および停学となる生徒は、停学または10授業日を超える期間の停学の提言について、教育委員会または審議会、審議会がない場合は教育長に陳情することができる。</p> <p>生徒の義務は第38条(a)から(g)に定められている。これらの義務には、他人の権利を尊重すること、法令で義務付けられているとおり規則的に通学すること、各授業では時間通りに着席すること、校則を順守すること、学業の各コースを真面目に履修し、教師の指示による学習活動を行うこと、学校から借りた図書または器具を教師または校長が指定する期日に返却すること、学校の所有物を損壊または破損しないようにすることなどがある。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>別教育プランの作成の対象となる生徒は、教育上必要な支援およびすべての生徒の権利を十分に顧慮した上で、専門職員および保護者と協議して、次官または教育委員会が実行可能と認める範囲で最小限の制限と最大限の可能性のある環境において実施されるプログラムを受けるものとしている。</p> <p>第16条第1項(a)および(b)の規定において、専門職員および保護者と協議の上で学校当局は、あるいは児童が就学していない場合は、専門職員および保護者と協議の上で次官が、生徒が特殊教育を必要とする生徒かどうか、また特殊教育を必要とする場合は、当該生徒に必要な支援を満たすためにはどのような個別教育プランが適切かを決定するものとする。第16条第2項(a)から(g)には、生徒が特殊教育を必要とする生徒であることおよび適切な個別教育プランを</p>	<p>授業日を超えない期限内で生徒を停学処分に付することができる。</p> <p>第41条第1項の規定により、校長は、生徒が第38条に規定する義務に違反した場合は、10授業日を超えない期間において生徒を停学にすることができる。第41条第2項の規定により、校長は、教育委員会、審議会、または審議会がない場合は教育長に、生徒を10授業日を超える期間停学にすることを提言することができる。</p> <p>第41条第4項の規定により、停学となる生徒の保護者および停学となる生徒は、停学または10授業日を超える期間の停学の提言について、教育委員会または審議会、審議会がない場合は教育長に陳情することができる。</p>		<p>徒の保護者は、生徒の行為について連帯して賠償責任を負うものとする。また、2人以上の生徒が共に行動した場合には、すべての生徒およびその生徒の保護者が、生徒の行為について連帯して賠償責任を負うものとする。</p> <p>第12条の規定により、第11条に基づいて決定された教育プログラムに生徒が出席する結果として生じる授業料については、生徒または生徒の保護者には課されないものとする。第14条第1項の規定により、生徒または生徒の保護者の要請により、次官は、第11条に従って決定された教育プログラム以外のユーコン準州にある学校の教育プログラムに生徒が通うことを許可することができる。</p> <p>第18条第1項(a)から(d)の規定により、ユーコン準州内の学校に通う生徒の保護者は、生徒の学習進度および行動、出席状況について報告を受ける権利、</p>	<p>生徒の権利は第34条(a)から(f)に制定法によって義務付けられている。生徒の権利には、必要な支援に見合った無償の教育プログラムを受けること、生徒に特殊教育プログラムが必要なときは、個別教育プランに定める教育プログラムを受けること、生徒の指導記録を閲覧および複写すること、教育プログラムを受けるために家から離れて生活する必要のある場合には宿泊設備が提供されること、公平かつ一貫した待遇を受けること、教育または健康、安全に重大な影響を及ぼす決定に対して個人でまたは保護者とともに異議を申し立てることなどの権利がある。</p> <p>第35条規定により、生徒は、表現することが他の生徒の権利または教育あるいは校内の他の個人の権利に反する影響を及ぼさない限り、宗教的、政治的、道徳的その他の信念または意見を表現する権利を有する。</p>	

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>決定する前に従うべき手続きのリストが記載されている。</p> <p>第16条第3項および第4項の規定において、保護者は、その子弟に関する本項に基づく決定を要請する権利を有するものとし、その子弟のために結成された学内チームの一員として受け入れられなければならない。</p> <p>第17条第1項(a)から(f)の規定により、生徒が特殊教育を必要とする生徒であるかの認定、生徒用に作成された個別教育プラン、第16条第3項に基づく決定についての保護者からの要請、通常のクラス以外の環境での個別教育プランの実施、生徒が通常通っている学校では個別教育プランを実施しない旨の決定、個別教育プランの実施にかかる費用(教育費以外の費用を含む)の分担に関して意見の不一致が生じた場合には、保護者、生徒、教育委員会、審議会、または次官は、決定の14</p>			<p>校長および教師への通知が適切な場合は、保護者の訪問が他の児童の授業の妨げとならない範囲においてその子弟の授業を参観する権利、子弟の教育または健康、安全に著しい影響を及ぼす決定に対して異議を申し立てる権利、子弟のための特別な教育プログラムの作成について相談を受ける権利を有する。第18条第2項の規定により、学校に通う生徒の保護者は、生徒の教育プログラムについて教師または校長と面談することができるが、教師から要請があった場合は面談に応じなければならない。</p> <p>第20条第2項の規定により、生徒の保護者または16歳以上の生徒、保護者と生徒の両者は、生徒の指導記録を閲覧および複写することができる。第20条第5項の規定により、生徒の指導記録を閲覧時に、個人において、指導記録に不正確または不完全な情報が記載さ</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明責任の概要
	<p>日以内に、法令に基づいて設置された教育控訴裁定機関にその事項についての異議を申し立てることができる。</p>			<p>れているとする意見がある場合は、当該個人は学校当局に記録を修正するよう要請することができる。</p> <p>第56条の規定により、カナダの権利と自由に関する憲章第23条に基づいて子弟がフランス語で教育プログラムを受ける権利を有する保護者の生徒は、規則に従って当該プログラムを受ける資格を有する。</p> <p>第156条第1項の規定により、学校の被雇用者である個人の決定が生徒の教育または健康、安全に重大な影響を及ぼす場合は、生徒の保護者または生徒が選出したしかるべき成人、生徒が16歳以上の場合には生徒は、保護者または生徒に決定が通知された日から30日以内に、教育長に、または教育委員会または審議会がある場合には第113条第1項(d)および第116条第1項(h)に基づき設定された手続きにより、決定に対して異議を申し立てること</p>		

州	支援サービスの保証: 範囲および体系	校長の権利と義務	教師の権利と義務	保護者の権利と義務	生徒の権利と義務	ガバナンスおよび説明 責任の概要
				ができる。第156条第3項では、異議申し立てについての決定は、できる限り速やかになさなければならないが、保護者、生徒および影響の及ぶ個人が聴衆される機会を得るまでは決定することはできない。		

出典: MacKay, A. Wayne. AWM Legal Consulting. *Connecting Care and Challenge: Tapping Our Human Potential*. Education Statutes Comparison Table. Appendix F. <http://www.gnb.ca/0000/publications/mackay/mackay-e.asp>

付録4：各州・準州における必須主要カリキュラム（幼稚園～12年生）

アルバータ州			
幼稚園	初等(1年生～6年生)	中学(7年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
芸術 英語 保健 算数 体育 科学 社会	科学 芸術 英語 保健 算数 体育 科学 社会	キャリア・テクノロジー研究： 環境・野外教育 倫理 美術・公演芸術 言語 地域ごとに開発/確保、承認された選 択コース 宗教学	国語(英語)あるいは国語(フランス 語) 社会 純粋数学あるいは応用数学 科学、生物、化学、物理のいずれか キャリア・ライフ・マネジメント (CALM) 体育
ブリティッシュ・コロンビア州			
幼稚園	初等(1年生～4年生)	中学(5年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
国語(英語) 算数 社会 科学 保健およびキャリア教育 体育	国語(英語) 算数 社会 科学 保健およびキャリア教育 体育	国語(英語) 数学 社会 科学 保健およびキャリア教育 体育 応用技術 情報通信 美術	国語 社会あるいはブリティッシュ・コロンビ ア州先住民研究 数学 科学 体育 プランニング 美術あるいは応用技術
マニトバ州			
幼稚園	初等(1年生～4年生)	中学(5年生～8年生)	高校(9年生～12年生)
	芸術(音楽・美術) 国語(英語) 算数 保健体育、科学 社会	芸術(音楽・美術) 国語(英語) 数学 保健体育、科学 社会	国語 数学 科学 社会 体育
ニュー・ブランズウィック州			
幼稚園	初等(1年生～5年生)	中学(6年生～8年生)	高校(9年生～12年生)
芸術 国語(英語)	芸術 国語(英語)	芸術 国語(英語)	英語 数学

算数 保健 音楽 体育 科学 社会	算数 保健 音楽 体育 科学 社会	数学 保健 音楽 体育 科学 社会 テクノロジー	科学(あるいは認可されたテクノロジー コース) 近代史 美術
ニューファンドランド・ラブラドール州			
幼稚園	初等(1年生～6年生)	中学(7年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
国語 算数 科学 社会 芸術 音楽 保健 体育 宗教教育	国語(英語) 算数 科学 社会 フランス語 音楽 芸術 体育 保健 宗教教育	数学 科学 社会 宗教教育 体育 芸術および音楽 家政学 国語(英語) 起業家精神 地球社会	主要国語 数学 科学 テクノロジー 世界学 カナダ学 アントレプレナー教育(Enterprise Education)/経済 個人発達
ノースウェスト準州			
幼稚園	初等(1年生～6年生)	中学(7年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
芸術 英語 美術 保健 算数 体育 科学 社会	科学 言語:Inuuqatigiit 語/Dene Kede 語 芸術 英語 美術 保健 算数 体育 科学 社会	第1言語 第2言語 数学 科学 社会 体育 キャリア・テクノロジー研究 保健 芸術	国語 英語あるいはフランス語 数学 科学 社会 キャリア・テクノロジー研究 キャリア・ライフ・マネジメント(CALM) 体育 北方地域研究 美術 コミュニティ・サービス

ノバ・スコシア州

幼稚園	初等(1年生～6年生)	中学(7年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
英語 算数 フランス語 科学 社会 美術 体育	英語 フランス語 算数 科学 社会 美術 体育	国語(フランス語/英語) 数学 科学 体育 個人発達および社会発達 テクノロジー 美術 音楽	キャリア・ライフ・マネジメント (CALM) 体育 カナダ史 グローバル・スタディーズ 数学 科学 テクノロジー 芸術

ヌナブト準州

幼稚園	初等(1年生～6年生)	中学(7年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
準備中	準備中	数学 科学 言語: Uqausiliriniq 語/ Aulajaaqtut 語/Nunavusiutit 語/ Iqqaqqaukkaringniq 語 英語 社会	Uqausiliriniq 語(コミュニケーション)系列、Aulajaaqtut 語(ウェルネス/リーダーシップ)系列、Nunavusiutit 語(ヌナブト史、民族遺産、環境、世界および全国における役割)系列、Iqqaqqaukkaringniq 語(技術革新)系列のいずれか 英語 体育 美術 社会 北方地域研究 数学 科学 キャリア・テクノロジー研究

オンタリオ州

幼稚園	初等(1年生～8年生)	高校(9年生～12年生)
言語(英語あるいはフランス語) 算数 科学 個人発達および社会発達 芸術	芸術 言語(英語あるいはフランス語) 保健体育 算数 科学・テクノロジー 社会	英語 第2言語としてのフランス語 数学 科学 カナダ史 カナダ地理 芸術 保健体育 公民 キャリア研究

プリンス・エドワード島州

幼稚園	初等(1年生～6年生)	中学(7年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
芸術 コミュニケーション・情報技術 フランス語 算数 国語 第2言語 科学	芸術 コミュニケーション・情報技術 フランス語 算数 国語 第2言語 科学	英語 数学 社会 科学 フランス語 保健体育 芸術および音楽 家政学 工業技術	言語(英語/フランス語) 数学 科学 社会

ケバック州

幼稚園	初等(1年生～4年生)	中学(5年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
英語およびフランス語 地理 芸術 体育 宗教	英語およびフランス語 地理 芸術 体育 宗教	数学 科学 体育 応用科学 歴史 テクノロジー 芸術	フランス語 英語 数学 物理科学 生態学 物理あるいは化学 社会 芸術

サスカチュワン州

幼稚園	初等(1年生～5年生)	中学(6年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
芸術 英語 美術 保健 算数 体育 科学 社会	芸術 国語(英語) 保健 算数 体育 科学 社会 先住民語 タイピング 国語(先住民およびメティスの児童向け)	芸術 国語(英語) 保健 数学 体育 科学 社会 コア・フランス語 実用技術および応用美術	芸術(バンド、コーラス、ダンス、演劇、美術) 国語(英語) 保健 数学 体育 科学 社会(歴史、社会、先住民研究) 実用技術および応用美術 キリスト教倫理学 先住民語

ユーコン準州

幼稚園	初等(1年生～3年生)	中学(4年生～9年生)	高校(10年生～12年生)
ユーコン先住民研究 国語(英語) 算数 社会 科学 保健およびキャリア教育 体育	ユーコン先住民研究 国語(英語) 算数 社会 科学 保健およびキャリア教育 体育	ユーコン先住民研究 国語(英語) 数学 社会 科学 保健およびキャリア教育 体育 応用技術 情報通信 美術	国語 社会あるいはユーコン先住民研究 数学 科学 体育 プランニング 美術あるいは応用技術

出典:

ブリティッシュ・コロンビア州教育省 http://www.bced.gov.bc.ca/irp/implement_sched.pdf

ユーコン準州政府教育庁 <http://www.education.gov.yk.ca/psb/curriculum.html>

カナダ教育閣僚協議会(CMEC) <http://www.cmec.ca/tguide/2004/index.en.html>

ニュー・ブランズウィック州政府 <http://www.gnb.ca/0000/anglophone-e.asp>

ノバ・スコシア州政府 http://www.ednet.ns.ca/index.php?sid=865172598&t=sub_pages&cat=92

プリンス・エドワード島州政府 <http://www.gov.pe.ca/educ/index.php3?number=74883&lang=E>

付録 5： 各州・準州の初等中等教育における基本構造、教育目標、カリキュラム、評価法の概要

1 アルバータ州

アルバータ州は、人口 330 万 6,359 人、カナダで 4 番目に人口が多い州である。州都はエドモントン市であるが、最も人口が多いのは人口がほぼ 100 万人のカルガリー市である。アルバータ州は、原油(コンベンショナル)、合成原油、天然ガスの最大生産地である。農業も、州の経済に重要な役割を担っており、カナダ産牛肉のおよそ半分がアルバータ産である。アルバータ州はまた、春小麦でもカナダ一の生産地である。教育制度に関する情報はアルバータ教育省(Alberta Learning)が管轄しており、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.education.gov.ab.ca/>

1.1 アルバータ州教育制度の役割と構造

アルバータ州では「Alberta Learning(アルバータ教育省)」が同州の教育義務を遂行する行政機関である。アルバータ州教育省(Alberta Education)は、アルバータ州における幼稚園から 12 年生までの学校教育内容を決定する。アルバータ州教育相には、州の教育プログラムに関する法規や政策、長期計画の立案に対する責務と、カリキュラムや生徒の学力達成および教師の資格認定の基準確立に対する責務を概説した、教育省規定の教育指令を実行する責任がある。また、同相は、アルバータ州内全学区への州教育予算均等配分に対する取り組み、生徒の学力の評価や費用、その他教育関連問題の評価、アルバータ内学校や教育委員会から入手しまとめた判定試験結果を、政府および一般に報告する義務も負う⁵¹。教育省はまた、アルバータ州カリキュラムの各教科分野の指導時間数も決定する。

教育相は、各教育委員会や教育長(Superintendent)同様、学校法によりその権限が明確に規定されている。学校法には、教育相ならびに教育委員会の役割と責任が明確に定義されているほか、教育相と州内の生徒や保護者、学区との関係も説明されている。また、州における教育の実施方法と資金調達方法についても詳細が示されている。

学校法により、州は教育委員会を設立する権限を与えられている。教育委員会は、州全域にわたる教育サービスやプログラムの構築・提供に関する政策立案の責任があり、州教育制度において重要な役割を果たす。アルバータ州には 62 の教育委員会がある。これら教育委員会は、公立、セパレート(カトリック)、フランコフォン(フランス語)から構成されている⁵²。

1.2 アルバータ州カリキュラムの構造

幼稚園から 12 年生までのアルバータの現行のカリキュラムは、アルバータの生徒がそれぞれの潜在能力を最大限に伸ばし、生産的な社会人に成長することを補佐する目

⁵¹ Education: Kindergarten to Grade 12, . 2006 年 3 月 23 日閲覧。

⁵² Education: The Role of School Boards, . 2006 年 3 月 23 日閲覧。

的で作成されている。アルバータ州教育省は、州カリキュラムの開発と見直しを指揮する機関である。教育省は、地域社会と協力しながら、それぞれのニーズと関心に合う質の高いカリキュラムの構築に取り組む。アルバータ州カリキュラムは、市民としての揺るぎない価値や、他言語や異文化に対する尊重心の育成、異なった環境内での学習機会の研究に尽力するほか、遠隔地学習や仕事の斡旋など新しい技術やリソースを活用した新しい教育プログラムの提供方法を模索している。

州カリキュラムの要件を満たすために、アルバータ州の生徒は一連の主要教科(必修)と選択コースを修了しなければならない。生徒が所属する教育体系(公立、セパレート、カトリック、フランス語)に関わらず、同じ主要教科を試験の対象とする⁵³。

アルバータ州の義務教育制度は、教育段階は、幼稚園(K)、小学校(1年生から6年生)、中学校(7年生から9年生)、高等学校(10年生から12年生)の4段階に分かれている。それぞれの段階で、生徒は各種コースを修了する。幼稚園では、5歳児を対象に、初歩的な読み書き能力、初歩的な計算能力、市民権とアイデンティティ、環境と地域社会への意識、個人的および社会的責任、運動技能と保健、創造的表現法の「7つの学習分野」を指導する。これら学習分野の目的は、早期から子供たちに国語(英語)、算数、科学、社会、体育、保健、芸術の各教科に触れさせ、小学校入学への移行をスムーズにすることである。幼稚園児はまた、教育的アクティビティを通じた、情報・コミュニケーション技術の早期学習の機会もある。アルバータ州の幼稚園児は通常、年間400時間の教育的アクティビティを修了する。

小中高校生はその学習過程を通じ、同じ主要教科においてそれぞれの段階に応じた難易度の学習を受ける。主要教科には国語(英語)、数学、科学、社会、情報通信技術、体育、保健・ライフスキル、芸術・音楽などがある。高校生になると、キャリア・ライフ・マネジメント(CALM)の追加コースが必修となるが、芸術・音楽のコースは必修ではなくなる。

フランス語イマージョン・プログラムは例外で、生徒は、国語としてフランス語だけでなく英語も必修しなければならない。フランス語イマージョン・プログラムはフランス語を母語としない生徒を対象としている。このプログラムは、希望者に対し、フランス語を使って会話および作文で効果的な意思疎通を図る能力を育成する。フランス語イマージョン・プログラムでは、コースはすべてフランス語で行われるが、最終的には英語プログラムと同じ主要教科をすべて修了する。

また小中高校生には、豊かな人間形成を目的とする選択コースもいくつか用意されている。カリキュラムに選択コースを設ける目的は、主要教科の学習内容を補足し、関心分野やさまざまな進路を模索する機会を生徒に提供することである。

たとえば、初等教育では演劇や、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ウクライナ語、先住民語(ブラックフット語、クリー語)など英語以外の言語コースを履修することができる。アルバータ州カリキュラムに先住民語コースを採用した理由は、アルバータの生徒間で、主流社会における先住民に対する意識を向上し、異文化に対する感受性を育成することにより、先住民の文化と価値観を支持するためである。

⁵³ Education: Curriculum and Resources, http://www.education.gov.ab.ca/k_12/curriculum/. 2006年3月23日閲覧。

中学生は、キャリア・テクノロジー研究(CTS)、美術・公演芸術、英語以外の言語、環境・野外教育、倫理の選択コースを学習できる。これらのコースは、規定の主要必修教科に加え、履修する。

アルバータでは高校生になると、さらに広い分野で選択コースが設けられている。先住民研究、キャリア・テクノロジー研究、芸術、英語以外の言語、校外学習などのコースから選択できる⁵⁴。

1.3 アルバータ州カリキュラムの基準

アルバータ州の現行カリキュラムでは数多くの目標・基準達成を目指している。同州における基礎教育は、国語、算数、科学、社会を含む主要教科プログラムで始まる。生徒は州が定めた修了要件をすべて満たし、就職や中等後教育進学に向けた能力を十分に養うことが期待されている。個人や地域社会の価値を理解するだけでなく、善良な市民としての価値も学ぶ必要がある。アルバータ州カリキュラムでは、生徒は英語以外の言語能力を養う機会にも恵まれている。英語およびフランス語の教育者らは、児童を他言語に触れさせることにより、世界経済の舞台上で活躍できる人間育成を目指している。

教育省は、州民との協議を通じ、生徒の学習と到達学力の許容基準を決定する。同州の学校が担う主要責任は、州が定めた基準を生徒がすべて確実に満たす、あるいはそれを超えるよう尽力することである。州の定めた基準を生徒がどの程度満たしているかは、州の生徒学習成果(SLO)と卒業要件の到達状況、州共通の学力試験や高等学校卒業試験の成績により判断される⁵⁵。

1.4 アルバータ州における試験および評価

生徒の学力評価は、アルバータ州教育制度の重要な要素である。同州では学力試験により生徒が実際に質の高い教育を享受していることを確認している。アルバータ教育省は、3年生、6年生、9年生を対象に州共通の学力試験、12年生に卒業試験を実施する責任を担っている。

3年生、6年生、9年生の学力試験はアルバータ州カリキュラムと密接に結びついた試験で、一定の教科における生徒の知識・能力評価を目的としている。この試験には次のような狙いがある。生徒のカリキュラム学習目標の到達度に関するフィードバックを生徒と保護者に提供すること、クラス全体の学力について教師に情報を提供すること、州内の他校と比較した自校生徒の成績について校長に情報を提供すること、州全体の結果と関連付けた生徒の到達レベルについて教育委員会に情報を提供すること、カリキュラムの効果的な改善を図るため改善が必要な特定分野に対する情報を教育相に提供すること。

アルバータ州は、カナダで最も包括的な試験のプログラムを行っていると考えられている。3年生では、算数と読み書きの試験を実施する。6年生と9年生では、数学、読

⁵⁴ Alberta Education, 2005, 8～37 ページ

⁵⁵ Alberta Education, 2005, 3 ページ

み書き、科学、社会の教科で学力試験を実施する。通常、生徒は各試験問題に 99% 以上の正答率で回答するが、この正答率は 3 学年すべてで長期にわたり一貫している⁵⁶。

12 年生の卒業試験プログラムは、1984 年にアルバータ州で開始された。卒業試験には主要目的が 3 つある。12 年生の一定のコースにおいて生徒の学習到達度を認定すること、州全体で到達基準が確実に満たされているようにすること、生徒個人やグループごとの成績を正確に報告することである。12 年生の一定の数の教科(たとえば、国語(英語、フランス語)、社会、純粋数学、応用数学、生物、化学、物理)で試験を実施する。

生徒が卒業試験コースで単位を取得するには、卒業試験を受け総合点で最低 50% を獲得しなければならない。総合点は、生徒が学校で取得した点数と卒業試験の点数の合計点を平均したものと定義されている⁵⁷。

2 ブリティッシュ・コロンビア州

ブリティッシュ・コロンビア州は、人口 422 万人でカナダ第 3 の規模を誇る。州都はビクトリアだが、人口最大都市はバンクーバーである。同州は、カナディアン・ロッキー山脈を背景にした壮大な景観で有名で、ロッキー山脈を中心にアウトドア・アドベンチャーやエコ・ツーリズム産業が拡大しつつある。教育制度はブリティッシュ・コロンビア州教育省が管轄しており、そのサイトは以下からアクセスできる。

http://www.gov.bc.ca/bvprd/bc/channel.do?action=ministry&channelID=-8382&navId=NAV_ID_province

2.1 ブリティッシュ・コロンビア州教育制度の役割と構造

ブリティッシュ・コロンビア州では、教育相が幼稚園から 12 年生までの教育制度の実施の総合責任を担い、教育省の方向性を統轄・指示する。教育省は次の分野で教育政策決定の役割を果たしている — 生徒ができるようになるべき技能目標に基づく教育基準の決定、生徒学力の監視とその結果の一般に対する報告、他校や地域社会との協力を通じた生徒成績および学校実績の向上、教育予算の分配、教育制度全体の統轄⁵⁸。教育省はまた、早期学習、読み書き、図書館管理⁵⁹の責任を担い、教育委員会の設立も行う。教育委員会は、特殊教育サービスやプログラムを生徒全員に提供する責任を担う。

⁵⁶ Education: Achievement Tests, http://www.education.gov.ab.ca/k_12/testing/achievement/default.asp. 2006 年 3 月 23 日。

⁵⁷ Education: Guide to Education 2005-2006, <http://www.education.gov.ab.ca/educationguide/guide.asp?id=061005>. 2006 年 3 月 23 日閲覧。

⁵⁸ Ministry, School Board and School Policy Roles, <http://www.bced.gov.bc.ca/policy/primer/roles.htm>. 2006 年 1 月 24 日閲覧。

⁵⁹ Message from the Minister and Accountability Statement, <http://www.bcbudget.gov.bc.ca/sp/educ/>. 2006 年 1 月 24 日閲覧。

2.2 ブリティッシュ・コロンビア州カリキュラムの構造

ブリティッシュ・コロンビア州カリキュラムの基盤となっているのは、幼稚園から 12 年生までの「教育計画」である。1994 年に公表された、幼稚園から 12 年生を対象とした教育計画には、同州教育制度の質向上を目的とした数々の大幅なプログラム・政策変更が明示されている。幼稚園から 12 年生を対象にした教育プログラムの目的は、すべての生徒が個々のニーズに合った十分な教育を修得し学業を修了することにある。州カリキュラムには、規定の学習成果として示された学習内容の基準が含まれる。これらの規定学習成果は、13 年間の学校教育を通じて生徒が習得すべき知識技能を表している。規定学習成果はまた、生徒の発達段階を反映しており、成績評価の基盤となる。初等教育初期では、規定学習成果は幼稚園から 1 年生、および 2 年生から 3 年生の 2 群に分けられている。4 年生から 12 年生では、規定学習成果は学年ごと、あるいはコースごとに規定される。

生徒は教師や保護者の支援を受けつつ、9 年生までに正式な学習計画を立て、コース選択が行えるようになることが望まれる。生徒は中等後教育機関への入学要件を満たすための対策コース、あるいは就職への移行に備えたコースのいずれかを選択する⁶⁰。

卒業年には、中等後教育機関への進学準備あるいは就職準備を中心に指導が行われる。生徒はコースが専門化するにつれ、さらに知識を広げ、国語、社会、科学、数学、技術、美術、応用力などの分野で技能を磨いていく。また、個人目標やキャリア目標の達成に向かってコースを選択すると同時に、高度な技能を身につけ、自分の学習に対し責任感をもつようになる。

5 年生から 8 年生は、免除されない限り、必須カリキュラムの一環として第 2 言語の学習が必要である。履修可能な言語は教育委員会が決定する。教育委員会が他の言語を指定しない場合は、自動的にフランス語が選ばれる。教育委員会は、地域社会の需要や在籍生徒、カリキュラムと教材の有無に基づいて第 2 言語の選択を行う。また、可能な限り、先住民コミュニティの意見を広範に聞き、学校で履修できる言語を決定する⁶¹。

2.3 ブリティッシュ・コロンビア州カリキュラムの基準

ブリティッシュ・コロンビア州ではカリキュラムの構造において、社会責任と市民意識の発達、ならびに児童の社会的、情緒的、知的、身体的発達の理解が強調されている。カリキュラムでは、情緒的発達および社会的発達は、学業到達や知的能力、運動能力と同様、重要であると考えられている。

ブリティッシュ・コロンビア州の幼稚園から 12 年生までのカリキュラムにおける学習基準は、規定学習成果により決定される。規定学習成果は、生徒が、それぞれの学年で、あるいはコース終了時に習得しているべき知識や達成しているべき項目を明記している。

⁶⁰ The Kindergarten to Grade 12 Education Plan (2000 年改訂版)、3~4 ページ
http://www.bced.gov.bc.ca/resourcedocs/k12educationplan/k12edplan_revised_sept2000.pdf. 2006 年 1 月 24 日閲覧。

⁶¹ Curriculum Subject Areas, <http://www.bced.gov.bc.ca/irp/irp.htm>. 2004 年 1 月 24 日閲覧。

学校には、カリキュラムや教材、評価法の提案を記した IRP (Integrated Resource Package) の規定学習成果がすべて確実に満たされるよう尽力する責任があると同時に、規定学習成果の最も有効な実行方法を決定する柔軟性も有する。規定学習成果に対する到達度は生徒によって当然ながら差がある。規定学習成果の評価、報告、生徒の進退決定は、州の政策をもとに、専門家の判断と教師の経験により行われる。

2.4 ブリティッシュ・コロンビア州における試験および評価

教育省は、さまざまな情報源から情報を収集し、ブリティッシュ・コロンビア州の生徒の知識や技能到達度、州カリキュラム規定学習成果の理解度を判断する目的で、学力判定試験プログラムを管理・運営している。同州の生徒は、基礎学力判定テスト(FSA)、州学力判定試験、全国および国際的学力判定試験、10年生～12年生向け州学力試験の4種の試験を受ける。

基礎学力判定テスト(FSA)は毎年、ブリティッシュ・コロンビア州の4年生と7年生を対象として行われる。同テストでは生徒の読解力、書き能力、計算能力を判定する。また、州学力判定試験は、4年生と7年生を対象に資料収集を目的として行われる。この州学力判定試験は、FSAでは対象となっていなかった教科や複数のカリキュラムにまたがる分野も判定する。10年生、11年生、12年生の州学力試験は、12年生を修了するブリティッシュ・コロンビア州の生徒の成績証明に使用される⁶²。

同州ではまた、成績の正式通知と非公式通知を必須としている。つまり書面による3度の正式な成績通知表と、2度の非公式な通知である。書面による正式な成績通知は教育相あるいは教育委員会に承認を受けた用紙を用い、法律および指針で規定された各学年・プログラムの要件に沿った内容である必要がある。正式な成績通知表のうち1つは、学年末に作成されなければならない。正式な通知表には生徒の進捗が明記される。これは永久保存版の生徒記録(Permanent Student Record)として保存される。また、各学年に2度、非公式通知を保護者に対して行わなければならない。保護者との(生徒の成績に関する)非公式な通知方法は、各学校で決定する。

生徒が州基準を満たさなかった場合、いくつかの選択肢がある。まず、未提出の課題を完了したり、単元やトピックを再受講したり、夏期講習で成績を改善するなどして、規定学習成果を得たことの証明を試みることができる。また、コースを一から再受講したり、試験を受け直すという選択肢もある⁶³。

教育プログラム修了レベルを滞りなく完了すると、ブリティッシュ・コロンビア州カリキュラムの「ドッグウッド卒業証書(Dogwood Diploma)」が授与され、修了が認定される。

⁶² Provincial Student Assessment Program, <http://www.bced.gov.bc.ca/assessment/welcome.htm>. 2006年1月24日閲覧。

⁶³ Grade 10-12 Provincial Exams Frequently Asked Questions, <http://www.bced.gov.bc.ca/exams/grade10examfaqs.pdf>. 2006年2月20日閲覧。

2.5 ブリティッシュ・コロンビア州教育の基本的実施構造

教師は、クラスでの評価をもとに、さらに注目とサポートが必要な学習分野を特定することができる。生徒はクラスでの評価をもとに、自身の学習目標を立て、改善したい学習分野を特定し、改善方法を検討することができる⁶⁴。

ブリティッシュ・コロンビアの教師は、教師としての観察眼、生徒の自己評価、日々の実践課題、小テスト、生徒の作業例、筆記試験、全体的(ホリスティック)な評価尺度、プロジェクト、口頭および書面によるレポート、発表やポートフォリオ評価の再検討などをもとに成績評価を行う。さまざまな判定活動を通じて収集した情報をもとに、教師は生徒の成績を決定する。専門家としてのノウハウや、学習に対する知識、生徒との経験をもとに、特定の基準を用いて、学習成果に照らした生徒の成績を判断する⁶⁵。

また、教師は慎重を期する問題の対処法について教育省から助言を受ける。ブリティッシュ・コロンビアの州政府は、先住民の歴史にまつわる問題など論議の対象となる歴史的問題が数多く存在することを認識している。教師は、論議の的となりやすい議題について指導を行う際、授業前、授業中を通じて自らを省み、その議題に関する自身の偏見を見つめ直すことが要求されている。

3 マニトバ州

マニトバ州はカナダ中央部に位置し、大草原地帯にあるカナダ 3 州のうちの 1 つである。その規模はカナダ 5 番目、人口は 117 万 8,348 人で、最大の都市は州都ウィニペグである。同州には、比較的多数のメティス(英/仏人と先住民の混血)や先住民が住んでいる。州南部は、牧場や油料種子栽培、小麦栽培などの広大な農耕地である。マニトバ州はカナダ全土にある農耕地のおよそ 11%を有する。鉱物、金属、水力発電も州経済に重要な役割を果たしている。教育制度はマニトバ州教育省(Manitoba Education, Citizenship and Youth, MECY)が管轄しており、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.edu.gov.mb.ca/ks4/>

3.1 マニトバ州教育制度の役割と構造

マニトバ州では、幼稚園からシニア 4 年生(12 年生)までの教育の実施責任はマニトバ州教育省(MECY)にある。同省の最高責任者は、青少年の教育に関するすべての問題について方向性を決定する教育相である。同省は州の学校や学区、パートナーと協力し、マニトバ州の青少年に対する質の高い教育の提供に努めている。また、教育上の優先事項の決定、教育および教育費調達に関する公的機関や民間企業との会議への参加、州内の公立および私立校への予算均等配分、市民・青少年を対象としたイニシアティブの実施などを含む数々の重要事項に責任を負う。

同省のイニシアティブの 1 つに、マニトバ州青少年のキャリア開発関連問題への取り組みがある。同省は、マニトバ州青少年の学習成績向上と、教育制度に関与している

⁶⁴ Classroom Assessment, . 2006 年 1 月 24 日閲覧。

⁶⁵ Reporting Student Progress: Policy and Practice,

http://www.bced.gov.bc.ca/reportcards/reporting_student_progress.pdf. 2004年1月24日閲覧。

個人や団体の役割および責任の決定に注力している。また、連邦政府や地方自治体との折衝を含む、教育関連諸事項についてマニトバ州を代表する。

マニトバ州の教育は、州の「公立学校法」で定められる。学校法の条項には、教育委員会や校長、教師、保護者、生徒の権利と義務が概説されている。

マニトバ州には 38 の公立学校教育委員会がある。教育委員会は、幼稚園からシニア 4 年生までを対象とした州教育制度の管理・運営責任を担う。各学区または学区域で住民により選出された地域社会の代表が、各教育委員会の理事を務める。教育委員会には、州内の学校が個々の地域社会の要望に応える多種多様なプログラムやサービスを提供する責任がある。

マニトバ州教育委員会の具体的な役割と責任は、公立学校法で明確に定義されている。教育委員会の責任は、州内の学校における 6 歳から 21 歳の生徒に対する十分な設備・施設の提供、州内の学校数の決定、学区・学区域内における教育予算使用方法に関する指示、身体障害やその他障害のある生徒に対する通学手段の提供などである⁶⁶。

3.2 マニトバ州カリキュラムの構造

マニトバ州では、青少年を対象に、13 年間(幼稚園から 12 年生まで)の教育を実施している。これは、早期(幼稚園から 4 年生)、ミドル期(5 年生から 8 年生)、シニア期(9 年生から 12 年生)の 3 つのカテゴリーに分けられる。幼稚園は義務教育ではない。

幼稚園から 8 年生までは、4 つの公認教育プログラム(英語、フランス語イマージョンなど)のいずれにおいても、芸術(音楽・美術)、国語(英語)、算数、保健体育、科学、社会などの義務教育教科の指導を行う。フランス語プログラムとフランス語イマージョン・プログラムは例外で、生徒は上記の教科に加え、フランス語コースを取る必要がある。これら必修コースすべてを修了する過程において、早期およびミドル期の生徒は、州が定めた 4 つの基礎技能分野においてその知識を証明しなければならない。それらは、読み書き・コミュニケーション、問題解決、人間関係、テクノロジーの 4 分野である⁶⁷。

中等教育(シニア期)へ進むと、生徒は数々の必修コースと選択コースを修了する必要がある。必修コースには、国語(英語、または生徒がフランス語イマージョン・プログラムに在籍する場合はフランス語)、数学、保健体育、科学、社会などがある。

マニトバ州カリキュラムの選択コースの目的は、生徒がそれぞれの関心分野や、中等後教育機関への進学あるいは就職に役立つ教科を広く深く学習することの奨励である。中等教育では、芸術(演劇、音楽、ダンス、美術、映画・ビデオ)、言語(フランス語、スペイン語、ドイツ語、日本語、先住民語クリー語)、テクノロジー(工業技術、家政学、ビジネス・マーケティング、職業・産業)、保健体育など各種選択コースを生徒に提供している。

⁶⁶ Manitoba Association of School Trustees, 2006.

⁶⁷ Manitoba Education, Citizenship and Youth, 2005.

卒業資格を得るために、4つの教育体系(英語、フランス語、フランス語イマージョン、テクノロジーのいずれかに在籍する生徒は全員、合計4年間の中等教育で28の履修コースを修了しなければならない⁶⁸。これら履修コースは通常、必修コースと選択コースがバランスよく混ざっている。

3.3 マニトバ州カリキュラムの基準

マニトバ州では、各種必修コースと選択コースを含む、学習意欲を向上する、バランスの取れたカリキュラムを実施している。州は、そのカリキュラムに、英語、フランス語、フランス語イマージョン、シニア期テクノロジー教育の4つの教育プログラムを認可している。

マニトバ州カリキュラムのもととなっている基本理念は、教養があり技能に長けた市民の育成である。同州教育省は、州内の生徒、特に学習が常に困難である生徒の学習成果向上に向け尽力している。また、教師が州カリキュラムの成功に重要な役割を果たし、教師自身が自らの技能を磨き向上する学習機会を得る必要性も理解している。同省は現行カリキュラムを通じて、高等学校や中等後教育機関同士、さらに実社会とのつながりを強化することもその目標としている。

マニトバ州教育省は卓越性、公平、開放、対応、選択および個人の責任、関連性、統合、説明責任といった方針をもとに、州全域でカリキュラムを実施している⁶⁹。

3.4 マニトバ州における試験および評価

マニトバ州教育省には、同省のイニシアティブを反映し、生徒の成績評価に関するサポートやアドバイスを行う責任がある。同省は州全域にわたり州の学力判定試験を管理・配布する。学力判定試験は州カリキュラムの学習対象分野で行う。生徒は学力判定試験受験が義務で、これにより同省は生徒の学力到達度を州レベルで適切に認定することが可能である。また、試験から入手したデータをもとに、州は幼稚園からシニア4年生までの現行教育制度の質を分析することも可能である。

英語、フランス語、フランス語イマージョンのいずれかに在籍する生徒は、州の学力判定試験と共通テストを受験しなければならない。共通テストの目的は、カリキュラムや学習、指導、評価など、生徒の学習体験の全要素を関連付けることにある。共通テストの結果をもとに、教室での指導方法や生徒の学習方法を改善し、学校教育の効果を高めることを目的としている。

学力判定試験や共通テストは、各学年、さまざまな教科において州レベルで実施される。たとえば、3年生は読みと計算の実力判定試験を受験しなければならない。各学期に、シニア4年生(12年生)は、国語(英語)、国語(フランス語プログラムおよびフランス語イマージョン・プログラムの生徒の場合はフランス語)、数学(微積分以前)の必須共通テストを受けなければならない。採点は各学校で行われ、試験結果は、生徒の最終成績の30%に換算される。

⁶⁸ Manitoba Education, Citizenship and Youth, 2006.

⁶⁹ Manitoba Education, Citizenship and Youth, 2005.

マニトバ州教育省では現在、教室における評価を反映した、ミドル期(5年生から8年生)の州学力判定試験システムを開発中である⁷⁰。

4 ニュー・ブランズウィック州

ニュー・ブランズウィック州は大西洋側に位置する4州の1つで、カナダで唯一公式にバイリンガル教育を謳っている州である。人口は75万8,000人、カナダで8番目の規模をもつ。州都はフレデリクトンであるが、最大都市は人口6万9,661人のセント・ジョンである。ニュー・ブランズウィックは鉛、亜鉛、銅、ビスマスのカナダ最大の生産地である。主要産業は林業と漁業(特にロブスター漁)である。教育はニュー・ブランズウィック州教育庁の管轄で、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.gnb.ca/0000/index-e.asp>

4.1 ニュー・ブランズウィック州教育制度の役割と構造

ニュー・ブランズウィック州では、学区管理のため、州の基準や政策内で運営する学区教育委員会を設置することを教育法により義務づけている。学校レベルでは、保護者による学校支援委員会がその責任範囲を拡張している。その責務には校長や教頭の実績評価に関するアドバイスや、教育法に沿った同委員会の責務関連の課題に関する学区教育委員会との協議などがある。

公立の初等中等教育費については州がその全額を賄っている。教育相には全体のカリキュラムを規定し教育目標と基準を設定する権限があるが、教育庁の各言語部門がそれぞれの言語カリキュラムと学力判定方法に対する責任を負う。教育相直属に2名の次官(フランス語系教育、英語系教育各1名)がいる⁷¹。

学校管理は、学区および学校管理・運営の方向性や優先事項の決定責任をもつ学区教育委員会(DEC)が行う。学区教育委員会は政策や計画の面で広範な責任を有し、学校の実績ならびに州基準への適合に関し地域社会に対する最終責任を負う立場にある。2001年7月1日現在、学区数は14(英語系9、フランス語系5)ある。以前は、18以内の学区が、人事、交通、財務、管理を共有するいくつかの管理ユニットにまとめられ学校制度が構成されていたが、現行の14の学区制度では学区それぞれが独立し教育長とスタッフをすべて備えている⁷²。

教育相ならびに教育庁職員は、学区教育委員ならびに教育長と年に最低2度の会議を行い、情報共有、懸案事項の特定と協議を行う。

⁷⁰ Manitoba Education, Citizenship and Youth, 2006

⁷¹ Education, <http://www.ctf.ca/FN2004/chap10.pdf>. 2006年3月29日閲覧。

⁷² District Education Council of New Brunswick: Working Together to Improve the Education of New Brunswick Children, <http://www.decnb.ca/>. 2006年3月29日閲覧。

4.2 ニュー・ブランズウィック州カリキュラムの構造

カリキュラムとサービスは英仏2つの言語部門から別々に提供される。英語制度では第2言語としてのフランス語教育を12年生まで行い、完全イマージョンが1年生あるいは6年生で始まる。フランス語制度では第2言語としての英語教育を実施する⁷³。

州の公立学校教育制度は、英語とフランス語の両方で学習する機会を生徒に与えている。州はこの二重制度により両公用語で完全なカリキュラムとサービスを実現している。ニュー・ブランズウィック州では1969年に両語を公用語と認め、1974年には2カ国語併用の必要性を認識、2つの独立平行教育制度を確立した。教育庁の各言語部門は、それぞれの言語のカリキュラムと学力判定方法の責任を負う。2001～2002年度には、幼稚園から12年生の在籍者数は12万2,792名であった(英語話者部門 8万5,689名、フランス語話者部門 3万7,103名)⁷⁴。

ニュー・ブランズウィックの教育制度において、フランス語は主要学科である。州が行うフランス語コースは幼稚園から12年生までの全生徒に対して必修であり、フランス語による指導は13歳までに約1,300時間、16歳までにさらに約500時間受講する。中等教育では、フランス語を母語とする生徒は、卒業要件としてフランス語6単位を取得しなければならない。フランス語コースでは、フランス語技能の養成に焦点を当て、マルチメディアを駆使したコミュニケーション・アプローチを採用し、表現、情報、分析、批評、遊びなど、さまざまな言語体験を通じた上級言語能力の習得を目指している。フランス語カリキュラムの基礎的要素はコミュニケーションと言語構造の知識である⁷⁵。

4.3 ニュー・ブランズウィック州における試験と評価

現在、学力判定試験が毎年3年生から5年生を対象に算数、科学、国語の教科で行われている。中学校(ミドルスクール)では、ミドルレベル英語能力試験が8年生のはじめに行われる。この試験に合格していることが、ニュー・ブランズウィック州の高等学校卒業要件である。生徒は、高等学校卒業までの間に、この基礎言語能力の要件を満たすための数々の機会を与えられる。また1993年以来、教育庁は11年生を対象とした州の英語試験を実施している。この結果は生徒の最終成績の30%に換算される。1991年以来、州の中等教育試験が最終年に生徒全員に実施され、その結果は12年生のフランス語を含む7つの必修教科において、生徒の最終成績の40%に換算される⁷⁶。

経済協力開発機構(OECD)実施の国際的な学力判定試験(PISA)などカナダ全国共通の学力判定試験プログラムに加え、ニュー・ブランズウィック州では初歩的なフランス語の学力判定試験プログラムも実施している。この試験は毎年9月、4年生から8年生の全生徒を対象に行われる。結果は10月中旬に学校に報告される。これは生徒のその

⁷³ Education, . 2006年3月29日閲覧。

⁷⁴ New Brunswick(英語)

<http://www.cmec.ca/saip/scribe3/public/06ResultsEast.en.pdf#search=new%20brunswick%20curriculum%20structure>. 2006年3月29日閲覧。

⁷⁵ New Brunswick(フランス語)

<http://www.cmec.ca/saip/scribe3/public/06ResultsEast.en.pdf#search=new%20brunswick%20curriculum%20structure>. 2006年3月29日閲覧。

⁷⁶ English Language Proficiency Assessment: Provincial Specifications and Policy Document, September 2004.

<http://www.gnb.ca/0000/publications/eval/ELPASpecs2005-2006.pdf>. 2006年3月29日閲覧。

時点での到達状況を示し、生徒の長所と要改善点の指標となり、その後の学習向上の戦略を立てるのに役立つ。各生徒の成績は、保護者と教師に対し詳細に報告される。生徒の学力判定試験結果は、学校での成績には何ら影響を与えない。

州レベルでは、12年生が中等教育最後の必修フランス語コースを終える際に、教育庁フランス語部門によるフランス語試験を実施する。この試験には作文と読解の2つの部分が含まれている。試験結果は生徒の最終成績の40%に換算され、試験日から5日以内に学校に報告される。詳細な統計報告が後日、学区ならびに中等教育全機関に提供される⁷⁷。

5 ニューファンドランド・ラブラドール州

ニューファンドランド・ラブラドール州は 1949 年になって連邦に最後に加盟した州である。カナダ大西洋岸に位置するニューファンドランド島と本土にあるラブラドール地方で州が構成される。人口は 53 万 3,800 人、カナダで 9 番目の州である。水力発電や漁業のほか、採鉱や石油・ガスの採掘が州の経済に重要な役割を果たしている。州都で最大の都市であるセント・ジョンズの人口は、9 万 9,182 人である。教育制度はニューファンドランド・ラブラドール州の教育省の管轄で、そのサイトは以下からアクセスできる。<http://www.ed.gov.nl.ca/edu/>

5.1 ニューファンドランド・ラブラドール州教育制度の役割と構造

ニューファンドランド・ラブラドール州では広大な面積に人口が散在しているため、教育プログラムやサービスの提供は困難を極める。州学校教育制度では、1972年以来、特に農村地域において在籍生徒数の減少が進み、プログラムを適切なレベルに維持することがますます困難となっている⁷⁸。地域ごとの4つの教育委員会(ラブラドール、西部、中央、東部)と、州全域を対象にしたフランス語話者の教育委員会が1つある。各地域の教育委員会は、総選挙で選出された15名の理事で構成される⁷⁹。

1997 年に制定された学校法により、校長、保護者、教師、地域社会代表者、さらに高等学校コースを提供している学校の生徒代表で構成される、学校審議会の設立が認められた。学校審議会は、学校教育プログラムの質と生徒の学力を向上する政策と慣行の開発・発展を目的とする⁸⁰。

5.2 ニューファンドランド・ラブラドール州カリキュラムの構造

ニューファンドランド・ラブラドール州では、小学校進学前の児童の幼稚園教育が義務である。1年生から6年生は州の小学校、7年生から9年生は州の中学校に在籍する。また、10年生から12年生は州の高等学校に通う。1日の指導時間は、幼稚園で最低2時間半、1年生から3年生が4時間、4年生から12年生は5時間である。学年度は通常、9月1日に始まり、翌年の6月20日に終了する。1学年度には合計190

⁷⁷ New Brunswick(フランス語)

<http://www.cmec.ca/saip/scribe3/public/06ResultsEast.en.pdf#search=new%20brunswick%20curriculum%20structure> e. 2006年3月29日閲覧。

⁷⁸ Newfoundland and Labrador, . 2006年3月29日閲覧。

⁷⁹ Education Fast Facts, . 2006年3月29日閲覧。

⁸⁰ Education: Kindergarten - Grade 12, <http://www.ed.gov.nl.ca/edu/k12/council.htm>. 2006年3月29日閲覧。

日あり、そのうち最低 182 日は規定の指導時間として使われる。通常 5 日はワークショップや教師の授業計画、3 日は法律で定められた祝祭日である。

幼稚園のカリキュラムは、そのプロセスや内容、成果のすべてが幼稚園プログラムの構築、ひいては認知、情緒、精神運動の分野における幼児の生育・発達に大きく貢献するという信条に基づいている。幼稚園児の発達段階に応じた適切な学習内容の計画において教師をサポートするために、幼稚園プログラムの成果は国語(英語)、算数、科学、社会/アントレプレナー教育(Enterprise Education)、芸術、保健、音楽、体育、宗教教育、テクノロジーに分類されている⁸¹。

小学校カリキュラムは、国語(英語)、算数、科学、社会、フランス語、音楽、芸術、体育、保健、宗教教育における基礎知識、技能、価値観を習得・育成するために設計されている。小学校では、生徒の(知能、社会、情緒、精神、身体面における)成長・発達に焦点を当て指導する。全体的な指導法として、児童にとって意味がある方法で学習ができるよう、予想や批判を交えた実体験を通して学ぶ活動探求型の方法を採用している⁸²。

ニューファンドランド・ラブラドール州では、7年生、8年生、9年生が州の中学校に在籍する。中学校教育の全般的な目標は、青少年の最善かつ完全なる発育である。12歳児から15歳児の関心とニーズに適切である教科として、国語(英語)、数学、科学、社会、音楽、工業技術、テクノロジー、芸術、体育、フランス語、保健、家政学、宗教教育の分野の概念、価値観、知識技能といった教科が選ばれている。中学校のカリキュラムでは、認識、情緒、精神運動の分野に重点を均等に置き、個人差も考慮に入れ、バランスを図っている。中学生の時期に、生徒はこれまでに習得したコミュニケーション能力や計算能力を統合し、意思決定能力やリーダーシップ能力、自立能力、責任能力などを発達させていく。中学校では、自立的思考能力を育てるために、問題解決や討論、グループ活動、計画などを主としたアプローチを採用している。学力判定試験や評価を継続的に実施し、各生徒の改善を必要とする分野を判断している⁸³。

ニューファンドランド・ラブラドール州では早期フランス語イマージョン(EFI)と後期フランス語イマージョン(LFI)という2つのフランス語イマージョン・プログラムを提供している。EFIは幼稚園からレベル III(11年生)までが対象で、プログラムを開始する幼稚園レベルではフランス語を媒介とした指導時間がほぼ100%である。3年生で国語(英語)、その後の学年で英語を媒介としたその他の教科の教育が始まり、フランス語による指導時間の割合は学校教育過程を通じて年々減少していく。一方、LFIは7年生からレベル III(11年生)が対象で、7年生と8年生におけるフランス語を媒介とした指導時間はおよそ75%である。その後の教育過程でフランス語による指導の割合は年々減少していく⁸⁴。

⁸¹ Programs and Courses Early Beginnings: A Kindergarten Curriculum Guide, Chapter 2: The Design of the Kindergarten Curriculum,

http://www.ed.gov.nl.ca/edu/sp/Kindergarten/all_documents/early_beginnings/CH2.pdf. 2006年3月29日閲覧。

⁸² Kindergarten – Grade 12: Program of Studies 2005-2006, <http://www.ed.gov.nl.ca/edu/sp/pos.htm>. 2006年3月29日閲覧。

⁸³ Program of Studies 2005-2006: Intermediate Program, <http://www.ed.gov.nl.ca/edu/sp/pos/Intermediate.pdf>. 2006年3月29日閲覧。

⁸⁴ Program of Studies 2005-2006: French Immersion, <http://www.ed.gov.nl.ca/edu/sp/pos/FrenchImmersion.pdf>. 2006年3月29日閲覧。

5.3 ニューファンドランド・ラブラドール州における試験と評価

ニューファンドランドでは、生徒がどの程度、特定の知識技能を習得しているかを測るために、(他の生徒との比較するための試験でなく)基準に基づいた試験を行う。また生徒は、経済協力開発機構(OECD)が実施しているPISA(Programme for International Students Assessment)も受験する。この試験は教育環境(教育制度)を異にするさまざまな15歳児の知識測定を行い、その比較を行うことを目的とした試験である。

教室では3種の評価方法(指導前、形成期、総括的)が使用されている。指導前評価においては、学習に臨む段階における各生徒の状況、つまり学習項目とその成果に対する各生徒の知識技能の程度について判断を試みる。形成期の評価は、指導・学習過程において行われる。総括的評価では、指導後に生徒がどの程度、規定学習成果を達成したかを評価する⁸⁵。

6. ノースウェスト準州

ノースウェスト準州はカナダに3つある準州の1つである。人口4万4,944人、カナダで11番目の州・準州であり、州都は人口1万6,541人のイエローナイフである。人口のおよそ半分がデネ族、インディアリット族、メティスである。同準州はダイヤモンドや金、天然ガスなど、豊富な天然資源の恩恵を受けている。ノースウェスト準州は、カナダで中等教育を21歳まで提供する教育制度をもつ、数少ない州の1つである。教育制度は、教育・文化・雇用庁(Department of Education, Culture and Employment、以下便宜上、教育省と称す)が管轄し、そのサイトは以下からアクセスできる。
<http://www.ece.gov.nt.ca/>

6.1 ノースウェスト準州教育制度の役割と構造

準州政府は、カナダの他州同様、教育実施の責任を担う。1996年に制定されたノースウェスト準州教育法のもと、同準州教育庁は2つの学区教育機関と8つの学区教育委員会に対して指針を提供し、カリキュラムの方向付けを行う。同庁は、準州生徒が有するユニークな文化・言語のニーズを満たすため、カリキュラムを方向付けし、指導要領を作成する。また、選出議員から教育相を任命する。教育相は教育関係者に指示し、指導・教育プログラムの基準を確立する。また、学区教育機関や学区教育委員会、教育庁次官に任務を割り当てる場合もある。

教育長の任務には、教職員や管理者の監督、教育プログラムの実施、教員、生徒、保護者、地域社会の年長者や地域社会のその他の住民の協力体制の促進などがある。また、地域団体や司法課、社会福祉課、厚生課、地域代表者と学区教育機関間の連絡窓口となったり、生徒評価が準州、学区、学区の基準と必ず合致しているようにするのも教育長の役割である。

⁸⁵ The Evaluation of Students in the Classroom: A Handbook and Policy Guide, <http://www.ed.gov.nl.ca/edu/dept/pdf/final.pdf>. 2006年3月29日閲覧。

教育長はまた各学校の校長を最高 5 年の任期で任命する。校長の任務には、学校目標や計画、政策の、生徒や保護者、学校関係者、地域社会年長者、その他住民との共同立案の促進、指示や指導の提供、プログラム開発・実施ならびに学校プログラムへの保護者や地域社会の参加手順の開発・実施、規律励行、教育相や保護者、地域社会による基準の奨励などがある。各学区の教育長と校長は文化に根付いた学校プログラムを教育プログラムの一環として提供する計画を立案する。

6.2 ノースウェスト準州カリキュラムの構造

教育庁が採用しているカリキュラムはカナダ北西部協定 (Western and Northern Canadian Protocol, WNCPP) やアルバータ州、サスカチュワン州がすでに確立したカリキュラムに基づいている。教育庁は WNCPP を調整することで北方の州が抱える懸念事項に対処している。教育庁がカリキュラムの指導を行っている教科は、保健、イヌイット文化、デネ族文化である。

初等教育では、生徒の知能、社会、情緒、精神、身体の発達を中心に取り組んでいる。中等教育における学習プロセスは地域社会によって異なり、生徒中心の学習、地域社会に基づいた学習、統合学習、プロセス重視学習、対話型学習、包括的学習のいずれかに重点が置かれている。

6.3 ノースウェスト準州特別プログラム

準州政府は連邦政府からの援助を受け、幼児教育プログラムや、妊婦管理・公衆衛生、健康増進、初歩的な読み書きプログラム、就学前幼児教育、家庭崩壊の危険性が高い家族の支援プログラムなどのサービスに投資している⁸⁶。これらプログラムは幼児の保育と学習に焦点を当てている。

6.4 ノースウェスト準州の文化教育

今日、ノースウェスト準州では、先住民、非先住民の、特に言語文化の多様性を認識し、それを教育制度に取り込んでいる。ノースウェスト準州の法律では、イヌクティット語、イヌイナクトゥン語、イヌヴィアルクトゥン語、ノース・スレイビー語、サウス・スレイビー語、ドグリブ (ティルチョ) 語、チペワイアン語、グウィッチン語、クリー語、英語、フランス語の11の言語を公用語として認めている。各言語の使用は、準州内の各地域、さらに学校制度により大きく異なる。

教育庁は、各地域社会に固有の文化的需要や優先事項が存在することを認め、それらに即したプログラムやサービスの決定を各地域社会に委ねている。ノースウェスト準州の2カ国語教育には、第1言語プログラムと、第2言語プログラム、公用語を1つあるいは複数使用したイマージョン・プログラムがある。

ノースウェスト準州カリキュラムはすべて、多種多様な文化の繁栄と活力に基づき、地域社会の価値観を反映するよう作成されている。カリキュラムには、文化的信条が組み

⁸⁶ Framework for Action: Early Childhood Development, <http://www.ece.gov.nt.ca/Publications/PDF%20Publications%20Files/Early%20Childhood/Framework%20for%20Action.pdf>. 2006年3月23日閲覧。

込まれ、年長者の助言を尊重することを奨励している。また、北方地域の例を多く使用し、文化的に適切な教材を使用している⁸⁷。

7 ノバ・スコシア州

ノバ・スコシア州はカナダ南東岸に位置し、大西洋沿岸で最も人口が多い州である。ノバ・スコシア州の経済は、地元の天然資源に支えられているが、経済基盤の拡大により観光業やテクノロジー、映画制作、音楽、その他の文化産業への依存も増している。同州は 1867 年のカナダ連邦誕生時に最初に加盟した 4 州の 1 つで、州都は人口 37 万人のハリファックスである。教育制度はノバ・スコシア州教育庁が管轄し、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.ednet.ns.ca/>

7.1 ノバ・スコシア州教育制度の役割と構造

ノバ・スコシア州の教育制度は、公立学校部門を含む 8 つの運営ユニットからなるノバ・スコシア州教育庁が管轄する。公立学校部門は、アフリカ系カナダ人サービス、英語プログラム・サービス、第 2 言語フランス語プログラム・サービス、学習資源・テクノロジー、ミクマク語サービス、地域教育、生徒サービス、試験・評価で構成される。教育庁は、すべての教育プログラムおよび英語の公立学校教育制度、試験・評価、教育テクノロジー、教育委員会のサービスの責任を担う。同庁の使命は、卓越した教育制度と、個人の目標達成や社会の生産性実現と繁栄に向けた教育を提供することである。同庁は、就学前幼児教育から中等後教育、成人教育にいたるまで多岐にわたる教育・研修制度の任務を遂行する。成人教育機関には、成人教育、研修、コミュニティ・カレッジ、私立キャリア専門学校、大学、人間開発を支援するさまざまな機関がある。同庁は、その他に公立図書館や青少年事務局の責任を負う⁸⁸。ノバ・スコシア州には、15 万 6,000 人を超える生徒の育成に務める 8 つの教育委員会がある⁸⁹。

教育委員会は、書面で請願書が提出された場合、公立学校の学校諮問審議会を設立できる。学校諮問審議会の役割は、教育委員会に提出する学校改善計画の立案、年次報告書の作成、質の高い教育を促進する学校政策立案に対する助言、カリキュラム・プログラムや学校の慣行、生徒の規律、資金集め、保護者と学校間のコミュニケーション、その他関連問題に関する学校校長や教職員への助言、カリキュラム・プログラムや生徒支援サービス、政策開発、資金繰り、コミュニケーション戦略、その他関連問題に関する教育委員会への助言である⁹⁰。

⁸⁷ Language and Culture,

http://www.ece.gov.nt.ca/Divisions/kindergarten_g12/curriculum/Elementary%20and%20Junior%20Secondary%20School%20Handbook/Elementary%20and%20Junior%20Secondary%20School%20Handbook%20Parts/4%20Language%20and%20Culture%200405.pdf. 2006 年 3 月 23 日閲覧。

⁸⁸ Department of Education Business Plan 2004-05, <http://www.ednet.ns.ca/pdfdocs/businessplan/bp2004-05.pdf>. 2006 年 2 月 23 日閲覧。

⁸⁹ Chignecto – Central Regional School Board, By-Laws, <http://ccrsb.ednet.ns.ca/board/boardbylaws.pdf>. 2006 年 3 月 9 日閲覧。

⁹⁰ Education Act of 1995-1996, <http://www.gov.ns.ca/legislature/legc/statutes/eductn.htm>. 2006 年 3 月 9 日閲覧。

7.2 ノバ・スコシア州カリキュラムの構造

ノバ・スコシア州カリキュラムでは初等教育で国語、算数、美術、保健、体育、音楽、科学、社会に焦点を当て指導する。アカディア地方およびフランコフォン(フランス語圏)の学校では、3年生から英語が必修教科として始まる。英語圏の学校では4年生からフランス語が必須主要教科として始まる。教育委員会は、第2公用語のイマージョン・プログラム提供を希望する場合、教育庁と協議の後、承認申請が可能である。また、コース提供が可能な場合、ゲール語やミクマウ語を第2言語として3年生から指導することも可能である。

各教育委員会は、7年生から9年生に対する英語、フランス語、保健/個人発達・人間関係、科学、数学、社会、体育、家庭科、芸術教育の指導を義務づけられている。中等教育では各学校で生徒のニーズに応じた自主学習計画を用意する。カウンセラーや教員は、各生徒が中等後教育機関への進学や就職に必要な要件をすべて満たし、個人の関心を見いだし多彩な能力を伸ばすようなコースを選択できるよう協力する。各種中等後教育機関への進学対策として、11年生と12年生のプログラムでは段階的に専門的な内容になるコースも用意している⁹¹。

7.3 ノバ・スコシア州カリキュラムの基準

ノバ・スコシア州の教育目標は、カナダ大西洋岸学校修了主要学習の枠組み(Atlantic Canada Framework for Essential Graduation Learnings in Schools)に基づいている。この枠組みでは、大西洋岸4州共通のコア・カリキュラム開発の論拠とプロセスが述べられている。各地域でカリキュラム開発に協働し、ひいては大西洋岸4州の主要教科の調和を図る。カリキュラム成果の描写においては、学習の各主要段階で生徒が明示すべき達成事項を明記している。大西洋岸4州では、「基準(Standards)」という用語が生徒のさまざまな到達段階の説明に用いられる。教師は、生徒個人のカリキュラム成果の到達度を基準と照らし合わせて評価する。これは、教室でのすべての評価に基準を直接に参照する必要があるとか、教師が1つだけの判定方法を用いるという意味ではない⁹²。

ノバ・スコシアは現在、大西洋岸4州の英語カリキュラムの読み能力分野を中心に支援を実施しており、1年生から6年生を対象に「アクティブ・ヤング・リーダーズ(積極的に本読みする子ども)」というイニシアティブを導入している。「ライターズ・イン・アクション(執筆活動中の作家)」という同様のイニシアティブも書き能力や言語構造、カリキュラムの言語使用面を支援するため、4年生から6年生にかけて導入される予定である。ノバ・スコシア州学力判定プログラム(Program of Learning Assessment for Nova Scotia, PLANS)には、6年生と9年生が対象の学力判定試験と12年生が対象のノバ・スコシア州試験(NSE)の開発が含まれる。国語の学力判定試験には書き能力分野が含まれる。試験は毎年、1月と6月に実施され、生徒のコース最終成績の30%に換算される。

教育庁は、通信教育や公立学校教育制度のプログラムやコース、サービス、関連政策、リソースなどの設計ならびに開発、実施、評価の調整に関与している。これには、英

⁹¹ Public School Program, 2003-2004, http://www.ednet.ns.ca/pdfdocs/psp/psp_03_04_full.pdf. 2006年3月30日閲覧。

⁹² The Atlantic Canada Framework for Essential Graduation Learnings in Schools, http://www.ednet.ns.ca/pdfdocs/essential_grad_learnings/essential_grad_learnings.pdf. 2006年2月23日閲覧。

語・フランス語の第1言語・第2言語プログラム、州レベル、全国レベル、国際レベルでの生徒の到達度の判定試験、特殊教育、総合的な指導およびカウンセリング、多文化教育、ミクマク族やアフリカ系ノバ・スコシア州民の学力達成支援サービス、印刷物や技術的な教材の評価ならびに支給、実施者や教師の専門性開発、教育問題および運営問題に関する教育委員会へのアドバイス提供などがある⁹³。

7.4 ノバ・スコシア州における試験および評価

PLANS(ノバ・スコシア州学力判定プログラム)は評価サービス部門により実施される。PLANSには州レベル、全国レベル、国際レベルの学力判定試験がある。州レベルの試験は、小学校、中学校、高等学校で実施される。高等学校においては、州レベルの試験が12年生を対象にNSE(ノバ・スコシア州試験)として実施される。評価サービス部門は、ノバ・スコシア州の英語話者およびアカディアン/フランス語母語生徒を対象に試験を開発、実施、採点し、その結果報告を行う。PLANSには、5年生の算数、6年生の読み書き能力、8年生の数学、9年生の国語、12年生の化学(英語・フランス語)、英語、コミュニケーション、数学、高等数学、物理学で州レベルの試験がある。PLANSにはまた、13歳および16歳の生徒を対象に数学、読み、書き、科学の試験を行う全国レベルの学力指標プログラム(SAIP)がある。国際レベルのPISA(Programme for International Student Assessment)を15歳の生徒を対象として実施し、数学、読解、科学の学力判定試験を行う⁹⁴。

8 ヌナブト準州

ヌナブト準州は、カナダで最大面積を有する最も新しい準州である。1999年4月1日に、ヌナブト法とヌナブト協定により、ノースウェスト準州から分離した。ヌナブト準州の誕生は、1949年にニューファンドランド(ラブラドルを含む)州がカナダ連邦に加盟して以来初めての、州/準州境界の大変革であった。ヌナブト準州の州都は、東部のバフィン島にあるイカルイット(旧フロビシャー・ベイ)で、人口は5,236人である。ヌナブト準州の人口は2万9,300人で、先住民であるイヌイットがその85%を占める。ヌナブト準州の教育制度はヌナブト準州教育庁が管轄しており、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.gov.nu.ca/education/eng/>

8.1 ヌナブト準州教育制度の役割と構造

ヌナブト準州では、学校教育制度は教育庁の直接の管轄下にあり、Qikiqtani(キキクタニ)、Kivalliq(キバルリク)、Kitimeot(キティメオト)の3つの地域に分けて学校運営をしている。教育庁はヌナブト準州の学校の学力判定試験や評価、報告の指針の開発に対する総合責任を担う。同準州では、人口の過半数が20歳未満であるため、教育制度の開発とその資金調達の課題を抱えている。地域学校運営機関(RSO)がヌナブト準州の学校における学力判定試験の実施・監督の総合責任を担う。RSOは、学区教育委員(DEA)ならびに地元の学校と協力し、学力判定試験や評価、報告の政策立案を行う⁹⁵。

⁹³ Department of Education Business Plan 2004-05, <http://www.ednet.ns.ca/pdfdocs/businessplan/bp2004-05.pdf>. 2006年3月9日閲覧。

⁹⁴ About "Plans", . 2006年3月29日閲覧。

⁹⁵ Education, . 2006年3月23日閲覧。

学区教育委員 (DEA) は、地域社会で選任された教育チームの一員として、学校管理者や生徒、保護者、RSO と協力し、教師が能力を発揮し、生徒が優秀な成績を達成できる環境作りの責任を担う。

8.2 ヌナブト州カリキュラムの構造

各地域社会の DEA は教育法の定める範囲内で全生徒に対する指導日数を決定する。正確な日数は、現在法制化されている 195 日とは異なる場合がある。教師は (年間) 195 日勤務し、そのうちの 5 日は教師としての専門知識を開発する日として利用する。

始業日と終業日は各学校で異なる。同準州は広大で、地理的な位置や経度により昼夜の長さが異なるため、学年歴は柔軟に決定される。各地域社会では教育相により定められた規定内で学年歴を選択する権利がある。

ヌナブト準州では、アルバータ州やカナダ北西部協定 (WNCP) の指導要領を基に作られたノースウェスト準州カリキュラムに類似したプログラムを行ってきたが、現在独自の新しいプログラムやカリキュラムを開発中である。

最近のヌナブト準州の学校では、伝統的な食べ物の調理方法を指導しており、屠殺したばかりのカリブーの捌き方など役立つ技術を生徒は習得する。カリブーはヌナブト準州の大半の地域に多数生息し、その肉はたいていの家庭で一般に食される。生徒はまた、カリブーの革の利用方法 (手袋やブーツ、衣服用に縫製するなど) も学ぶ。さらに、長い北極の冬にカリブーやアザラシ、その他の野生動物の猟に行く際に使用するソリの作り方までも指導する。イヌイット・カオイマヤトカンギト地域における教育は、イヌイットがその子どもたちに求める価値観や信条、考え方、期待に焦点を当てて行われる。その意味合いにおいて基礎をなすのは、将来に向けた学習や学習の継続、常に向上を図る精神である。

ヌナブト準州の教育目標は、イヌクティウト語またはイヌイナクトゥン語と英語のバイリンガル社会を形成することである。2つの言語と文化を広く体験することにより、子どもは精神的な柔軟性や豊かな概念形成、多岐にわたる豊富な知能など多くの利益を享受できることが研究で明らかになっている。

イヌイットの価値観では、分かち合いの精神と、子どもや年配者、自分の身の回りのことが十分にできない人たちへの配慮に重きが置かれる。同様に、過去20年間、包括的学校教育が文化に適した教育哲学として推進されてきた。同時に、イヌイット民族にとって要となる指導法や学習法として年長者が明言してきたことの多くが、グループの相互依存や成長、成功、大切さを重視し、共同・協力のプロセスを重んじた指導法に関する研究において証拠をもって裏付けられている。勝利のみを目的とする競争は不適切であり、グループに対する自身の責任感を弱めるものである⁹⁶。

⁹⁶ Nunavut Early Childhood Development Update Report 2003/2004, http://www.gov.nu.ca/education/eng/pubdoc/ECD_UpRep_0304.pdf. 2006年3月23日閲覧。

8.3 ヌナブト州の幼児教育

2003年3月、連邦政府、各州・準州政府の社会福祉担当省庁の大臣が協議を行い、州・準州が規定する、費用面でも実現可能な質の高い幼児教育・保育プログラムやサービスへのアクセス向上を目指した枠組みで協定を締結した。この協定の目的は、保育機関および就学前幼児教育機関の数や定員を増やし、低所得家庭の負担を軽減し、保育・就学前教育サービスの質を向上することにある。ヌナブト準州は、この協定に署名し、保育制度の質と利用性の改善に尽力している⁹⁷。

ヌナブト準州教育庁は、準州における生活と教育の質向上を目指したプログラムをいくつか実施している。その 1 つに、健康優良児イニシアティブ (Healthy Children Initiative, HCI) やコミュニティ・アクセス・プログラム (Community Access Program) がある。HCI のねらいは「健康な親のもとに生まれ、福祉精神の進んだ地域社会で助け合いながら強くたくましく生育する健康優良児」を育てることである。HCI は、青少年や親、家族、地域社会が力強いネットワークを形成し、健康な乳児を健康な児童へと共に育て上げていくというホリスティックなアプローチを強調している。地域社会のイニシアティブにより、0 歳から 6 歳の乳幼児とその家庭を対象とした幼児期早期介入プログラムおよびサービスの強化や開発に資金が提供される。また、児童支援サービスにより、集中支援や特定の支援を必要とする児童には個人レベルで資金が提供される。

コミュニティ・アクセス・プログラム (CAP) はカナダ産業省が開発したイニシアティブで、インターネットへのアクセスを手頃な料金で一般に提供したり、インターネットを効率的に利用するために必要な技術を提供することを目的としている。このサービスは学校やコミュニティ・センター、図書館で利用できる。カナダ産業省や州・準州のパートナーから支援を受け、カナダ全域にわたり、コミュニティ・アクセス・サイトと呼ばれる施設が図書館や学校、コミュニティ・センターに設置されている。2001 年 3 月 31 日以来、8,800 もの施設が設置または承認され、さらに多くの施設が毎月追加されている。ヌナブト準州には 15 のコミュニティに 19 の CAP 施設がある⁹⁸。

9 オンタリオ州

オンタリオ州はカナダ 10 州のうち最も人口が多い州である。州都トロントは、人口 248 万 1,494 人、カナダ最大の都市である。カナダの首都、オタワもオンタリオ州にある。2005 年 7 月 1 日現在、オンタリオ州の人口は 1,254 万 1,410 人で、カナダ全人口の 37.9% を占める。また、同州はカナダで最も産業化が進んだ地域である。トロントはカナダの金融機関や銀行業の中心地である。オンタリオ州の教育制度はオンタリオ州教育省が管轄しており、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.edu.gov.on.ca/>

⁹⁷ Nunavut Department of Education: Early Childhood Program, <http://www.gov.nu.ca/education/eng/echild/index.htm>. 2006 年 3 月 23 日閲覧。

⁹⁸ Department of Education: Nunavut Community Access Program, <http://www.gov.nu.ca/education/eng/cap/index.htm>. 2006 年 3 月 23 日閲覧。

9.1 オンタリオ州教育制度の役割と構造

オンタリオ州では、教育制度は教育省の管轄である。教育省は、カリキュラムの決定、修了・卒業要件の設定、教育委員会への教育予算や学校維持費の提供の責任を担う⁹⁹。教育省は、学年度中に 1,700 人以上の人員(州立学校のパートタイム雇用者や職員を含む)を雇用している。同省は大きく 5 つの部門に分かれ、さまざまな局、審議会、委員会を監督する立場にある¹⁰⁰。

教育省が学校の一般的な政策を設定する一方、学校を運営するのは各地域で選任された教育委員会である。州内には 72 の教育委員会と 33 の学校局 (School Authority) があり、すべての州の学校を管理する。学校局は地理的に離れた複数の委員会からなる。31 の英語教育委員会、29 の英語カトリック系教育委員会、4 つのフランス語公立学校教育委員会、8 つのフランス語カトリック系教育委員会がある。

教育委員会には、その管轄下の学校が教育法やその規定を遵守していることを保証する責任がある。さらに教育委員会には、年間予算策定や地方税の使用、管轄内の学校数、規模、場所の決定、教師や学校運営員の雇用、地域社会や在学生徒のニーズに呼応したプログラムの提供、特殊教育プログラムの提供などの責任がある。教育委員会はまた、学用品や教材を生徒に支給するほか、通学手段も提供する場合がある¹⁰¹。

教育委員会にはまた、成人教育・研修の任務もある。一部の学区教育委員会では、成人向けの正式な昼間学校を運営したり、オンタリオ州の中等教育履修教科やその他の ESL/FSL プログラム、読み書き基礎能力プログラム、場合によっては教育助手や介護士、浄水技師訓練などの資格認定プログラムも用意している。各学区教育委員会による成人教育プログラムの規模は大幅に異なる。一部の学区教育委員会では、教室指導、自習、E ラーニングの 3 つを組み合わせた、従来とは異なるプログラムを提供している。大規模な学区教育委員会は、成人のみを対象にした成人教育センターを有する場合もある。その他の学区教育委員会は通常の高等学校に成人教室を設けている場合がある。また、地域社会内で施設を賃貸して成人プログラムを提供したり、地域社会の機関に教師を派遣して指導を行っている学区教育委員会もある。また、学区教育委員会によっては一般的な興味分野のプログラムを提供しており、原価回収式で行われている。つまり、一般的興味分野のプログラムは、たいていの場合、指導料と施設賃貸料を支払う必要があるため、有料で行われている。学区教育委員会は、教育省や、職業訓練、カレッジおよび大学省 (Ministry of Training, Colleges and Universities)、連邦政府が資金提供するプログラムを組み合わせ実施している場合もある。各教育委員会が提供する成人教育プログラムは、地域のニーズや学習者の要望、資金の有無などによって異なる¹⁰²。

⁹⁹ About the Ministry, <http://www.edu.gov.on.ca/eng/about/>. 2006 年 2 月 2 日閲覧。

¹⁰⁰ Role of the School Board, Grand Erie District School Board, <http://www.gedsb.on.ca/page.php?catId=1&pgId=2>. 2006 年 2 月 2 日閲覧。

¹⁰¹ Role of the School Board, Grand Erie District School Board, <http://www.gedsb.on.ca/page.php?catId=1&pgId=2>. 2006 年 2 月 2 日閲覧。

¹⁰² Ontario Learns – Strengthening Our Adult Education System, . 2006 年 2 月 20 日閲覧。

9.2 オンタリオ州カリキュラムの構造

教育省が州全体の教育基準を決定する。カリキュラム書類を通じて州全域の教師に要求事項を伝達する。教科ごとの事例モデルもあり、教師が生徒の提出課題を評価する際に注視すべき点が示されている。事例モデルには、生徒による実際の作業例と、特定の到達レベルであると判断した理由を説明した教師のコメントが示されている¹⁰³。

オンタリオ州には幼稚園の特別プログラムがあり、言語、算数、科学・テクノロジー、個人的・社会的発達、芸術の 5 つの分野における発達目標が含まれる。幼稚園以降、1年生から8年生までは芸術、フランス語(第2言語として)、保健体育、言語、算数、先住民語、科学・テクノロジーの教科ごとにカリキュラムが分けられる。1年生から6年生の社会と7年生と8年生の歴史および地理は追加のカリキュラムである¹⁰⁴。

中等教育に進むとカリキュラムはさらに多岐にわたる。中等教育では、生徒は芸術やフランス語など小学校での学習教科を継続して学習する機会をもつと同時に、ビジネス学、カナダ・世界学、古典や国際語、英語、ガイダンス・キャリア教育、先住民研究、科学、社会、テクノロジーなど多岐にわたり学習できるほか、学際研究も11年生あるいは12年生で始まる¹⁰⁵。

9年生、10年生では、学究コース、応用コース、オープンコースの3種のコースがある。学究コースでは理論的・概念的問題を中心に、応用コースでは実際の応用や具体例を中心に指導を行う。両コースとも、高学年での学習の準備段階であると同時に、生徒に対し高い要求を設定している。オープンコースはすべての中中等教育で実施され、特定の教科をさらに深く学習し全般的に実りある教育を実現することを目的とする。他のコース同様、オープンコースは単位ベースで、卒業要件を満たすために必要な30単位に算入できる¹⁰⁶。

11年生、12年生になると、生徒は「就職準備」、「大学/カレッジ準備」、「カレッジ準備」、「大学準備」の4つの対策コースから選択できる。就職準備コースは、生徒が高等学校卒業後すぐに就職、あるいは地域社会の徒弟プログラムやその他の研修・訓練プログラムに入籍するためのコースである。コースでは、就職技術や、教科学習内容の職場での実用法を中心に指導する。就職準備コースの多くが教育と実地訓練の連携制度を採用しており、これにより生徒は直接に職場を体験することができる。大学準備コースは大学入学審査に必要な知識や技能を身につけるためのものである。コースでは、教科の理論的観点を中心に指導し、関連する応用法も研究する¹⁰⁷。また11年生と12年生ではオープンコースも実施される。

¹⁰³ The Ontario Curriculum, <http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/>. 2006年2月2日閲覧。

¹⁰⁴ The Ontario Curriculum, Elementary, <http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/elementary/grades.html>. 2006年2月2日閲覧。

¹⁰⁵ The Ontario Curriculum, Secondary, <http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/secondary/grades.html>. 2006年2月2日閲覧。

¹⁰⁶ The Ontario Curriculum Grades 9 to 12, Program Planning and Assessment, Ministry of Education, 2000, 5ページ。 <http://www.edu.gov.on.ca/eng/curriculum/secondary/progplan912curr.pdf>. 2006年2月2日閲覧。

¹⁰⁷ Choosing Courses and Planning for the future, <http://www.edu.gov.on.ca/eng/document/brochure/stepup/choosing.html>. 2006年2月2日閲覧。

9.3 オンタリオ州における試験および評価

オンタリオ州では教育省が、学力判定基準を設けている。同省が教科ごとの実例モデルを通じて基準を設定し、教師はそれを参照しながら生徒評価を行う。同省は、教育の質および説明責任に関する事務局 (Education Quality and Accountability Office、EQAQO) と呼ばれる、オンタリオ州政府が確立した枠組み内で運営する独立機関も設置している。EQAQO の義務は、初等中等教育機関の評価と見直しを通じて、オンタリオ州における教育の責任説明を確固たるものとし、教育の質向上に寄与することである。EQAQO は初等中等教育機関を対象にした州の学力判定プログラムを開発・実施すると同時に、全国レベルおよび国際レベルの学力判定試験に対するオンタリオ州の参加も調整する。EQAQO は3年生と6年生全員を対象とした読み書きと算数の学力判定試験を行う。

毎年10月には、オンタリオ州中等教育読み書きテスト (Ontario Secondary School Literacy Test) を実施する。9年生の数学学力試験は、1学期にのみ数学を履修している生徒には1月、2学期および通年コースを履修している生徒には5月/6月に実施する¹⁰⁸。

10 プリンス・エドワード島州

プリンス・エドワード島は大西洋に面した州である。同州は、人口と面積においてはカナダ最小の州であるが、人口密度においては1平方キロに24.47人とカナダ全州で最も高い。人口は13万7,900人、州都で最大の都市は島の南岸中央部に位置するシャーロットタウンで、人口は3万2,245人である。州経済は季節産業である農業、観光業、漁業が中心である。同州の教育制度は教育庁が管轄しており、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.gov.pe.ca/educ/>

10.1 プリンス・エドワード島教育制度の役割と構造

プリンス・エドワード島では、教育制度を3つの地域に分けて管理・運営している。公立学校はすべて無宗派で、セパレートあるいは二重学校教育制度に対する法律は制定されていない。州内には4つの私立学校があるほか、連邦政府のインディアン保護省 (Department of Indian and Northern Affairs) が運営する学校も1校ある。

プリンス・エドワード島州政府は、1994年に学区を5つから現在の3つ (英語系2つとフランス語系1つ) に統合した。この3つの教育委員会では29人の理事が2万4,000人の生徒の育成に努めている。最近制定された消極的立法に基づき、各学校が学校諮問審議会を設立することも可能である。法律によりいくつか条件が定められているものの、審議会は、地域のさまざまな状況や従来の学校レベルでの管理経験に対応し、さまざまな形式で学校運営を行っている。

教育予算はすべて州の一般歳入から提供される。ただし一般歳入は州の固定資産税徴収からも拠出されている。資金は主として生徒数に基づき計算・分配される。

¹⁰⁸ About the EQAQO, <http://www.eqao.com/AboutEQAQO/AboutEQAQO.aspx?Lang=E>. 2006年2月2日閲覧。

10.2 プリンス・エドワード島州カリキュラムの構造

公立学校教育プログラムでは、英語(第1言語)、フランス語(第1言語)、フランス語イマージョン(早期継続、および後期)のカテゴリに分け、コースを提供している。中学校レベルおよび高等学校のカレッジ準備レベルにおける数学、科学、社会のコースの大半は、フランス語と英語の両方で指導を行っている。フランス語のみで開校しているコースも2、3ある。一般レベルおよび実用レベルの中等コースは、需要が低いためフランス語での指導は行っていない。

中学校は3年間のプログラムである。英語、数学、社会、科学、フランス語、保健体育は主要教科で、大抵の生徒が取得しなければならない。一方、芸術、音楽、家政学、工業技術が選択コースとして用意されている。高等学校でも、3年間の学習カリキュラムが実施されている。大西洋岸州教育基金(Atlantic Provinces Education Foundation)の後援で、カリキュラム基準が策定されている。

10.3 プリンス・エドワード島における試験と評価

試験は地域ごとに作成・採点する。州実施の共通テストはない。学力到達評価は、パーセント式かアルファベットのレターグレード式でつけ、報告する。州では生徒の記録を州レベルで登録保存しないため、学校が適切に記録を保存し複写を発行する必要がある¹⁰⁹。

生徒の学習到達度を判断する目的で、カリキュラム成果の達成情報が体系的に収集できるような評価方法を採用している。学力判定試験を作成する際には、生徒が習得した知識技能や学習態度を証明する機会を複数設けるため、教師はさまざまな手段を用いる。正式および普段の観察、作業例、事例記録、面談、教師作成およびその他の試験、ポートフォリオ、学習日記、質問、発表、生徒同士の評価および自己評価など、多種多様な判定法を用い、情報を収集する。生徒の学習報告は、カリキュラム成果の到達度を中心に行う。成績通知表は生徒個人の進捗を報告する1つの手段である。その他に面談や、メモ、電話などの手段を利用した報告もある。

11 ケベック州

ケベック州は人口759万8,100人、オンタリオに次いでカナダで2番目に人口が多い州である。公用語はフランス語で、カナダで唯一英語を公用語としない州である。州都はケベック市、最大都市は人口181万2,723人のモントリオールである。セントローレンス・リバー・バレーは肥沃な農耕地で乳製品や果物、野菜、フォアグラ、メープル・シロップなどの生産地である。モントリオールには、ジェット機製造のボンバルディア社やジェット・エンジンのプラット & ホイトニー社、フライト・シミュレータ製造のCAE、防衛関係請負業者のロッキード・マーチン・カナダ社など航空宇宙関連企業を含むハイテク産業がある。ケベック州の教育制度は教育・レクリエーション・スポーツ省(Ministère de l'Éducation, du Loisir et du Sport)が管轄し、そのサイトは以下からアクセスできる。
<http://www.meq.gouv.qc.ca/>

¹⁰⁹ Secondary Education in Canada: A Student Transfer Guide: Prince Edward Island, <http://www.cmec.ca/tguide/2004/pe.en.html#id2520402>, 2006年2月23日閲覧。

11.1 ケベック州教育制度の役割と構造

ケベックの学校には、より民主的で公正な社会の発展に寄与するよう生徒を育成する義務がある。学校は、生徒が社会に関する基礎知識や価値観を身につけ、市民として建設的な役割を果たすために必要なツールを習得することにより、社会における立場を確立できるよう努める責任がある。学校の使命は、指導、社会性教育、資格提供の3つがある¹¹⁰。

ケベックの学校教育は、3部構成の幼児教育で始まる。この3部とは、児童を学校に慣れ親しませるための通過儀礼としての役割、潜在能力を最大限に活用できるよう刺激を与えることによる全体的な児童の発育実現、その後の学校教育の準備および生涯を通じた継続学習を可能にする社会的・認知的土台作りである。このプログラムでは、4、5歳児の、自己認識や社会生活、コミュニケーションに関連した精神運動、情緒、社会、言語、認知かつ方法論的能力を発達させる。教師に助けられながら、児童は遊びの世界や生活体験から得られる学習状況に参加し、生徒として積極的に思考能力を活用しながら行動し始める。また、同プログラムにより、児童は複数のカリキュラムにまたがる一定の知能、方法論的能力、自己・社会的能力、コミュニケーション関連能力を発達させ始め、多岐にわたる学習分野において自身が興味をもつテーマを探求できるようになる¹¹¹。

正式な学校教育は6歳で始まり16歳までは義務教育であるが、大半の児童が選択制の全日制幼稚園に1年間通うほか、身体障害児や低所得家庭の児童は4歳から半日制の幼稚園に通うこともできる。ケベック州の中等教育は、他州の4年と異なり、5年間あり、それを2つのサイクルに分けている。サイクル1は3年間で、この時期に生徒は小学校で習得した知識を強化し、将来の進路について考え始める。3年目以降、一般カリキュラムに選択教科が追加され、生徒はさまざまな教科分野(科学や芸術など)に触れる機会をもつ。中等教育の5年目の終わりに生徒は中等教育修了証明書(SSD)を授与される。これによりカレッジへ進学することができるが、直接に総合大学進学にはいたらない。ケベック州のカレッジ教育は、CEGEPとして知られ、非常にユニークである。これには義務教育である初等中等教育と、大学教育の中間レベルとしての性質がある。CEGEPは約50の公立総合カレッジと職業教育カレッジで構成される。これらすべての機関で、2年間の大学入学前プログラムと3年間の技術プログラムがあり、修了すると、Diploma of College Studies(DCS、カレッジ教育修了証書)が授与されるほか、短期の技術プログラムでは、Attestation of College Studies(ACS、カレッジ教育証明)が授与される。大学入学にはDCSが必要である。大学入学前プログラムから大学、技術プログラムから就職へと進むが、一定の条件下では技術プログラムから大学へ進学することもできる。CEGEPの制度は個別の特別法により規定されている。教師や生徒、地域社会の代表者で構成される理事会が各機関を管理・運営する¹¹²。

¹¹⁰ Québec Education Program, http://www.meq.gouv.qc.ca/DGFJ/dp/programme_de_formation/primaire/educprg2001h.htm, 2006年2月9日閲覧。

¹¹¹ Chapter 4, Preschool Education, http://www.meq.gouv.qc.ca/DGFJ/dp/programme_de_formation/primaire/pdf/educprg2001/educprg2001-040.pdf, 2006年2月28日閲覧。

¹¹² Education in Québec: An overview. <http://www.meq.gouv.qc.ca/daic/pdf/educqceng.pdf>, 2006年2月9日閲覧。

ケベック州は各教育機関の自治権を拡大する方向で進みつつある。この取り組みにより運営委員会が新しく設立された。運営委員会は、協力体制のもと、生徒の学問成就を最終目標とする 20 名のメンバーで構成されている。運営委員会はその学校における教育や政策方向性に関連する課題の意思決定権を有する。運営委員会の各メンバーはある特定のグループを代表している(保護者、教職員、地域社会など)。学校では、同人数の保護者と教職員が運営委員となり投票権を有する。地域社会代表と生徒代表(サイクル 2 または中等教育の最終 2 学年に在籍する生徒)は運営委員会会議に出席できるが投票権はない。保護者の 1 人が学校運営委員会の委員長を務める¹¹³。

11.2 ケベック州カリキュラムの構造

ケベックの学校には、より民主的で公正な社会の発展に寄与するよう生徒を育成する義務がある。したがって教育制度には、生徒が一市民として建設的な役割を果たすために必要なツールを習得できるよう、社会に関する基礎知識と価値観を身につけさせるという大変重要な役割がある。ケベックの教育プログラムは、現代生活のさまざまな側面に対処する学習分野を幅広く提供している。そこに含まれるこのような多様な学習分野は、学校での学習内容と毎日の生活につながりを見い出させることと、人生におけるさまざまな状況への理解を深め具体的な状況下で取りうる措置を想像する機会を提供することを意図している。多様な学習分野により、生徒は異なった学習分野を関連づけ、自身の個人的、社会的、文化的環境を批判的に見ることができる。この多様な学習分野は、言語、数学、科学・テクノロジー、社会科学、芸術、個人発達の5つの教科に分かれた14の学習プログラムで構成される¹¹⁴。

ケベック州カリキュラムでは、フランス語能力を主要優先事項の 1 つとしている。これには、フランス語を話す能力だけでなく、書く能力も含んでいる。ケベック州教育・レクリエーション・スポーツ省(以下、教育省)は、言語構造に焦点を当てた教育を強調しており、文法や構文、分析、綴り、語彙を言語学習の基礎としている。言語教育は通常、中等教育のサイクル 2 で始まり、ケベック州全域の青少年をグローバル経済の需要に対応できるよう育成するための一手段と考えられている¹¹⁵。

11.3 ケベック州カリキュラムの基準

ケベック州教育プログラムの特徴は、本質的に、能力を基本としたアプローチを用い、学習のプロセスに重点を置くことにある。能力という考えは、将来、絶えず変化する環境に適応できるよう、複雑な技能を学校で習得しておくべきであるという考えを反映している。変化に順応し、新しい学習を体得するのに使用する柔軟な知的ツールの開拓という意味合いがある。能力を基本としたプログラムの目的は、生徒の習得した知識や技能が行動や思考に役立つツールとなるようにすることである。単独で適用が可能な「技術」とは異なり、「能力」はさまざまなリソースを活用し、非常に複雑な状況で使用できる¹¹⁶。

¹¹³ The Governing Boards: Looking back on the first year of operation. http://www.meq.gouv.qc.ca/publications/cons_etab/Governing.pdf. 2006年2月9日閲覧。

¹¹⁴ Québec Education Program, http://www.meq.gouv.qc.ca/DGFJ/dp/programme_de_formation/primaire/pdf/educprg2001/educprg2001-010.pdf. 2006年2月28日閲覧。

¹¹⁵ The Estates General on Education, 1995-1996: The State of Education in Québec. http://www.mels.gouv.qc.ca/ETAT-GEN/MENU/EXPOSE_A/chap3.htm#HEARD, 2006年2月9日閲覧。

¹¹⁶ Québec Education Program, http://www.meq.gouv.qc.ca/DGFJ/dp/programme_de_formation/primaire/educprg2001h.htm. 2006年2月9日閲覧。

11.4 ケベック州における試験および評価

2000年春、ケベック州教育省(MEQ)は、各初等中等教育機関に、成功に向けた計画(以下、成功計画)の立案・実施を要請した。以来、各学校で生徒の達成に関し明確で測定可能な目標を立て、目標達成の手段を設定した。また、成功計画の成果(量・質の両方において)の定期的な測定方法も特定した。

成功計画は学校生活の全側面を扱う包括的な計画である。成功計画の立案の責任を担う運営委員会は、同計画が各学校の現実に適合できるよう、自由裁量の余地を十分に設けている。したがって成功計画はそれぞれの学校コミュニティの特徴を反映している。

2001年2月、ケベック州教育省は初等・中等レベルにおける成功計画の実施状況を評価した。最初の評価結果はかなり良好であった。学校側の意欲的な参加と成功計画の質そのものに満足し、教育相は「成功計画は、今日までに取り組んだなかで最も大胆なイニシアティブの1つで、特に最大数の成功を推進するものである。」と述べた¹¹⁷。

12 サスカチュワン州

サスカチュワン州は人口99万2,995人、大草原地帯の州の1つである。人口の大半が州南部に集中している。最大都市は、都市圏人口が23万5,800人のサスカトゥーンで、州都レジャイナがそれに続く。サスカチュワン州の経済は農業との関連が深い。今日では多様化が進み、農業、林業、漁業、狩猟を併せても州GDPのわずか6.8%にしかならない。サスカチュワンはまた世界一重要なウラニウム生産地で、欧米諸国の大部分に供給している。州教育制度は教育庁(Department of Learning)の管轄で、そのサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.sasked.gov.sk.ca/>

12.1 サスカチュワン州教育制度の役割と構造

サスカチュワン州では州教育庁(Department of Learning)が幼稚園から12年生までの教育制度を管轄する。同庁はその義務として、幼児教育から12年生までの教育プログラムの指揮・支援を通じ、サスカチュワン州民の社会的、経済的、個人的な福祉の発展を目指している。教育相を筆頭に、教育庁は学習および自己開発の分野における青少年のニーズに対応するよう尽力している¹¹⁸。教育相には、初等中等教育機関のコース設立、教師の資格認定、学校運営・資本的援助、教育政策開発など、数々の責務がある¹¹⁹。

教育庁は、サスカチュワン州教育関連のさまざまな課題においてリーダーシップを執るほか、教育政策を策定・実施したり、現行の州法規のもと幼児・児童を対象とした幼稚園から12年生までの質の高い教育制度を保つ責務を担う。同庁が実施する多数の政策のなかには、教師の資格認定や同州の全学校で使用するカリキュラム、教室における指導慣行、私立学校規制、州のさまざまな学区にあてた州予算や資本援助の支給・分配、学区境界の定義などに関連する政策がある。

¹¹⁷ Success for all: One of the greatest challenges in education, http://www.meq.gouv.qc.ca/publications/plan_reussite/index-a.htm. 2006年2月9日閲覧。

¹¹⁸ Saskatchewan Learning, 2005.

¹¹⁹ Saskatchewan Learning, 2006.

イニシアティブ実施と同時に、同庁はサスカチュワン州の教師、教育委員会、学校関係者、教育実施者、理事長、教育長を代表する委員会などとの密接な協力体制に努めている¹²⁰。

サスカチュワン州には、82の学区内に300を超える地域教育委員会がある¹²¹。同州の教育委員会は、州民により選任され教育の分野で地域社会を代表する理事で構成される¹²²。州全域で300人を超える理事がいる¹²³。理事は原則的にそれぞれの学区で幼稚園から12年生までの教育の管理に選出され、地方自治体の主要メンバーとみなされる¹²⁴。

教育相や教育委員会、学校理事の権限は、州の教育法にすべて明示されている。教育法(1995年)では、サスカチュワン州教育制度の構造、実施法、資金調達方法が定義されている。同教育法条項に従い、教育関連の権限および責務は教育相から個々の教育委員会へと発せられる¹²⁵。

12.2 サスカチュワン州教育カリキュラムの構造

サスカチュワンの現行カリキュラムは児童の発達段階に沿った構造になっており、生徒を多岐にわたる新技能に触れさせる基礎教育の提供を試みている。サスカチュワンでは、児童の発育・発達におけるさまざまな段階を認識し、全学年を大きく4つのレベルに分けている。これら4つのレベルとは、1)幼稚園、2)小学校(1年生から5年生)、3)ミドルレベル(6年生から9年生、以下中学校と称す)、4)シニアレベル(10年生から12年生、以下高等学校と称す)である。

サスカチュワン州の教育カリキュラムには2つの重要な要素がある。1つは「必須学習分野」で、もう1つは「共通主要学習」である。必須学習分野は州カリキュラムの枠組みを定義する骨格で、共通主要学習はカリキュラムを構成するさまざまなコースに織り込まれた焦点分野である。

サスカチュワン州カリキュラムには合計7つの必須学習分野(国語、算数、化学、社会、保健、芸術、体育)があり、各分野でそれぞれ他とは異なる知識技能が要求される。このような特定の学習分野における知識の習得は、小学生、中学生、高校生の知能発達に不可欠であると考えられている。

現在、6つの共通主要学習分野(コミュニケーション、計算能力、批判的・創造的思考、テクノロジー・リテラシー、個人的・社会的価値観、スキル・独習力)があり、州カリキュラム内の全コースに織り込まれている。これらの共通主要学習は、すべての学校教科を理解するのに必要な知識技能を含み、サスカチュワン州のコア・カリキュラムにおいて重要な側面である。

¹²⁰ Saskatchewan Learning, 2005.

¹²¹ Saskatchewan Learning, 2004.

¹²² Saskatchewan School Boards Association, 2006.

¹²³ Saskatchewan Learning, 2004.

¹²⁴ Saskatchewan School Boards Association, 2005.

¹²⁵ Saskatchewan Education, Training and Employment, 1994

サスカチュワン州教育庁は、州におけるフランス語教育の管理・運営責任を遂行するため、少数公用語事務局 (Official Monority Language Office、OMLO) と呼ばれる特別事務局を設置している。OMLO はその使命として、フランコフォン(フランス語)プログラム、フランス語イマージョン・プログラム、幼稚園から 12 年生までのコア・フランス語プログラムを対象としたフランス語教育サービスを提供する¹²⁶。

サスカチュワン州の学校におけるフランス語プログラムは、フランス語による効果的なコミュニケーション方法(会話および作文)の指導を通して、生徒にカナダ第 2 の公用語であるフランス語の基本構造と機能に関する知識を習得させることを目的としている。

サスカチュワンでは「第 2 言語としてのフランス語」指導は、2 つのプログラム(コア・フランス語あるいはフランス語イマージョン)のいずれかで実施する。コア・フランス語は、フランス語を母語としない生徒を対象としたフランス語の基本構造の指導に重点を置いたプログラムである。サスカチュワン州でコア・フランス語プログラムを履修する生徒は、毎日学校で最低 30～40 分フランス語を学習しなければならない。

一方、フランス語イマージョン・プログラムの場合は、授業や生徒とのやりとりを主にフランス語を媒介語として行う。フランス語イマージョンのコア・フランス語との相違点は、国語(英語)を除くすべての教科の授業がフランス語で行われるという点である。授業も教室内でのやりとりもフランス語だけで行わなければならないため、フランス語イマージョン・プログラムに在籍している生徒はほとんどの場合 8 年生終了時までバイリンガルとなる。コア・フランス語プログラムとフランス語イマージョン・プログラムに共通する主要目標は、生徒がフランス語やフランス文化、伝統に対し真の認識と理解を深め、前向きな姿勢を育成することである¹²⁷。

教育庁では、フランス語イマージョンの他にも第 2 言語プログラムを提供している。先住民は州の最初の住民であり、サスカチュワン州人口のかかなりの部分を構成する。サスカチュワン州教育制度は、先住民の生徒にそのユニークな文化的価値、目標、要望を真に反映した学習機会を提供すべく、過去 20 年以上にわたり大きな前進を遂げてきた¹²⁸。

サスカチュワン州先住民人口の教育に対する要望を州の主流教育制度に組み込むために、教育庁は先住民教育課 (Aboriginal Education Unit) と呼ばれる部門を設置した。この課の主要目的の 1 つに、「先住民研究および先住民語のコア・カリキュラム開発」におけるリーダーシップがある¹²⁹。先住民教育課は今日までに、現行の州教育カリキュラムの一環として先住民研究プログラムの開発・実施でさまざまな成果を収めている。

12.3 サスカチュワン州カリキュラムの基準

サスカチュワン州現行カリキュラムの主要目標は、生徒全員がそれぞれの潜在能力を最大限に伸ばせるようにすることである。学業で成功を収めるには、現在幼稚園から

¹²⁶ Saskatchewan Education、出版年不明

¹²⁷ Saskatchewan Education, 1994

¹²⁸ Saskatchewan Learning, 2003

¹²⁹ Saskatchewan Learning.

12年生までを対象に州全域の学校で実施されている州カリキュラムに定義づけられた数々の主要目標や価値を、生徒が着実に習得していく必要がある。

学校教育を通して、サスカチュワン州の生徒は読み書きなどの基礎技能を身につけることが期待されている。また、注意深く見たり、聞いたり、読んだりすることを通して情報を収集する能力、話したり書いたりすることを通して効果的にコミュニケーションを図る能力、科学や芸術、人文科学で習得したことを応用する問題解決能力などを身につけることも期待されている。さらに、基礎技能の習得に加え、自立心や責任感があり、キャリア志向ではっきりとした目標があり、学校や地域社会に積極的に参加し、健康に気遣い、全面的に善良な市民に成長するよう奨励されている。

12.4 サスカチュワン州における試験および評価

1994年以來、サスカチュワン州の学校の生徒は、さまざまな教科分野で州レベル、全国レベル、国際レベルの学力判定試験に参加している。州の学力判定プログラムを通じて、サスカチュワン州教育庁は算数、国語、テクノロジー、批判的思考法などの教科における生徒の到達度を評価してきた。同プログラムではまた、教師や教育指揮者に生徒の学力向上のための対処法・情報を提供するため、生徒と教師を対象にアンケート調査を実施している¹³⁰。

サスカチュワン州では現在、5年生、8年生、11年生を対象に数学、5年生、7年生、10年生を対象に読解の州共通学力判定試験を実施している。試験を受験する生徒は、「最低基準は満足(レベル 3から 5)」あるいは「基準以上(レベル 4と 5)のいずれかと評価される¹³¹。

州学力判定試験に加え、サスカチュワンの学校では、州カリキュラム設定の学習目標到達度の判定に他の方法も活用する。これら判定法には、書面による課題、発表、ディスカッション、作文、問題解決、プロジェクト、宿題、懇談、面談、小テスト、口頭試験、発言などがある¹³²。

13 ユーコン準州

ユーコン準州は北方準州の1つでカナダ最北西部に位置する。人口はおよそ3万1,000人、州都は人口2万3,272人のホワイトホースである。以前は最大の雇用業種は鉱業であった。今日は、政府セクターが群を抜いて同準州の最大雇用主となり、1万2,500人の労働人口のうちおよそ5,000人を直接雇用している。ユーコン準州教育庁のサイトは以下からアクセスできる。

<http://www.education.gov.yk.ca/>

13.1 ユーコン準州義務教育制度の役割と構造

ユーコン準州には、ローマカトリック系の学校3校を含む28の公立学校があり、これらすべての学校はユーコン準州教育庁の援助で運営している。各学校(1校を除く)には

¹³⁰ Saskatchewan Learning.

¹³¹ Saskatchewan Learning, 2004

¹³² Saskatchewan Education, 1995

選任制の学校審議会があるが、その意思決定権はごく限られている。フランコフォン(フランス語)教育委員会は、ユーコン準州唯一の第1言語としてのフランス語学校を管理・運営する。教育委員会設置に関する条項はユーコン準州教育法に定められている。14あるユーコン準州先住民族のうち9つの種族は自治を行っており、各民族の教育に対する管轄権を交渉により手に入れ、それを自治協定に明示している。しかし、今日まで実際にこの管轄権を行使した種族はない。大半の学校には、保護者や地域社会住民で構成される選任制の学校審議会があり諮問役を務めている。ユーコン準州教育制度運営資金および資本金は、準州政府の連結収益から拠出される。連邦・準州間の複数の協定により、教育目的に使用可能な資金の拠出も行われる。また、同準州では学校教育を目的とした複合税を徴収している。その税収入は連結収益に勘定される¹³³。

ユーコン準州では教育庁が学校運営のほとんどの面において責任を負う。教育法(2002年)はユーコン準州教育制度の構造的な枠組みについて示し、ユーコン準州教育制度下における、先住民の委任代表者を含む運営委員会の設立および運営について規定している。このような運営委員会の大半は諮問機関的な性質をもつが、なかには準司法的な権力を有し、事実上、教育庁から独立して機能している委員会もある。学校審議会は教育委員会ほどの権限はなく、その一部の権限のみ有する。教育委員会は教育庁がもつ管理権限の多くを有する。しかし、他州の教育委員会と異なり、ユーコン準州の教育委員会には課税権がなく、職員もすべてユーコン準州政府の雇用者である¹³⁴。

ユーコン準州内のほぼすべての学校に学校審議会があり、会長を含め3名から7名で構成される。学校審議会は、ユーコン準州の学校運営への保護者や一般住民の参加の重要性を認識した政府の価値観を反映したものである。学校審議会は学校のプログラムから規律方針にいたるまで諸事項に影響力をもつ。問題解決や意思決定の助力となったり、学校活動や優先事項の青写真である学校計画の検討・承認を行う。また、各学校における校長の雇用に関与したり、学校予算の使用方法について提言を行ったりする。各地域でのコース開発を提案することもある。その他にも、学年度の長さや教職員の必要性、学校の改築やプログラム、生徒の通学手段について助言することもある。学校審議会は、その助言や関与を通じて学校に多大な影響を与える。一方、教育委員会は学校の運営全体に対する直接の責任を負う。ユーコン準州には現在、同準州の第1言語としてのフランス語学校を運営する教育委員会が1つある¹³⁵。

13.2 ユーコン準州カリキュラムの構造

ユーコン準州はカナダ北西部協定(WNCP)に参加している。同協定はカナダ北西部におけるカリキュラムの一般的な枠組み策定を支持するもので、この枠組み内で、ブリティッシュ・コロンビア州教育プログラムがユーコン準州カリキュラムの基盤となっている。ユーコン準州カリキュラムは地域特有の必要性や条件を反映するため、状況に応じて頻繁に変更される。

¹³³ Teaching in the Yukon: An information handbook for prospective teachers.

http://www.education.gov.yk.ca/pdf/teaching_handbook.pdf. 2006年3月23日閲覧。

¹³⁴ Public School Branch, <http://www.education.gov.yk.ca/psb/index.html>. 2006年3月23日閲覧。

¹³⁵ School Councils, <http://www.education.gov.yk.ca/ess/schoolcouncils.html>. 2006年3月23日閲覧。

ユーコン準州教育法では、先住民の生徒だけでなく同準州の学校に在籍する全生徒を対象とした、先住民言語・文化の学習を義務づけている。先住民人口はユーコン準州全体の 23%を占め、必然的にその割合は教室に反映されている。ユーコン準州学校教育制度に在籍する先住民生徒の学業達成は、政府の優先事項の 1 つである。先住民の生徒に従事させ、先住民文化の価値観と複雑さについて学ばせる学校教育制度の構築が、学業達成を推進するための最初の重要なステップである。この目的のために、教育庁は常勤相当の先住民語教師を 30 人ほど雇用している。彼らはユーコン準州内 28 校のうち、農村部の学校全校を含む合計 19 校で指導を行っている。

現在、ユーコン準州先住民の教材とリソースを開拓中で、そのなかには 5 年生の土地請求单元、ユーコン準州先住民史 12 教科書、ユーコン準州先住民の文化と言語に焦点を当てた児童書小冊子シリーズなどがある。教材はすべて 2005/06 年度に導入される。先住民文化をカリキュラムに組み込む一手段として、ユーコン準州政府は学校に資金を提供し、先住民文化プログラムの強化に努めている。先住民文化プログラムには、バイソン狩りやモカシン作り、ビーズ細工、彫刻などの各種先住民文化活動が含まれる。教育庁は、ユーコン準州カリキュラムへの先住民文化統合の円滑化を図るため教材やリソースの開拓を行うほか、ユーコン準州先住民協議会 (Council of Yukon First Nations) との提携のもと教育改革を開始した¹³⁶。

ユーコン準州教育庁はまた、試験的な全日制幼稚園プロジェクトや幼稚園前プログラム、リーディング・リカバリー (読書回復) などの早期介入イニシアティブも支援している。読書回復は読み書き学習において追加支援を必要とする 1 年生 (6 歳児) を対象にした早期介入プログラムである。読書回復は、ユーコン準州教育庁の早期介入イニシアティブの一部である。読書回復は、通常の教室での指導を補足するもので、担当教師には、教室での経験豊かで、教師リーダーのもと 1 年間のトレーニング・プログラムを修了した者が選ばれる¹³⁷。

ユーコン準州では、住民とコミュニティが距離を隔てて散在しているため、遠隔学習化が発展しつつある。2003~04 年度から、遠隔学習やホームスクールのコースが 4 年生から 12 年生を対象に無償で始まり、その結果ホームスクールと遠隔学習、つまり通信教育コースの登録生徒数が劇的に増加した。2004~2005 年度の、遠隔学習プログラム (またはコース) の登録生徒数は 174 人であった。これらの生徒は、ブリティッシュ・コロンビア州教育省が提供する 364 の通信教育コースにさまざまな学年において在籍していた。

¹³⁶ Public School Branch, <http://www.education.gov.yk.ca/psb/index.html>. 2006 年 3 月 23 日閲覧。

¹³⁷ Reading Recovery, http://www.education.gov.yk.ca/psb/reading_recovery.html. 2006 年 3 月 23 日閲覧。

付録 6： 各州・準州の略号

州/準州	州略号
アルバータ州	AB
ブリティッシュ・コロンビア州	BC
マニトバ州	MB
ニュー・ブランズウィック州	NB
ニューファンドランド・ラブラドール州	NL
ノースウェスト準州	NT
ノバ・スコシア州	NS
ヌナブト準州	NU
オンタリオ州	ON
プリンス・エドワード島州	PE
ケベック州	QC
サスカチュワン州	SK
ユーコン準州	YT

カナダにおける義務教育制度の概要

平成19年 1月 10日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会 (CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

TEL 03-3591-5482 FAX 03-3591-5346

クレア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ (<http://www.clair.or.jp>) をご覧ください。